

號別特報會議會題問市都國全

會總議會題問市都國全回三第

(屋古名·年七和昭)

1

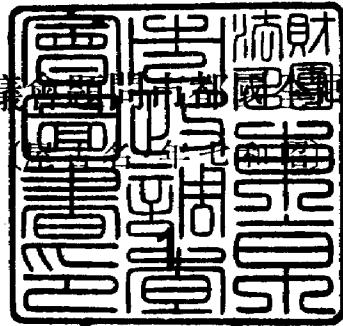
告 報 研 究

編 題 議 — 第

(制 稅 索 擔 負)

議會題問市都國全

會總議會題問市都國全三第



告 報 研 究

編 題 議 一 第

(制 稅 竝 擔 負)

編 題 議 二 第 告 報 研 究 · 冊 二 第

編 題 議 一 第 料 賽 考 參 · 冊 三 第

度 年 六 和 昭 料 賽 考 參 · 冊 四 第

要 概 政 財 方 地 料 賽 考 參 · 冊 五 第

編 題 議 二 第 料 賽 考 參 · 冊 六 第

錄 要 事 議 · 冊 六 第

議 會 題 問 市 都 國 全

凡例

- 一 本書は昭和七年五月名古屋市に於て開催の第三回全國都市問題會議總會の主報告要旨並に一般參加申込者の中より提出せられたる研究報告類中、第一議題に關する分を輯錄したるものにして、別冊「研究報告第二議題編」及「參考資料」三種と併せて總會の豫備資料を作し、更に總會終了後刊行すべき「議事要錄」を加へて總會關係文書を組成するものなり。
- 二 研究報告類の配列は大體議題の内容順序に従ふを旨としたるも、印刷と提出期との關係上必ずしも一貫せず。
- 三 本書に收むる研究報告類の提出者は、全國都市問題會議規約第四條第一項第一號乃至第三號に掲ぐる諸團體等の代表員たる資格に於ける者を主とするも、同第四號及第五號に掲ぐる個人の資格に於ける者も亦若干を存す。尙提出者の多くは正會員の代表員又は正會員なり。
- 四 議題に關する研究及討議に就て諸項記入上の便宜を慮り、各頁の上部空欄を特に多からしめたり。
- 五 本書は前掲の如く、總會の豫備資料として總會參加者に配付するを主旨としたるが、獨立の文獻として取扱ふも、一般都市問題研究上の好箇の参考資料たるを信ず。
- 六 本書の成るに際し、研究報告類提出者の勞に對して厚き敬意と感謝とを捧ぐ。

昭和七年四月

全國都市問題會議

012643

第三回全國都市問題會議總會第一冊研究報告

第一議題編（負擔並稅制） 目次

凡 例

開催要項	一
議 題	二
第一 市町村民の負擔並市町村の稅制問題	三
第二 都市に於ける汚物處理並汚染防止問題	六

主 報 告

市町村稅制に關する報告要旨	京都帝國大學教授神戸正雄 一九
一 現行市町村稅制と其缺點	法 學 博 士 一九
二 改正案と其長短	二二
戶數割代稅の現狀	内務事務官永安百治 一五

一般報告

仙臺市民の負擔状況並地方稅制に關する考察
……仙臺市長 滝谷德三郎……四二

市町村稅制改正具體案の若干 … … … … 佐世保市收入役 高田治郎 … 〇
國稅附加稅(七〇)…各稅の滯納處分方法及缺損處分方法(七一)…國府縣市町村等の間に於ける

大都市財政の合理化 大阪朝日新聞論説委員 藤田進一郎 七三
總記

二九 牛馬税系統(一一六)……三〇 船舶税(一一七)……三一 陶器税(一一八)……三二 火葬税
 (一一八)……三三 白砂税(一一八)……三四 府縣費全額分賦の神戸市に於ける特別税種兼稅(一
 九)

家屋税及其の附加税の地方税制上に於ける偏重傾向

財團法人東京市政調査會理事
 大阪商科大學市政研究室主任 池 田 宏・三〇

一 はしがき(一一一)……一 地方税に關する法制上に帶有する家屋税及其の附加税の地方財政上
 の使命(一一三)……三 家屋税及其の附加税の實績(一一七)……四 家屋税及其の附加税の偏重傾
 向(一一〇)……五 家屋税及其の附加税偏重傾向の影響と之が救済(一一一)

開 催 要 項

全國都市問題會議は、昭和六年四月一日、會議規約の設定と共に從來の隨時開催の主旨を變じて獨立恒久の組織となれるものなり。而して會議規約第七條は、都市政策其の他各般の都市問題に關する研究を遂げ並に之に關する資料の交換を行ふ爲めに、隔年一回總會を開く旨を規定す。今次の總會は即ち此の規定に基く定時會合にして、新組織設定後初めての總會なるが故に、本來は第一回總會と稱すべきものなるも、從前二回に亘る會議、即ち昭和二年五月大阪都市協會主催の下に大阪市に開催のもの、及昭和五年十月_{財團法入}東京市政調查會主催の下に東京市に開催のものとの聯繫を保たしむること寧ろ便宜ならんとの考慮より、敢て第三回總會と指稱することとせり。

總會開催に就ての要項は、「會報」第一號を以て之を發表したるが、其の後に於ける確定事項と併せて必要部分を摘錄すること左の如し。

一 開 催 期 昭和七年五月十九日(木)、二十日(金)、二十一日(土)

二 開 催 地 名古屋市

三 議 題 左の二題にして、内容後掲の如し。

第一 市町村民の負擔並市町村の稅制問題

第二 都市に於ける汚物處理並汚染防止問題

四 議事の方法 第一日及第二日を事務報告並に議題に關する報告討論等に充て、第三日を實地観察に充つ。

五 主報告者 議題に關する主報告者左の如し。

第一議題に就て

京都帝國大學教授 法學博士 神戸正雄氏
内務事務官 永安百治氏

第二議題に就て

内務省衛生局豫防課長 内務技師 博士 高野六郎氏
名古屋市水道部長 技師 池田篤三郎氏
大阪市立衛生試験所長 技師 藤原九郎氏
医學博士 池田篤三郎氏

六 準備文書等 參加申込者には總會準備文書として、「研究報告」及「參考資料」等通計五冊並に總會用「會報」類を總會期日前に交付し、總會終了後「議事要錄」等を配付す。

議題

第一 市町村民の負擔並市町村の稅制問題

一 市町村民の負担の現状

イ 各種租稅（國稅、府縣稅、市町、村稅其の他地方稅）負擔

(一) 各種租稅の稅目、課額及課率

(二) 人的負擔及物的負擔の區分

(三) 所得級別及職業別に依る負擔の區分

ロ 租稅以外の直接負擔

(一) 受益者負擔金の負擔額

(二) 夫役現品の負擔額

(三) 公共組合（農會、水產組合、土地區劃整理組合、耕地整理組合、商工會議所）費の負擔額

(四) 其の他共益費（衛生組合費、納稅組合費、火災豫防組合費の類）の負擔額

ハ 以上二項に該當せざる負擔

二 市町村債其の他市町村民の負擔を特に重からしむる事項

二 市町村税制の実施沿革、課額、課率及其の実收成績

イ 實施沿革、課額及課率

(一) 國稅附加稅(普通市町村稅及都)
(市計畫特別稅等)

(二) 府縣稅附加稅(普通市町村稅、都市計畫特)
(別稅及區に屬する市稅等)

(三) 各種特別稅

ロ 前掲イの各稅の一部賦課及不均一賦課

ハ 前掲イの各稅の滯納及過年度調定

三 市町村稅の地位及徵稅の組織

イ 國稅及府縣稅等に對する市町村稅の地位

ロ 市町村歲入中に於ける市町村稅の地位

ハ 徵收の組織、方法及經費

四 負擔の適否

イ 各種租稅負擔

(一) 國稅、府縣稅、市町村稅其の他地方稅の區分に依る負擔關係

(二) 人的及物的の區分に依る負擔關係

(三) 所得級別及職業別に依る負擔關係

ロ 受益者負擔金、夫役現品、公共組合費其の他共益費負擔關係

ハ 其の他各種負擔關係及負擔を重からしむる市町村債等

五 市町村稅に關する制度の適否並之が改廢に關する具體案

イ 國稅附加稅

ロ 府縣稅附加稅

ハ 各種特別稅

ニ 各稅の一部賦課及不均一賦課

ホ 各稅の滯納處分方法及缺損處分方法
ヘ 國府縣市町村等の間に於ける稅源配分關係

ト 地方稅制限

六 市町村民の負擔並市町村の稅制に關する根本方策

第二 都市に於ける汚物處理並汚染防止問題

一 都市に於ける汚物發生並汚染の現状

イ 現に處理しつゝある都市汚物

(二) 都市汚物(汚物掃除法に依る汚物並路塵、飛塵の類)の種類及其の性状

(二) 都市汚物の發生量並其の發生及集積に因る各種の影響

ロ 現に防止に努めつゝある都市汚染

(一) 公水の汚染状況(廐敗、懶濁、廢物投)及之に因る各種の影響

(二) 各種地域上に於ける空氣の汚染状況(交通機關の排氣、煤煙、工場)及其の與ふる各種の影響

二 都市汚物並汚染の措置方法(現に採用中の方法及採用を計画し若くは採用を勧奨せらるべき方法)

イ 汚物發生並汚染の防止

(一) 防止方法選定の根據

(二) 防止の施設

(三) 防止方法の適用

三 都市汚物並汚染の措置に關する制度

(四) 防止方法適用の結果

ロ 汚物の處理並汚染の淨化

(一) 處理又は淨化方法選定の根據

(二) 處理又は淨化の施設(汚物容器、蒐集搬出用)

(三) 處理又は淨化方法の適用

(四) 處理又は淨化方法適用の結果

三 都市汚物並汚染の措置に關する制度

イ 關係現行諸法規(附屬法令並地方廳令等を含む)の適否並之が改廢に關する具體案

ロ 關係行政處分例の適否並其の改廢に關する具體案

ハ 關係現行諸法規適用地域指定標準の適否

ニ 現行制度上に於ける私人、衛生組合、市町村内諸地域的團體(市制第六條の市の)、市町村(街、邑、面等)、道府縣州、國其の他特殊地域(停車場、港灣の類)に於ける責任者の事務の分配及連絡

ホ 行政官廳の關係事務組織及監督制度

ヘ 前掲ニの各種責任者の當該責任事務の直營組織又は之が依託若くは請負關係

ト 市町村に於ける關係從事員の處遇

四 都市汚物並汚染の措置に關する財政

イ 各種責任者の費用

(一) 施設諸費(私人の塵芥容器費の類をも含む)

(二) 経常経費(私人の屎尿汲取費の類をも含む)

(三) 市町村費用の其の總歳出に於ける地位

ロ 各種責任者の財源の種類及金額

(一) 汚物並汚染の措置より直接に生ずる收入(物品を含む)

(二) 關係基金類並之より生ずる收入

(三) 關係受益者負擔金、補助金、寄附金の類其の他特定の財源

ハ 費用の經濟化

ニ 費用調達方法の合理化並新財源の探索

五 都市清潔保持の社會教育

イ 社會教育的施設

ロ 公徳運動

六 都市に於ける汚物處理並汚染防止の根本方策

市町村稅制に關する報告要旨

主 報告者
京都帝國大學教授 神 戸 正 雄

一 現行市町村稅制と其缺點

(A) 現行稅制——に依れば市町村稅は、物稅たる地租附加稅、特別地稅附加稅、家屋稅附加稅、營業收益稅附加稅、營業稅附加稅を根幹となし、之に配するに人稅たる戶數割(所得稅附加稅と家屋稅附加稅増率にて代ふることあり)を以てし、更に添ふるに雜種稅附加稅、雜種稅なる特別稅を以てするものと認められる。

(B) 其缺點

(i) 人稅物稅の關係——人稅物稅の割合が原則上(例外はあり)、人稅は市にありては、稅總額の百分三十七以内あるは可なれども、町村にては、百分六十以内とあり、尙其上にも實際には其以上となるのは、人稅偏重の嫌あり。

(ろ) 人 稅——

(1) 人税物税を対立せしめて其の各をして之が機能を發揮せしめんとしながら、人税に代ふるに物税たる家屋税を以てする場合あるは遺憾なりとする。人税に代ふるに齊しく人税たる所得税附加税を以てするのも、戸數割と所得税附加税と、二者其課税方法の異なるに於て齟齬を生ずる間隙がある。人税につきては其を全國統一的となし得るものにしたし。

(2) 人税たる所得税附加税に於て、一部の所得（第二種）を源泉課税として第三種の所得の総合的課税から除外し、而かも其源泉課税部に地方附加税を禁止したる爲め、此が人税としては不完全なるものとなり、戸數割にては斯かる除外なく、凡べての所得の綜合課税となるのは、人税として結構なれども、かくして綜合課税を爲しながらも、累進率とせず比例率を適用するのは大に不満足である。

(3) 所得税附加税につきて、土地家屋營業の所得のみは所在地課税として住所地課税から除くのも人税としては不満足であり、そして住所地課税となるものにても、或人が數多の住居所を有つ場合に於て、其の偶々住所とした一の市町村のみの課税とするのも、實際には不満足である。

(4) 戸數割につき、一人に屬する數多の戸あるとき、其戸の屬する市町村の間の分配に關しても、財源所在地と戸所在地と別異なる場合に於ける兩地間の分配に關しても不満足なるものがある。

(5) 戸數割については、更らに義務者として滞在三箇月以上に重きを置く爲め、能力なき滞在者に課するの不都合を來なし、其資産計算方法にも不満足なるものがある。

(は) 物税——市町村の物税としては全く附加税のみに依り、國稅又は府縣稅の附加税のみを採用する爲め、其課税標準が自ら長く固定不動となり、折角増加しつゝある能力を課し得ぬこととなつて其結果は、市町村の財政收入の上に不利を招き、且つ義務者の間の能力の變化に追隨せず、時と共に益々、不公平を増長することになるといふ缺點がある。

(に) 雜種税——大體、あまりに零碎なる財源を漁り、細民を苦しめる嫌がある。

二 改正案と其長短

(A) 改正案——としては色々のものが工夫され得る。或は姑息なる小改正を行ふのも一案だが、試みに根本的の改正案を示すならば下の如し。

(い) 物税

(1) 土地家屋營業の稅は凡て市町村稅とする。即ち地租、營業收益稅は國からして市町村に委譲し（尤も地租につきては國稅の名義を維持し、其收入の歸屬を市町村とした方が反対がなくして済まう）、特別地稅、家屋稅、營業稅も府縣から市町村に移す。

(2) 課稅標準は、土地家屋につきては其々の稅から取るべき收入の約二分一は時價により、他の二分一程度のものは推定所得による。營業稅にありては其收入期待額の約半分は外形標準により、他半は所得（現實又は推定）による。

(3)課税物件は、土地家屋につきては空き地、空き家にも課税することゝし、營業に對しては無所得又は缺損の場合にも、外形標準に關する限り之を課する。

(4)課税物件及標準の確定につきては、國、府縣、市町村の三種の吏員の共力に依る。國家吏員が之に關與するのは、一には其結果が所得稅相續稅等の徵稅上に關係するのと、又二には、此が地方稅の賦課の良否が結局國家的行政の良否を意味し、そして、市町村吏員のみに任かしては調査決定し難きものが存し、且つ諸の地方の間の均衡を失すこととなる恐もあるのによる。府縣の之に關與するものは、之に附加稅を課するにつきての利害關係と、市町村間の均衡の維持との二點からである。

(ろ) 人 稅――

(1)人稅として地方の取るべきものは一切、國に任かす。即ち一方には戸數割、所得稅附加稅の全部、家屋稅の増率を廢止し、他方、國稅たる所得稅、相續稅を相當に改造且つ増率し、下級民に對する所得稅の代役を爲す消費稅をも適當に增徵し、國家にして初めて能く課し得る資本利子稅と之が附加稅に相當するだけ増徵し、以て國が失ふ所の地租、營業收益稅の缺陷を補填し且つ市町村交付の財源を得るやうにする（其上、財產稅の設定が出來れば一層能く之に應じ得るが、此が行はれずとも、上記の方法如何によりては目的を達し得るであらう）。

(2)市町村人稅に相當する收入は、大體、市町村物稅收入の二分一程度とし（人稅一、物稅二の割合）、其れだけのものを國より市町村に交付する。

(3)交付の標準は主としては、二分一は住民數、二分一は直接國稅額か、或は二分一就學兒童數、二分一土地賃貸價格（推定所得又は時價）か、何れかに依る。別に貧弱市町村への特別補助の意味の交付をも行ふ。

(は) 雜種稅——大體、不動產交通稅、奢侈稅により、出來るだけ稅種を少くする。自動車、船舶の如き可動物件の稅は國稅として統一し其收入を適當に地方に交付するのが適切と考へられる。

(B) 其 長 短

(い) 長 所

(1)國地方を通じて稅體系が立ち負擔の公平が得られる。

(2)土地家屋（營業）稅の課稅標準が實際に近づき、公平上、財政收入上、満足なるものに近づく。

(3)人稅が全國統一的網羅的に課せられて、重複又は遺漏なく、且つ可なりに多くのものが綜合累進課稅下に立ち、不満足の點少きを得る。

(ろ) 短 所

(1)國、地方、各別にては稅體系整はず。

(2)人稅收入の地方分配標準が多少不満足なることを免れぬ。

(3)地方團體員が團體員として負ふ人稅なきは遺憾である。

戸數割代税の現状

主 報告者 内務事務官 永 安 百 治

序 説

一 戸數割及其の代税の地位

戸數割は、一戸を構ふる者又は一戸を構へざるも独立の生計を營む者に對し、其の者の所得額及び資産の状況に依り算定したる資力を標準として賦課せる市町村特別税であるが、昭和六年度に於て之を賦課せる市町村の數は、七三市及び一一、五三一町村の多きに及び、其の關係人口は四千九百萬人の多きに達してゐる。而して其の市の數は全國の六割七分、町村の數は同じく九割八分を占め、又關係人口は全國の七割七分に當つてゐる。而して其の稅額は、昭和六年度豫算に依れば、總額一一四一二七千圓に達し、市町村稅總額の約三割五分に當り、各稅目中首位を占めてゐるが、更に之を戸數割を賦課する市町村のみに付て觀れば、戸數割の總額は、市町村稅總額の五割一分に當つてゐる。斯くの如く、戸數割は、市町村稅として極めて重要な地位を占めてゐるのみならず、市町村の本

則的税目であるが、其の課税標準たる資力の調査困難、又は納稅義務者の異動頻繁なるため之が徵收困難等の事情に因り、戸數割を賦課し難き場合があるので、斯くの如き市町村に於ては、内務大藏兩大臣の許可又は認定を受けて、戸數割に代るべき税を賦課し得ることになつてゐる。昭和六年度に於て戸數割代税を賦課してゐるのは、三六市、一八八町村であつて、其の市の數は全國の三割三分を占めてゐるが、町村の數は全國の僅に二分に過ぎず、又市と町村とを通ずるも其の數は全國の二分に止まつてゐる。併しながら、大都市がいづれも戸數割代税を賦課してゐる爲め、其の關係人口は千四百萬人に達し、全國の二割三分に當つてゐる。而して其の税額は、後述する如く、四五、八四〇千圓に達し、戸數割代税を賦課する市町村に於ける税總額の四割五分に當り、戸數割と略同等の地位を占めてゐる。

尙財政上戸數割を賦課する必要なき市町村、即ち戸數割の代税をも賦課する必要のない市町村の數は昭和六年度に於て一八町村に及んでゐる。其の内町村稅を全然賦課してゐるのは、静岡縣賀茂郡

白濱村と、福島縣雙葉郡川内村の二村である。

昭和六年度戸數割及其の代稅豫算額

備考

- 一 市町村の數は、伊豆七島及小笠原島を除く内地に於ける昭和六年四月一日現在である。
二 人口は昭和五年の國勢調査に依る。但し部隊艦船在刑務所人員を除く。尙其の後昭和六年四月一日迄に、町村を廢し、其の區域を市に編入したものは之を市部の人口として計算した。

三 市町村税は昭和六年度當初豫算額である。但し縣費の全部の分賦を受けたる神戸市に於ける縣稅相當額を控除した。

二 戸數割代税の種類

戸數割を賦課し難き市町村に於ける戸數割の代税として、法令に於て直接認められてゐるのは、所得税附加税と家屋税附加税とであつて、特別税として之が設定を許されてゐるのは、所得税と戸別割とである。而して此等戸數割代税の額は、昭和六年度當初豫算に依れば次の如き數字を示してゐる。

	市	町	村	計	千稅分額
賦課團體數	稅額	賦課團體數	稅額	賦課團體數	稅額
所得税附加税					
家屋税附加税	三六	九、一四九 <small>千円</small>	一五六	一九二	二三一
特別税所得税	七	二六、一〇一	一七八八	一〇、五八五 <small>千円</small>	七六二
同 戶別割	一七	一八三	一	三四、九四一	四
計	一一五	一一五	一	一八四	八
	三六	三五、五四八	一四	三一	三
		一八八	一〇、二九二	一三〇	
			二三四	四五、八四〇	
				一〇〇〇	

備考 家屋税附加税は戸數割代税としての推算額である。尙神戸市稅家屋税は之を家屋税附加税と看做し且縣稅相當額は之を控除した。

これに依つて觀れば、戸數割代税の過半は家屋税附加税であつて、總額の七割六分を占め、次は所

得税附加税の二割三分で、所得税及び戸別割に至つては、殆んどいふに足らない程度である。而して戸數割代税としての沿革の最も舊いのは、家屋税附加税と戸別割とであつて、性質の戸數割に最も近いのは所得税附加と所得税とである。

第一 所得税附加税

一 戸數割との關係

所得税附加税は、大正十四年度迄は、總ての市町村に於て之を賦課し得たのであるが、大正十五年に行はれた地方稅制の改正に依り、道府縣稅戸數割の廢止補填財源の一部に充つる爲め、市町村から之を道府縣に委譲し、市町村は原則として所得税附加税を賦課し得なくなり、たゞ戸數割を賦課し難き市町村に於てのみ、主務大臣の許可を受けて賦課し得ることとなつたのである。即ち地方稅制限に関する法律第三條第二項に於て「北海道府縣以外ノ公共團體ハ府縣費ノ全部又ハ一部ノ分賦ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外所得税ヲ納ムル者ノ所得ニ對シ課税スルコトヲ得ス」と規定し、原則として市町村に於ける所得税附加税の賦課を禁止せるに拘らず、同條第三項に於て「戸數割ヲ賦課シ難キ市町村ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ内務大臣ノ許可ヲ受ケ所得税附加税ヲ課スルコトヲ得但シ其ノ賦課率ハ所得税百分ノ七ヲ超ユルコトヲ得ス」と規定してゐるから、市町村税たる所得税附加税が戸數割代税たることは明瞭である。尤も同條第二項に所謂府縣費の全部の分賦を受けたる場合は、府縣制第

百四十條第二項の「特別ノ事情アル府縣ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市部郡部ノ經濟ヲ分別シ市部會郡部會市部參事會郡部參事會ヲ置キ其ノ他必要ナル事項ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケタル府縣ニ於テハ府縣會ノ議決ヲ經テ其定に基く府縣制施行令第二十八條の「市部會及郡部會ヲ設ケタル府縣ニ於テハ府縣會ノ議決ヲ經テ其ノ市部ニ屬スル部分ニ賦課スヘキ額ヲ市ニ分賦スルコトヲ得」の規定及び地方稅制限に關する法律第四條第一項の「府縣費ノ全部ヲ市ニ分賦シタル場合ニ於テハ市ハ前三條ノ市稅制限ノ外其ノ分賦金額以内ニ限り府縣稅制限ニ達スル迄課稅スルコトヲ得」の規定に依り賦課する場合であつて、これに該當する市は、昭和五年度に於ては、京都、神戸及び廣島の三市であつたが、昭和六年度に於ては單に神戸市のみである。然るに同市は右規定に依り縣費の分賦に充つる爲めのみならず、一般市費に充つる爲めにも、戸數割を賦課し難きものとして、地方稅制限に關する法律第三條第三項の規定に依り主務大臣の許可を受けて、所得稅附加稅を賦課してゐるから、同市の賦課する所得稅附加稅は、縣稅代稅と戸數割代稅との兩者を合せたものである。而して同市は、昭和六年度に於て、前記の制限を超えて所得稅附加稅を賦課してゐるが、其の制限外課稅は縣費分賦以外の市費に充つる爲めに行ひ、縣費分賦に充つべき所得稅附加稅は、縣稅の制限満度迄賦課してゐるから、所得稅附加稅額より縣稅制限額を控除して殘額が戸數割代稅に當るものと看るべきである。

次に同法第三條第二項に所謂府縣費の一部の分賦を受けたる場合は府縣制第百三條第二項の「府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ市町村ニ分賦スルコトヲ得」の規定に基く府縣制施行令第十二

六條の「府縣ハ臨時少額ノ費用ノ爲特ニ賦課徵收ヲ爲スヲ要スル場合ニ於テハ當該年度ノ府縣稅既定豫算額ノ十分ノ一ノ範圍内ニ於テ其ノ費用ヲ府縣内市町村ニ分賦スルコトヲ得」の規定に該當する場合であるが、此の規定に依り分賦せられた費用に充つる爲め、市町村が所得稅附加稅を賦課した事例は當初豫算に依る課率に於ては存しないと思はれる。

二 賦課額、

昭和六年度に於て、戸數割を賦課し難きため、其の代稅を賦課せる市町村の數は、三六市、一八八町村であるが、其の中所得稅附加稅を賦課してゐるのは、市に在りては三六市全部であるが、町村に在りては一五六町村であつて、殘の三二町村に於ては之を賦課してゐない。而して戸數割代稅としての賦課額は、所得稅附加稅豫算の總額一一、四五三千圓から、神戸市に於ける縣費分賦に充つべき縣稅制限相當額八六八千圓を控除した殘額一〇、五八五千圓である。

所得稅附加稅の賦課の制限は、前述の如く、本稅の百分の七であるが、特別の必要ある場合には、監督官廳の許可を得て其の百分の十二迄、又法定の費用に充つる爲め必要ある場合には、監督官廳の許可を得て更に制限を超過して課稅することが出来るやうになつてゐる。而して昭和六年度に於ける賦課率を觀るに制限内に於て之を賦課するものは一市、七四町村、制限外課稅を行つてゐるものは三五市、八二町村であつて、課率の最も高いものは、制限率の三倍に及んでゐる。昭和六年度豫算額を

制限内と制限外とに分つと左の如き数字となる。

	總額	課率		(平均賦課率 に對する割合)
		内制限額	制限外賦課額	
市	九、一四九千円	四、一一五千円	五、〇三四千円	〇・一五五
町村	一、四三六	九五五	四八一	〇・一〇五
計	一〇、五八五	五、〇七〇	五、五一五	〇・一四六
				一一二%

備考 賦課率が制限率に達せざるもの七町村あるが、其の制限内餘裕額は合して四五八圓に過ぎない。

三 戸數割との比較

所得税附加税の實質を、戸數割と比較するに、課稅物件の相違以外に、次の四の點に於て異つてゐる。第一は納稅義務者の範圍、第二は稅源の範圍、第三は稅率の定め方、第四は彈力性の程度である。

(一) 納稅義務者

納稅義務者の範圍は、更に次の三の點に於て異つてゐる。第一は法人を含むこと、第二は住民又は三月以上の滞在者に限らざること、第三は納稅者の範圍狭きことである。

(1) 法人 戸數割の納稅義務者は自然人に限られてゐるが、所得税附加税はこれに限らず、法人

	所得税附加税賦課額	課率		人分の割合
		個人に對する分	法人に對する分	
市	一三、四六三千円	八、八二二千円	四、六四一千円	三四%
町村	一、四七八	一、一六四	三一四	二一
計	一四、九四一	九、九八六	四、九五五	三三

にも賦課することとなつてゐる。即ち第一種所得税及び第三種所得税の兩者に對し共に附加税を賦課することとなつてゐるのである。昭和五年度に於て、戸數割を賦課し難き爲め其の代税の一部として所得税附加税を賦課した市町村の統計(一部未調査のものあり)に依り、同年度所得税附加税の調定額を、個人に對する分と法人に對する分とに分別すれば左の如くであつて、法人は戸數割を賦課せざるが爲めに所得税附加税に於て重課せられ、反対に本來の戸數割納稅義務者はそれだけ負擔を輕減せられてゐる譯である。

備考 府縣費の全部の分賦を受けたる京都、神戸及び廣島の三市に於ける縣稅所得税附加税制限相當額二、八五〇千圓を控除した

(2) 個人 次に戸數割納稅義務者の範圍は、市町村内に住所を有し又は三月以上滞在する構戸者又は獨立の生計を營む者に限られてゐるが(市制一一八條、町村制九八條、地方稅ニ關スル法律二三條)、所得税附加税の納稅義務者に付ても亦一般には之を要件とするが、土地家屋物件又は營業所を設

けた營業より生ずる收入に對しては、住所滞在の如何を問はず各稅本の所在地市町村に於て賦課することとなつてゐる（市制一一九條、一二〇條、町村制九九條、一〇〇條）。昭和五年度に於ける個人に對する所得稅附加稅の調定額を住民及び三月以上の滯在者に對する分とその他の分とに分別すれば次の如くであつて、住民にもあらず又三月以上の滯在者にもあらざる者は、戸數割を賦課せざるがために所得稅附加稅に於て重課せられ、反対に本来の戸數割納稅義務者はそれだけ負擔を輕減せられる譯であるが、其の額は僅少である。

	住民及三月以上滯 在者に對する分	其の他の分	計	總額に對する其 他の分の割合
市	八、六四 <small>千円</small>	一八一 <small>千円</small>	八、八二二 <small>千円</small>	○・〇二
町 村	一、〇七二	九二	一、一六四	○・〇八
計	九、七一三	二七三	九、九八六	○・〇三

以上の如く、法人にしても、將又個人にしても、法律上に於ける納稅義務者の範圍は、戸數割に於けるよりも所得稅附加稅に於ける方が廣いのであるが、免稅點の關係上、實際の納稅義務者は、戸數割に於けるよりも、所得稅附加稅に於ける方が遙に小さいことは敢て説明を俟たないであらう。

（二）稅源

次に戸數割の課稅標準は資力であるが、其の資力は所得額の外資產狀況に依り算定せられ、且所得

額は所得發生地の如何に拘らず、原則として之を綜合して計算することとなつて居り、たゞ同一人に對し數市町村に於て戸數割を賦課する場合に於ては、各其の市町村に於ける所得を以て其の者の資力算定の標準たる所得とし、其の分別し難きものは、之を關係市町村に平分し、又戸數割を納むる市町村以外の地に於ける所得は住所地市町村に於ける所得と看做されることになつてゐるが（地方稅ニ關スル法律施行勅令二三條）、所得稅附加稅に在りては、前述の如く土地家屋物件又は營業所を設けた營業より生ずる收入に對しては各其の所在市町村に於て、其の他の收入に對しては住所地又は三月以上の滯在地市町村に於て賦課し、若し住所滯在が市町村の内外に涉る場合は其の收入を關係市町村に平分することとなつてゐる（市制町村制施行令四二條）。故に市町村外に於ける土地家屋物件又は營業所より生ずる收入に對し所得稅を納むる者は、戸數割を賦課する場合よりも負擔が輕減せられ、従つてそれだけ一般の者に於て負擔しなければならぬこととなる譯である。又資產狀況に依り算定すべき資力に付ても其の資產は其の市町村内に存するものに限らず總てを綜合することとなつてゐるから、此の點に付ても同様の結果を生ずるであらう。

（三）稅率

戸數割は比例稅であるが、所得稅附加稅は、本稅中第三種が累進稅であるから、附加稅其のものの賦課率は均一であつても、所得に對しては累進課稅となつてゐる、従つて所得の大なる者は戸數割の場合に比し負擔が重くなる譯である。尤も戸數割に於ても資產狀況に依り算定すべき資力を標準とす

る賦課が存するから、戸數割全體としては或程度の累進課税となつてゐるかも知れない。尙所得稅附加稅の賦課額は、戸數割代稅總額の一割五分に過ぎず、更に個人に對する賦課額は其の六割七分に止まるから、累進課稅に依る負擔の重課も左程の程度には達しないであらう。

(四) 弾力性

戸數割は配賦稅であつて、極めて彈力性に富むものであるが、所得稅附加稅は、財政上の必要に應じ各年度の間賦課率に多少の増減ある場合なきにあらざるも、制限法の適用を受くる關係もあり、大體に於て定率稅化してゐるため、戸數割の如き彈力性に乏しい。

第二 家屋稅附加稅

一 戸數割との關係

家屋稅又は其の附加稅を戸數割又は其の附加稅の代稅と爲すことは、舊き以前から行はれてゐる所であつて、即ち明治十一年の地方稅規則が施行せられたとき既に戸數割の名に於て其の實家屋稅を賦課してゐた團體もあつたやうであるが、制度として公に認められたのは、明治十五年に於ける區郡部會規則の改正であつて、爾來明治二十三年公布の府縣制、明治三十二年勅令第二百七十六號府縣稅家屋稅に關する件、大正十五年の地方稅に關する法律施行勅令と法令の變遷はあつたが、常に家屋稅又は其の附加稅を以て戸數割又は其の附加稅の代稅とすることを認め來つた。たゞ大正十五年の地方稅

制改正後に於ては、府縣稅として一般に家屋稅の設定を認めた結果、市町村に於ては、家屋稅附加稅と戸數割とは併立するに至つたのである。故に大正十四年度以前に於ては、家屋稅又は其の附加稅の全額が戸數割又は其の附加稅の代稅であつたが、大正十五年度以後に於ては、本來の家屋稅附加稅と戸數割代稅との二を合せたものとなるに至つたのである。即ち現行制度に於て、家屋稅附加稅の賦課の制限は、地方稅に關する法律施行勅令中に規定せられてゐるが、戸數割を賦課する市町村と、戸數割を賦課し難き市町村との間に制限を異にしてゐる。即ち戸數割を賦課する市町村に於て賦課すべき家屋稅附加稅の賦課率は、同勅令第十條に於て、本稅百分の五十以内と定められてゐるが、内務大臣及大藏大臣が戸數割を賦課し難きものと認めた市町村に於て賦課すべき家屋稅附加稅の賦課の制限は、同勅令第十一條に於て、戸數割の賦課の制限と同様に、市町村稅總額を標準として規定せられ、戸數割を賦課する市町村に於ける制限よりも大となつてゐる。之に依つて是を觀れば、戸數割を賦課し難き市町村に於ける家屋稅附加稅は、本來の附加稅と戸數割代稅とを合せたものなること明瞭である。

二 代稅額の推算

戸數割代稅を研究するには、家屋稅附加稅を本來の家屋稅附加稅の分と、戸數割代稅の分とに區別する必要あるが、實際上二者は之を區別せられてゐないから、推定を用ゐるの外ない。聊か機械的の感はあるが、戸數割代稅たる家屋稅附加稅の制限額は、戸數割を賦課し難き場合に於ける家屋稅附加

稅の制限額から、戸數割を賦課する場合に於ける家屋稅附加稅の制限額を控除した殘額であると認むることが相當であると思ふ。而して市町村は、財政上の必要に應じ、家屋稅附加稅の賦課を制限内に止むる場合あり、或は制限を超過して課稅する場合があるから、各市町村毎に、家屋稅附加稅の總額を戸數割代稅たる家屋稅附加稅の制限額と、戸數割を賦課する場合に於ける家屋稅附加稅の制限額とに按分し、前者を戸數割の代稅額、後者を本來の家屋稅附加稅額と看ることが適當であると思ふ。尤も家屋稅附加稅と雖、都市計畫特別稅は、戸數割代稅とは關係ないから、之を控除して計算しなければならぬ。

昭和六年度に於て戸數割代稅たる家屋稅附加稅を賦課してゐる市町村の數は、三五市、一八八町村である。此の外、神戸市が、所得稅附加稅に付述べた如く、戸數割を賦課し難きものとして主務大臣の許可を受けてゐるが、同市に於ては縣稅を賦課せざる爲め、家屋稅附加稅なるものはなく、特別稅家屋稅を賦課してゐるが、此の家屋稅は、結局他の市町村に於ける、縣稅たる家屋稅、市町村稅たる本來の家屋稅附加稅及戸數割代稅の三を合せたものに相當する。故に茲では、縣稅たる家屋稅の賦課率を兵庫縣郡部縣稅家屋稅の賦課率と同一と假定し、縣稅相當額を控除した殘額を市稅家屋稅附加稅と看做し、之より前述の方法に依り戸數割代稅額を推算した。斯くの如き方法に依り、各市町村毎に戸數割代稅たる昭和六年度の家屋稅附加稅を計算し、之を集計すると次の如き數字となる。

市 町 村 計	市町村數		加家 稅 總 額附	内			譯
	市	町 村		都 別 市 稅 計 額	本 來 的 家 屋 稅 額	家 屋 稅 代 稅 額	
	三六		三二、八九六 <small>千円</small>	一、四四九 <small>千円</small>	五、三四六 <small>千円</small>	二六、一〇一 <small>千円</small>	七九%
	一八八		一〇、六三七 <small>千円</small>	八九	一、六九八 <small>千円</small>	八、八四〇 <small>千円</small>	八三%
備考	二二四		四三、五二三 <small>千円</small>	一、五三八 <small>千円</small>	七、〇四四 <small>千円</small>	三四、九四二 <small>千円</small>	八〇%

備考 縣費の全部の分賦を受けたる神戸市に於ける縣稅家屋稅相當額九九一千圓を控除した。

三 戸數割との比較

(一) 納稅義務者

(1) 法人 戸數割と其の代稅たる家屋稅附加稅とは、全然稅の性質を異にするが、先づ納稅義務者に付ては、戸數割と所得稅附加稅とに於ける差異と同じく、家屋稅附加稅の戸數割代稅たる部分をも法人に賦課することとなつてゐる。昭和五年度に於て戸數割を賦課し難き市町村に於ける家屋稅附加稅の調定額（一部未調査のものあり）を個人に對する分と法人に對する分とに分別すれば左の如き數字となつてゐる。

市	加 稅 屋 稅 附 總 額 <small>千円</small>	内 個 人 に 對 す る 賦 稅 額 <small>千円</small>	譯 個人 に 對 す る 賦 稅 額 <small>千円</small>	法 人 分 の 割 合
三二、〇二二	二四、〇一〇	八、〇一三	二五	

備考

府縣費の全部の分賦を受けたる京都、神戸、廣島の三市に於ける家屋税中家屋賃貸價格に郡部府縣稅課率を乗じて得たる二、四二〇千圓を縣稅相當額と看做し控除した。

右の表に依れば、戸數割代稅額は明瞭でないから、昭和六年度豫算に於ける總額に對する戸數割代稅額の割合（市と町村の各平均割合）に依り推算すれば左の如くであつて、法人は戸數割を賦課せざるがために、家屋税附加税に於てそれだけ重課せられてゐる譯である。

	戸 數 割 合	代 稅 推 算 額	内		譯
			個人に對する分	法人に對する分	
市	七九%	二五、二九七 <small>千円</small>	一八、九六八 <small>千円</small>	六、三二九 <small>千円</small>	
町	八三	八、一九四	七、一六七	一、〇二七	
村	八〇	三三、四九一	二六、一三五	七、三五六	
計					

示してゐる。

市 町 村 數	法人所有使用建 物に對する稅額	内			平均重課割合
		個 人 率	と 同 額	重 課 額	
市	三二〇、〇三七 <small>円</small>	一五六、四一〇 <small>円</small>	一六三、六二七 <small>円</small>	一〇四 <small>%</small>	
町	一〇六、三三七	六二、五六九	四三、七六八	七〇	
村	八	四二六、三七四	二一八、九七九	九四	
計					

法人建物に對し、家屋税附加税を重課するのは、全く沿革的事情に外ならない。即ち大正十四年度以前、府縣稅家屋税又は其の附加税が、府縣稅戸數割又は其の附加税の代稅たりし時代に於て、其の戸數割代稅たる家屋税又は其附加税は、法人にも之を賦課する關係もあり、旁々戸數割を賦課する市町村に於ける法人に對し、戸數割に相當すべき何等かの負擔を爲さしめんとする意圖の下に、府縣稅雜種稅として法人建物稅が設定せられ、市町村も之に對する附加税を賦課してゐたのであるが、大正十五年に至り、家屋税が一般的府縣稅となつたために、法人建物稅も之を家屋税中に組入れられた。従つて市町村に於ても、法人建物に對し、家屋税附加税を賦課することとなつたのであるが、法人と個人とに對し均一の税率を以て賦課するときは、法人の負擔は著しく減少し、それだけ個人の負擔を増加しなければならなくなつて、財政上困難を生ずる市町村に對してのみ、法人建物に對する家屋税附加税の重課を認められてゐるのである。従つて法人建物に對し家屋税附加税を重課することは、戸

數割を賦課する市町村に於ては、法人に對し、戸數割相當額を負擔せしむる意味に於て、一應の理由は存し、其の賦課市町村の數及び賦課額も、昭和六年度に於ては次の如くであつて、相當多きに上つてゐる。

市 町 村 計	市 町 村 數	法 人 に 對 す る 家	内		譯	平均重課割合
			個 人 と 同 額	重 課 額		
市	二六	一、〇二、八五九	一六三、四九七	八三九、三六二	五一三%	
町	三一	八六、七九七	一一二一七	七五、五八〇	六七三	
村	五七	一、〇八九、六五六	一七四、七一四	九一四、九四二	五二二	
計						

然るに戸數割を賦課し難き市町村に於ては、法人に對しても、個人と同様に、戸數割代稅を賦課してゐるのであるから、更に法人建物に對し重課すべき理由は之を認め難い。たゞ財政上負擔の激變を防ぐため、暫定的に認められてゐるに過ぎないものと思ふ。

(3) 個人 次に前述の個人に對する家屋稅附加稅の昭和五年度分調定額を、更に市町村の住民又は三月以上の滯在者に對する分と、其の他の分とに分別すると次の如くである。

滞在者又は三月以上 に對する分	其の他の分	内		譯	平均重課割合
		個人と同額	他の重課額		
市	二一、四三三	二、五七〇	二四、〇二〇	一一九	
町	六、六一八	二、〇一七	八、六三五	二三	
村					
計					

計 二八、〇五一 四、五九四 三二、六四五 七一

前者も亦戸數割代稅額が明瞭でないから、昭和六年度に於ける平均割合に依り推算すれば左の如くであつて、住民にもあらず、又三月以上の滯在者にもあらざる者は、戸數割を賦課せざるがために、家屋稅附加稅に於て重課せられる譯であるが、併し此の場合に於ける家屋稅附加稅は、消費稅的性質を帶びてゐるから、現住者に轉嫁せられるものと看るべきであらう。

戸 數 割 合 代 稅	代 稅 推 算 額	内		譯	平均重課割合
		住民又は三月以上 に對する分	其の他の分		
市	七九	一八、九六八	一六、九三二	二、〇三六	
町	八三	七、一六七	五、四九三	一、六七四	
村	八〇	二六、一三五	二二、四二五	三、七一〇	
計					

(二) 稅源

次に家屋稅附加稅の客體は、市町村内に所在する家屋に限り、市町村住民の所有と雖も、市町村外に存する家屋に對しては、家屋稅附加稅を賦課することが出來ない。此の關係は、所得稅附加稅に付述べた所と大體同様である。

又家屋稅は、住家のみならず、生産設備たる家屋にも賦課せられるから、戸數割代稅たる家屋稅附

加税も、一様に賦課せられる。

(三) 税率

(1) 家屋賃貸價格に對する割合 戸數割を賦課し難き市町村に於ける家屋税附加税の賦課の制限は、前述の通り市町村税總額を標準として定められてゐるから、其の賦課率は、各市町村の間甚だしき差異があつて、其の多きは本税の十一倍餘りとなつてゐる。然るに本税の賦課率も亦、道府縣の間甚だしく差異があるから、家屋賃貸價格を標準として、昭和六年度に於ける家屋税附加税の割合を計算するに、其の平均は次の如くである。

家屋賃貸價格	家屋税附加税額		賃貸價格に對する割合	
	本來の家屋 税附加税額	戸數割代税額	本來の家屋 税附加税額	戸數割代税額
市	五一〇、四一四 <small>千円</small>	五、三四六 <small>千円</small>	二六、一〇一 <small>千円</small>	一・〇一 <small>五・一%</small>
町 村	二一二、九八一	一、六九八	八、八四〇	〇・八 <small>四・一%</small>
計	七二四、三九五	七、〇四四	三四、九四一	〇・九 <small>四・八%</small>

(2) 超過額累進課率 家屋税附加税の税率は、本税と同じく、比例税にして且均一税たることが原則であるが、法人に對する不均一賦課に付ては前述の如き状況であつて、其の外東京横濱兩市に於ては、賃貸價格三千圓（住宅専用に非ざるもののは七千圓）を超ゆるものに對しては、少數の例外を除き、建物の用途構造を問はず、超過額累進課税を行つてゐるが、昭和六年度に於ける數字は次の如く

である。而して其の累進の程度は、東京市の如きは、本税百分の百から、最高百分の千六十（本税の税率低きた
め賃貸價格に對する割合は百分の四強）迄に及んでゐる。

家屋税附加税額	超過額累進課税額		總額に對する割合
	三、六六〇、三七一 <small>千円</small>	一、二一二、四四六 <small>千円</small>	
東京市	一、三八一、二七二	六三、〇八九	三三
横濱市	四		

備考 都市計畫特別税及東京市に於ける區に屬する市税を除く。

(3) 國民所得との關係 戸數割又は其の代税たる所得税附加税は、課稅標準の一部又は全部が所得であるから、所得の増減に應じ、税額も亦増減すべきは云ふを俟たない。而して家屋税は、賃貸價格を課稅標準とし、且毎年度之を更訂するから、附加税額も、賃貸價格の騰落に應じる譯であるが、所得の増減の程度には比例しないであらう。殊に戸數割代税たる家屋税附加税は、配賦稅的性質を有するから課稅標準たる本税が減すれば、附加税の賦課率を引上ぐる場合が少くないから、家屋全體としての負擔は左程減じことが多い。此の點は戸數割と傾向を同じうする。

第三 所 得 稅

一 戸數割及所得稅附加税との關係

市町村税特別税所得税は、國稅所得稅の賦課を受けざる者の所得に對し、所得稅納稅者の負擔する市町村稅所得稅附加稅と負擔の均衡を計るために、賦課するものである。従つて市町村が、一般に所得稅附加稅を賦課し得た大正十四年度以前に於ては、戸數割を賦課する市町村に於ても、將又戸數割を賦課し難き市町村に於ても、財政上の必要に依り之が設定を認められたものであるが、大正十五年の地方稅制改正後は、所得稅附加稅は、戸數割を賦課し難き市町村に於てのみ、之を賦課することを許されることとなつたから、特別稅所得稅も亦、戸數割を賦課し難き市町村に於て、所得稅附加稅を賦課する場合にのみ、之が設定を許さるゝに至つたのである。而して所得稅附加稅は、戸數割の代稅であるから、特別稅所得稅も亦之を戸數割代稅と認めなければならぬ。昭和六年度に於て、特別稅所得稅を賦課してゐるのは、僅に七市、一町村であつて、其の稅額は十八萬四千圓に過ぎない。尙此の外、殖民地法令に依り所得稅を賦課せらるべき法人に對し、内地に在る資產又は營業所より生ずる所得を標準として賦課する法人特別所得稅を設定してゐる市町村が、二市、一町村あつて、其の稅額は四千圓に達してゐるが、これは第一種所得稅附加稅と負擔の均衡を計るために設定せられたものであつて、第一種所得稅附加稅が戸數割代稅中に計算せられるならば、本稅も亦之を戸數割代稅と認むるも敢て不當ではないが、少しく廻り遠くなるのみならず、且特殊のものであるから、本稿に於ては之を加へないこととした。

二 納稅義務者及稅源

特別稅所得稅の納稅義務者が、住民又は三月以上の滯在者に限らざること及び土地家屋物件並營業所得は其の市町村内のものに限るべきことは、所得稅附加稅に付述べた所と全く同様である。

三 稅率

次に特別稅所得稅の稅率は、第三種所得稅の最低稅率の適用を受くる場合に於ける所得稅附加稅額の、所得に對する比率、即ち第三種所得稅の最低稅率と所得稅附加稅率との相乘積以下、例へば所得稅附加稅率が制限滿度即ち百分の七とすれば、之と第三種所得稅の最低稅率千分の八との相乘積即ち十萬分の五十六以下たるべきものと思はれるが、實際の賦課率は、之より遙に高く、甚だしきは千分の十六、五を賦課してゐる。尙賦課率は、いづれも超過額累進稅率となつてゐる。

第四 戶別割

特別稅戶別割は、家屋稅附加稅の賦課を受けざる家屋に居住する者に對し、戸數割代稅たる家屋稅附加稅との負擔の均衡を計るために設定せるものであるから、戸數割代稅の一に數ふべきものである。即ち戸數割代稅たる家屋稅附加稅は、之を居住者に轉嫁することを豫想したものといふべきであ

るが、家屋税附加税の賦課を受けざる家屋に居住する者は、之が轉嫁を受けないから、之を現住者から直接に徵收せんとするものである。従つて其の賦課額は、家屋税附加税を賦課する家屋の居住者に轉嫁することを豫想した家屋税附加税額、即ち戸數割代税額と均衡を保持する必要がある。而して戸數割を賦課し難き市町村に於ける家屋税附加税額中には、本來の家屋税附加税額と戸數割代税たる分とを包含するから、戸別割は後者と負擔の均衡を計ることとしなければならぬものと思ふ。

昭和六年度に於て、戸別割を賦課してゐる市町村は、十七市、十四町村に及び、其の税額は十二萬九千圓に達してゐる。而して其の課税標準は、家屋賃貸價格、家屋坪數又は府縣稅家屋税相當額に依つてゐる。尙ほ此の外、戸別割の名稱を用ひる受益者負擔的課税が僅か存してゐる。

結語

戸數割の各代税を通じ、戸數割と異なる最も大なる點は、納稅義務者の範圍であつて、即ち戸數割は、之を個人に對してのみ賦課するに拘らず、戸數割代税中其の大部分を占むる所得税附加税及び家屋税附加税は、法人にも之を賦課することとなつてゐる。昭和六年度豫算額に付推算したものと總括すれば次の如くである。

所得税附加税	個人に對する賦課額		法人に對する賦課額	計	總額に對する 個人分の割合
	千円	千円			
七、〇九二	三、四九三	一〇、五八五	六七		
一八四	一八四	一〇〇			
一三〇	一三〇				
三四、六六〇	四五、八四〇	七八			
一一、一八〇	一〇〇				
七六					
二七、二五四	七、六七八	三四、九四一			
一八四	一八四	一〇〇			
一三〇	一三〇				
計	三四、六六〇	一一、一八〇			

家屋税附加税	二七、二五四	七、六七八	三四、九四一	七八
所	二七、二五四	七、六七八	三四、九四一	七八
得	一八四	一八四	一〇〇	一〇〇
戸	一三〇	一三〇		
別				
割				
計	三四、六六〇	一一、一八〇	四五、八四〇	七八

右の表に依れば、戸數割代税中個人に賦課せられるものは、總額の七割六分であつて、殘の二割四分は法人に賦課せられてゐる計算である。而かもこれは經濟界の不況に伴ひ第一種所得税の激減した昭和五年度の實績を基準とした計算であるから、其の以前に於ては、個人に對する賦課額の割合は、之よりも低位なりしことは疑のない所である。而して戸數割代税中明に轉嫁を豫想したものは、個人に對しても賦課する家屋税附加税であつて、其の戸數割代税總額に對する割合は、五割九分に過ぎない。而して此の割合も亦、法人に對する所得税附加税の増加に反比例して低下すべきことはいふを俟たない。従つて財政状態の匹敵する市町村間に於ては、戸數割を賦課する市町村に於けるよりも、戸數割代税を賦課する市町村に於ける方が、個人の負擔は軽く、又法人の負擔は之に反して重くなつてゐる。故に人口は負擔の軽い方に移動せんとする傾向を有し、又法人重課額は、勢ひ生産費に影響するから、法人は他の市町村に於けるよりも生産取引上不利な立場に置かれてゐる。特に經濟界の不況に囚り所得の減少した際に甚だしいのである。

又戸數割代税たる家屋税附加税は、生産設備にも均しく重課することになつてゐるから、生産者は

——個人も、法人も、他市町村に於けるよりも、不利益であつて、法人は二重に不利の立場に置かれてゐる譯である。

又戸數割代税は、戸數割と異なり、市町村外に於ける資産又は營業若くは其の收入を課税の客體又は標準とすることを許されないから、戸數割を賦課する他市町村に於て、多大の土地家屋を所有し、又は營業所を設くる者は、戸數割を賦課する市町村に居住するよりも、戸數割代税を賦課する市町村に居住する方が負擔は軽い譯である。之がため所謂不在地主の發生、其の他負擔回避のためにする資産家の轉住を促す原因の一となつてゐる。

附 記

本稿中に引用した数字の大部分は、内務省地方局調査に係るものである。

仙臺市民の負擔狀況並地方稅制に關する考案

仙臺市長 澄 谷 德 三 郎

一 仙臺市民の負擔の現狀

イ 各種租稅負擔調の一 (調定額)

種 別	昭 和 五 年			昭 和 四 年			昭 和 三 年		
	現 住 一 戶 當	現 住 人 口	年	現 住 一 戶 當	現 住 人 口	年	現 住 一 戶 當	現 住 人 口	年
直 接 國 稅	一一三〇、六二九	一、一五六、二二八	一一五八、四〇一	一一五六、二二八	一、一五六、〇五一	一一三〇、六二九	一一三〇、六二九	一一三〇、六二九	一一三〇、六二九
縣 稅	七八三、〇五一	七九四、〇〇六	九二一、二四二	九三九、一四三	九四八、四八四	九四八、四八四	八七八、六四〇	八七八、六四〇	八七八、六四〇
市 稅	二、七九二、三二〇	二、八八九、三七七	三、〇二八、一二七	二、八八九、三七七	二、七九二、三二〇	二、七九二、三二〇	二、七九二、三二〇	二、七九二、三二〇	二、七九二、三二〇
計									

ロ 各種租稅負擔調の二

種 別	昭 和 五 年			昭 和 四 年			昭 和 三 年		
	現 住 一 戶 當	現 住 人 口	年	現 住 一 戶 當	現 住 人 口	年	現 住 一 戶 當	現 住 人 口	年
直 接 國 稅	三二二〇九	六・〇六三	三七・一〇八	六・七八四	三六・一二七	六・七七八	三二二〇九	六・〇六三	三七・一〇八
	三二二〇九	六・〇六三	三七・一〇八	六・七八四	三六・一二七	六・七七八	三二二〇九	六・〇六三	三七・一〇八

(一) 各種租税の税率及課率

(一) 國稅の書

種別		昭和年一昭和年		昭和年一昭和年		昭和年一昭和年		昭和年一昭和年	
現住一戸當	現住人口								
三二・五〇六	四・一九九	二四・二二三	四・四二六	二八・七一一	五・三八七	一六・四四五	九四・三九八	一七・七一一	一昭和三年
三五・二五四	四・七一	二八・六五〇	五・二三五	二九・五六〇	五・五四六	一六・四四五	九四・三九八	一七・七一一	一昭和三年
七九・九六九	一四・九七三	八九・九八一	一六・四四五	九四・三九八	一七・七一一	一昭和三年	一昭和三年	一昭和三年	一昭和三年
昭和五年	昭和四年	昭和四年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年	昭和三年
課額	課率								
九、六五 円	其他田地 〇・〇五 烟 〇・〇五 宅地 〇・〇五	九、九四 円	其他田地 〇・〇五 烟 〇・〇五 宅地 〇・〇五	八九、六七九 円	其他田地 〇・〇五 烟 〇・〇五 宅地 〇・〇五	八九、九九 円	其他田地 〇・〇五 烟 〇・〇五 宅地 〇・〇五	八九、九九 円	其他田地 〇・〇五 烟 〇・〇五 宅地 〇・〇五
セ〇・一、セ〇・八 一五四・六・五	第三種 〇・〇五以上 個人 〇・〇六 法人 〇・〇六								
千坪二付 三〇錢以上	千坪二付 三〇錢以上								
千分ノ五以上	千分ノ五以上								
(調定額)	(調定額)								
目	目	目	目	目	目	目	目	目	目
稅租	稅業	稅營	稅得	稅相	地鐵	稅所	稅業	稅營	稅相

(2) 縣稅の部 (調定額)

(二) 人的負擔及物的負擔の區分 (調定額)

種別		直接國稅		直接附加稅		直接國稅		直接附加稅		直接國稅		直接附加稅		直接國稅		直接附加稅		直接國稅		直接附加稅			
種別	稅目	營業稅	營業附加稅	鑑業稅	鑑業附加稅	營業稅	營業附加稅	鑑業稅	鑑業附加稅	營業稅	營業附加稅	鑑業稅	鑑業附加稅	營業稅	營業附加稅	鑑業稅	鑑業附加稅	營業稅	營業附加稅	鑑業稅	鑑業附加稅	營業稅	營業附加稅
地稅	市稅の部	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
附加租税	(3) 市稅の部	昭和五 年課額	100,000円	六千	六千	100,000円	六千																
至、一〇七円	(調定額)	昭和五 年率	千分ノ五 以上	以上	以上	千分ノ五 以上	以上																
其他二・〇六金	其宅地	昭和五 年課額	四百三十五円	三八	三八	四百三十五円	三八																
五〇、八一三円	其宅地	昭和五 年率	千分ノ五 以上	以上	以上	千分ノ五 以上	以上																
其他二・〇六九三	其宅地	昭和四 年課額	四百三十五円	三八	三八	四百三十五円	三八																
五〇、八一三円	其宅地	昭和四 年率	千分ノ五 以上	以上	以上	千分ノ五 以上	以上																
五〇、九〇〇円	其宅地	昭和三 年課額	四百三十五円	三八	三八	四百三十五円	三八																
五〇、九〇〇円	其宅地	昭和三 年率	千分ノ五 以上	以上	以上	千分ノ五 以上	以上																

(一) 租税以外の直接負擔

(二) 受益者負担金の負担額

該當事實なし

(三) 夫役現品の負担額

該當事實なし

(1) 水利組合費の負担額調 (調定額)

年	次	組合費	組合員數	一人當
昭和三年	一〇、五〇四円	二、三四三	四・四八三	
昭和四年	六、五四二	一、七六九	三・七〇〇	
昭和五年	六、四三四	一、八七五	三・四三〇	
昭和六年	一、八七五	一、八七五	三・四三〇	

(2) 商工會議所費調 (調定額)

年	次	賦課額	人員	一人當
昭和六年	二二、七三四円	二、〇〇五	一一・〇九一	一一・〇九一
昭和五年	二七、八一七	二、一〇四	一三・二二六	一三・二二六
昭和四年	二八、九三五	二、一〇三	一三・一三三	一三・一三三

(3) 農會費調 (調定額)

年	次	組合費	會員數	一人當
昭和三年	四、〇九三、六三〇円	四、七五六	一八六〇	一八六〇
昭和四年	四、九四四、二八〇	四、五四〇	一〇八九	一〇八九
昭和五年	四、八五四、〇〇〇	四、六二三	一〇五〇	一〇五〇
昭和六年	五、四八三、八五〇	四、八〇〇	一・一四二	一・一四二

(4) 其の他共益費調

(1) 衛生組合費の部

年	次	戶數	經費	一戸當
昭和五年	三四、七九二	一〇、四一三円	・三〇〇	・三〇〇
昭和四年	三二、七七九	一〇、八〇五	・四三三	・四三三
昭和三年	三二、〇八六	六、四〇七三	・二三一	・二三一

備考 納稅組合費は市よりの交付金のみにて充當せざる實況に在り、而して其の費額は「三ノヘ」に詳記せり。

八 以上二項に該當せざる負擔

ニ 市債其他市民の負担を特に重からしむる事項

本市に於ては夙に電氣事業の經營をなし低廉なる使用料を以て市民の需用に應じつゝあり。然か

も年額四五十萬圓の利益を挙げ一般會計は勿論水道都市計畫事業等の特殊事業に對しても其の費用の幾部として繰入支辨し、課稅の調節を計りある實況に在り。而して昨年末現在負債及運用金額次表の如くにして其の多くは償還財源を事業収益金に求めあり。然らざるとするも負債償還金額一戸當貳圓強及運用金戻入額壹圓四拾貳錢に過ぎざるため特に負擔に苦しむが如きことなし。

(二) 負債調書

用	途	現	在	額	償	還	財	源	昭和六年度償還金
上水道事業		一、四一六、二二四、五〇〇			事業収益	其他			利元利元利子金子金
電氣事業		五四九、六〇七、二九五			事業収益				一〇三五八九五、一八七
電車事業		一、七二三、〇〇一、八一〇			事業収益				二三、一九四、一九九
下水道工事		一四四、二三九、六六〇			事業収益				五三一四六六八九九
市立病院		一四七六二五、九六〇			使用料及 一般市費				六八九九
小學校增改築		九四、五三一、七四〇			病院一般市費				
道路		二二九、七九一、六五〇			(不足時一般市費)				
水源補充新築		一〇七、〇〇〇、〇〇〇			一般市費				
貯水池新築		一三、六一〇、二五〇			一般市費				
雜持費		二二、三九〇、五八〇			返納金				
農創設									
金設									

(1) 運用金調

計
四、四二八、〇一三・四四五

昭和六年末

會計別	現	在	額	戻入財源	昭和六年度戻入額
一般會計	一、五四七、九七九、一一四			一般市費	利子
電氣事業費	二六四、〇〇〇、〇〇〇			事業収益	利子
水道事業費	四五、〇〦〇、〇〦〇			利子	利子
工業學校移築費	一一一、五四二、〇〇〇			事業収益	利子
計	一、九六八、五二一、一一四			一般市費	利子

二 仙臺市稅制の實施沿革、課額、課率及其實收成績

イ 實施沿革課額及課率

實施沿革に關し特別稅戶別稅を除く外他市と特に異りたることなきにより省く。

課額及課率は、一 仙臺市民の負擔の状況に掲記したるを以て省く。

都市計畫稅は未だ徵收せず。戸別稅特別稅は昭和二年度より實施し縣稅家屋稅の賦課をなさざる

建物に居住し獨立の生計を營む戸主又は世帯主に對し賦課するものにして、其の課率は賃貸價格百圓に對する縣稅家屋稅の賦課率に市稅附加稅の課率を乗じて得たる金額とす。

口 一部賦課及不均一賦課該當事實なし。

八の一 市稅滯納額調（圓單位）

税 目	昭和五年			昭和四年			昭和三年		
	賦課額	實收額	未納額	賦課額	實收額	未納額	賦課額	實收額	未納額
地租附加稅	至、一〇七 九三、四六	五、四五	六九	至、一〇七 九三、四六	五、四五	六九	至、一〇七 九三、四六	五、四五	六九
營業稅附加稅	一六、〇〇八 九九	一六、〇〇八 九九	一六、〇〇八 九九	一六、〇〇八 九九	一六、〇〇八 九九	一六、〇〇八 九九	一六、〇〇八 九九	一六、〇〇八 九九	一六、〇〇八 九九
所得稅附加稅	一五、〇〇六 九九	一五、〇〇六 九九	一五、〇〇六 九九	一五、〇〇六 九九	一五、〇〇六 九九	一五、〇〇六 九九	一五、〇〇六 九九	一五、〇〇六 九九	一五、〇〇六 九九
鑄業稅附加稅	二六、三一 三、〇〇	二六、三一 三、〇〇	二六、三一 三、〇〇	二六、三一 三、〇〇	二六、三一 三、〇〇	二六、三一 三、〇〇	二六、三一 三、〇〇	二六、三一 三、〇〇	二六、三一 三、〇〇
家屋稅附加稅	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇
營業稅附加稅	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇
雜種稅附加稅	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇
特別地稅附加稅	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇	一、〇〇 一、〇〇
特別稅戶別稅	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇	三、〇〇 三、〇〇
計	七七八、〇〇〇 七七八、〇〇〇	六一、〇〇〇 六一、〇〇〇	九三九、一四三 九三九、一四三	八四四、一六七 八四四、一六七	四四、九六六 四四、九六六	九四八、四四四 九四八、四四四	九〇一、〇〇〇 九〇一、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇 四〇〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇 二六〇、〇〇〇

八の二 過年度調定額調

年 次	調 定	額 收 入	濟 額	不 納 缺 損 額	歲 入 未 濟 額
昭和五年	九四、七九三・四六〇	一七、〇〇〇・一七〇	一一、一六五・二五〇	六五、五二八・〇四〇	
昭和四年	九九、三二六・二〇〇	三五、九〇六・六四〇	一三、二六七・一七〇	五〇、一五二・二九〇	

三 仙臺市稅の地位及徵稅の組織

イ 國稅及府縣稅等に對する市稅の地位

昭和五年度當市直接國稅總額百十三萬六百一十九圓、縣稅總額七十八萬三千五十圓にして、市稅總額は八十七萬六百三十九圓なり。即ち總稅額中國稅は四割一分、縣稅二割八分、市稅三割一分を示し之れを一人當負擔額に見るも國稅六圓六錢三厘、府縣稅四圓十九錢九厘、市稅四圓七十一錢一厘にして國稅に次ぐ重要負擔たり。

ロ 市歲入中に於ける市稅の地位

昭和六年度一般會計歲入總額百七十三萬八千七百八十一圓中、市稅は八十萬三千七百九十一圓即ち市費總額の四割六分を占め、其の第一位の財源たり。

ハ 徵稅の組織方法及經費

納稅思想の涵養及徵稅の利便を期するため、納稅組合の設立を勸奨の結果、目下百八十二組合、加入戶數七、九五七、加入人員一〇、五五三を算し、逐次增加の趨勢にあり。

其成績亦良好なり、而して組合は貯金預金利息及市より受くる獎勵交付金を以て充當す。而して既往三ヶ年間に於て市より交付したる金額左の如し。

昭和五年度

七、七七六

六、六三九

昭和三年度

六、九八四

四 負擔の適否

イ 各種租税負擔

(一) 國稅府縣稅市町村稅其他地方稅の區分に依る負擔關係

市町村が委任事務費を負擔するが如きは變體にして不合理なるを以て之れを被委任團體の負擔に移し、市町村は其の本來の事務即ち福利事業及助長行政に關する事務費に限局するを相當と思料す。尙ほ「五ノヘ」を參照。府縣稅亦同様なり。

(二) 人的及物的の區分に依る負擔關係

假りに前記原則を俄かに採用せられざるとするも市町村費の大部を占むる教育費の如きは事の性質よりするも、人件費は國家に於て分擔して全國統一的に整備し、物件費は地方に於て其の實力に應じて支辨して相當の施設を爲さしむることとなば、地方自治を傷けずして適切なる教育施

設を爲し得るものと思料す。其他土木費、衛生費、勸業費、社會事業費の如き同一に論することを得べし。

(三) 所得級別及職業別に依る負擔關係

所得稅の累進課稅及收益稅は大體に於て公平を得たるものにして特に記述すべき事項なし。

ロ 受益者負擔金夫役現品公共組合費其他共益費負擔關係

大體、應益的負擔にして社會人として止むを得ざる程度に出でたるものにして、特に記述すべき事項なし。

ハ 其他各種負擔關係及負擔を重からしむる市町村債等

(1) 地方稅法改正の結果其の系統等に一大改正を加へ面目を一新したるも未だ全く舊法より蟬脱し得ざるものあり、爲めに負擔關係に徹底的是正を缺くの嫌なきにあらず。例へば法人と個人との關係の如き、若くは戸數割を賦課し難き市町村に於ける人的課稅は僅かに少額の所得稅附加稅を存するのみにして殆んど缺如し居るが如き、又は國府縣稅附加稅として徵收するを便宜と認むる課稅基本に對する多額の戸數割を賦課するため、常に之れと關聯する問題を惹起し不在地主の増加を招來し居るが如きは未だ舊殻を脱せざるに由るものと思料す。

(2) 市町村の永久の利益となるべき事業及天災事變の爲め要する經費の財源を起債に求むるは寧ろ負擔の輕減及公平を期する上に於て獎勵すべき事と思料す。唯其の償還財源が確實を缺くが如き

は徒らに其の負擔を将来に貽すべきにより遅くべきは當然なりとす。尙、償還期間は成るべく長期とし事業受益者全般の負担とする可とす。

五 市町村税に關する制度の適否並之が改廢に關する具體案

イ 國稅附加稅

ロ 府縣稅附加稅

國府縣稅々源の涵養を期する爲各制限を附するは止むを得ざるものとするも、市町村稅の課稅客體たることを禁止しある資本利子稅、相續稅、酒造稅等に對しても一定の制限の下に附加稅を許すも、其の負擔を特に重からしむるものあらざるを以て、之れが附加稅を許容するを適當と認む。

假に課稅を許さるゝものとして本市の増加額を推算するときは左の如し。

稅 目 本	稅 課	率 附 加 稅 額
相 續 稅	七〇、九六五	三、五四八・二五〇
資 本 利 子 稅	一〇四、四六六	五、二二三・三〇〇
酒 造 稅	四六八、五三一	二三、四二六・五五〇
麥 酒 稅	六〇一、三二七	三〇、〇六六・三五〇
清 涼 飲 料 稅	一〇、一五三	五〇七・六五〇
計	一六、三六七	●五〇
		八一八・三五〇
		六三、五九〇・四五〇

ハ 各種特別稅

市町村の財政の膨脹に伴ひ之れが對應策とし、之れが財源に關しては常に講究を重ねる所なるも附加稅につきては自らの稅源涵養の爲め素求の範圍を制限せられ捻出の餘地なく、従つて特別新稅を要望する聲高きも其の實行に難色あり。然れ共土地增價稅、娛樂稅、空地稅等の如きは其の課率の如何に依りては必ずしも負擔者を苦しましむるにあらざるものと思料す。

ニ 各種の一部賦課及不均一賦課

特に記述すべき事項なし。

ホ 各稅の滯納處分方法及缺損處分方法

(1) 國稅徵收法第三條を削除すること。

参照

「第三條納稅人の財產上に質權又は抵當權を有するもの其の質權又は抵當權の設定が國稅の納期限より一ヶ年前に在ることを公正證書を以て證明したるときは該物件の價額を限とし其の債權に對して國稅を先取せざるものとす」

租税は國家の存立發展上必要な資源なるを以て其の收入は最も確實なるを要するは多辯を要せざる所なり。

本條を削除するときは債権者に不測の損害を蒙らしめ、經濟的秩序を紊すの虞なしとせざるも實際に徵するに、其の多くは債権者が優先的地位にあるを好機とし、財産の處分を恐れ假裝するもの勘しとせず。又之れが實行を怠るため其の財産は長日月に涉り處分せず、其の儘放置するが爲め徒に課稅額を増し、結局缺損處分をなすが如き有様にして、即ち擔稅力乏しき財產に對し、無用の手數を繰返すに止まるを以て、稅の本質に鑑み且つ手數の繁雜を避くるため本條を削除するを可と思料す。

(2) 近時權利の主張に吸々として義務の履行を閑却する者益々多きを加ふるの傾向あるは洵に憂慮すべき現象にして、之が矯正は目下の急務なりと信ず。而して租稅滯納者の如きは最も惡むべき義務違反者たり。依て該處分中に屬する者に對し公民權を停止し及各種選舉權を停止するが如きは極めて當然の措置にして一面滯納處分をして一層効果あらしむることを得るを以て徵收規定中に之が制裁規定を設くること。

(3) 本件は其の事情を異にするも實際の取扱上極めて不便を感じることは現金の出納が收入役にのみ專屬し分任を許さざることなり。國及府縣には各出納吏を設置し得る規定を設け事務の圓滑なる執行を期しあるに拘らず、市町村に之れを許さざるがため事實に於て不便を見るの例乏しからず。尠くも市及準市に對し國及府縣同様分任吏を設け得る様改正するを適當と認む。

ヘ 國府縣市町村等の間に於ける稅源分配關係

先づ其經費負擔の關係を考慮するの要あり。現在の如く固有事務費のみならず委任事務費をも負擔するものとせば條理上複雜なる關係を生ずるも、單純に事務の性質により負擔關係を定むるものとせば地方稅は主として其の地方の施設及發達により特別の利益を受くるが如き物體に對する負擔即ち物稅に重きを置き、地租、家屋稅、營業稅を以て之れに充つべく、國稅は其の性質上殆んど全國劃一的に施行すべき事業費に充當すべき租稅なるを以て能力に適應する租稅即ち人稅を以て充てるを適當と思料す。而して經費負擔關係にして現在の如く稅源亦前記配分方法に依られざる事情に在りとせば、國庫下渡金の擴張を必要とす。即ち義務教育費の國庫下渡金を徹底的に斷行するは勿論、土木費、勸業費、衛生費、社會事業費等苟くも委任事務費は總て國庫下渡金の支辨に移すべきなり。顧ふに天然の地勢、地味其の他種々の事情上市町村の富力に輕重差等あるは免れざる所、然るに現在の如く不平等なる負擔の基礎の上に平等なる經費の支辨をなすが如きは甚しき不公平なる負擔方法なるを以て、此の地方的不公平なる負擔を救濟する上に於ても必行すべき事項と思料す。

ト 地方稅制限

全國各市町村の大部分が制限外課稅をなしあるの實情に照し然かも殆んど全部が其の課稅を許可せられる現況に徵するも法定の制限率が低く、實際に即せざるものなることを推測し得べし。乃ち既往五ヶ年位の各地方の實課稅率を調査し、適當と認めらるゝ點迄制限率を高むるは特に負擔を

重からしむるの虞なきのみならず、其の執行を簡略し其の勞務を省くや大なるものあるを信す。

六 市町村民の負擔並市町村の税制に關する根本方策

昭和三年度全國市町村費の決算總額は十五億九千九十四萬二千九十六圓(市町村六二一、一九二、五九四圓)課稅額三億九千三百八十萬八千四百三十三圓(市町村一一五、〇七九、六〇二圓)にして十年前の大正七年度の三億九千七百四十八萬一千九百四十六圓(市町村二七八、七二八、八三一圓)課稅額一億六千二百十五萬七千六百八十圓(市町村三八、四八五、九九三圓)に比較せば總額に於て四倍(市町村五・一三)課稅に於て二・四五倍(市町村二・九九)の増加なり。而して大正七年度の歲入決算額を更に其の十年前の明治四十一年の一億六千八百五十七萬六千七百八十九圓(市町村一〇九、二二九、一三七圓)課稅八千六百三十一萬七百二十圓(市町村一七、一八五、九九〇圓)に比較して、總額に於て一・三六倍(市町村三・一九)課稅に於て一・八八倍(市町村二・二二)の増加を示す。

即ち最近十年間の増加は總額に於て一倍六四(市町村一・〇八)課稅額に於て〇・五七倍(市町村・七七)即ち總額の割合に比し一倍〇七の増率を示す。

次に仙臺市の事例に徴するも昭和五年度一般會計決算額百八十五萬九千二百十五圓課稅額八十一萬七千二百八十七圓にして、十年前の大正九年度の百二十一萬三千百八十圓課稅額六十五萬七千八百七十三圓に比較せば總額に於て一・五一倍、課稅に於て一・一四倍の増加なり。而して之れを更に其の十

年前の明治四十三年の二十六萬八千四百二十圓、課稅額十三萬一千二百八十四圓に比較するときは總額に於て六・九二倍、課稅額に於て六・一二倍の増加を示す。即ち總額に於ける増加率は常に課稅額に於ける増加率を超過しある狀態にあり。

如斯市町村財政の膨脹は年を逐ひ甚だしきを加へ、然かも課稅之れに伴はざるの状態にあるは擔稅力の減退に主因するものにあらずして、寧ろ稅制組織の不合理缺陷に支配せらるゝものなり。即ち稅源にして確實且つ彈力性に富むべきものは總べて國稅之れを獨占し、偶々其附加稅を許容せらるゝも其稅率を制限しある關係上自然増額を許さざるの實情に在り。仍て之れが緩和の一方法として前記五のイ、ロ、ハに説述せるが如く國稅附加稅の擴張開放を爲すの外、特別稅の設定は不要許可事項と爲し、尙ほ委任事務費の整理を行ふに於ては大體に於て市町村財政の窮乏を救濟し得ることと思料す。

市町村の稅制問題

奈良市助役 松本仙太郎

市町村は國家の基礎であつて其の振否は國運の消長に關係す。市町村をして健全なる發達を遂げしめ其の存立の目的を達成せしめむには、財政上の需要を圓滑にし、財政の基礎を鞏固ならしめねばならぬ。従つて市町村に對しては確實且つ獨立の稅源を保有せしむるの要がある。然るに市町村の財源は國府縣稅の附加稅にして、獨立の財源と認むべきものは單に戸數割を存するに過ぎず。戸數割は各人の資力に依り賦課すべきものなりと雖も、資力算定の標準は所得額と資産狀況で稅額の十分の八以上が所得額を基礎とするのである。國民の所得に對しては所得稅及其の附加稅があつて、戸數割は所得稅と競合せるのみならず、市町村に於ては他に獨立の稅源を保有せざる爲、已もなく之に過重の負擔をなさしめざるを得ず。市町村稅の多くは國の委任事務の爲めに消費せられ、市町村民の福利を増進すべき固有事務の資源に乏しく、固有事務の遂行を期せむとすれば起債に俟つの外なき現狀にして、財政の窮乏を告げつゝある。又地勢、人口、風土を異にし其の經濟事情、社會事情の異なる市町村に對し一律なる課稅を行はしめんとする如きは適當であらうか。市町村は市町村の事情に依り施設經營を異にし利害關係の相異なるものであるから、其の利害關係が地方的に偏する程關係地方民の負擔に輕重の差を生ずるのが寧ろ當然である。國府縣は獨立稅主義、市町村は附加稅主義に據らなければならぬ理由は何處にあらう。國府縣は獨立の稅源を保有するも、之に附加稅があるから其の負擔は區々になつてゐる。附加稅は本稅以上の負擔をなし、土地は二倍二分、營業は一倍四分で主客顛倒の状況である。國府縣市町村は各獨立せる團體であるけれども、其の財政上の需要を充たす租稅の負擔は體系の構成課稅標準の定め方如何にも因るのである。

國民の一員に歸するのである。従つて租稅體系は國府縣市町村を通じ攻究しなければならぬものである。附加稅は課稅を複雜ならしめ動もすれば負擔の均衡を破るものであるから、努めて之を避けなければならぬ。故に國稅としては應能主義に依り、地方稅は應能主義に應益主義を加味したるものとし、府縣と市町村との間に稅源を適當に配分し、附加稅を廢して之を本稅に統一したるものを以て、國府縣市町村各獨立の稅源を保有せしめなければならぬと共に、地方施設の費用は其の地方民の負擔と必ずしも一致すべきものでないが、地方團體が福利行政を行ふ以上地方に投する經費と關係地方民の負擔が著しく逕庭あるは望ましきことでない。昭和五年度に於て奈良市の負擔せる縣稅は總額の一割四分に當れるに、縣費が奈良市に投する額は六分七厘に過ぎない。殊に家屋稅の施行地租法の改正に依り市部の負擔は激増し、町村部の負擔は激減した。之は固より擔稅力の厚薄にも在るが、又租稅體系の構成課稅標準の定め方如何にも因るのである。

租 稅 體 系

現行制度に依る國稅及地方稅と各團體別の經費を考察して租稅體系を案するに、

- 一 國民をして普遍的に應分の犠牲を提供せしむる所得稅及其の附加稅を以て國稅とし、資本利子稅を國稅として保有すること。
- 二 概ね共通性を有し、市町村の區域に止まらず、廣き範圍に亘り利益を享受する營業物件行為に課

税する營業稅及雜種稅を以て府縣稅とし、營業收益稅を府縣に委譲すること。

三 市町村の施設經營に直接利害關係を有すべき土地家屋に對する地租家屋稅を市町村に委譲し、市町村の構成員として普遍的に負擔せしむる戸數割を以て市町村稅とすること。

右は所得稅を中軸とし、之に收益稅を配したものであるが、第五十一議會に政府が提出せる地方稅の改正案と略々同一である。

一 現行の租稅制度は國稅として所得稅を中軸とし、之れに地租及營業收益稅を配したのであるから、其の一を國稅とし、他を地方稅とする如きは負擔の均衡を保維することを得ずと云ふも、國稅は國稅、地方稅は地方稅として其の稅源に對し、負擔を按配し地方稅に對し一定の制限を設くるときは負擔の衡平を紊す等の虞はない。

二 土地家屋稅を市町村に、營業稅を府縣稅とすることは土地家屋所有者の負擔と營業者者の負擔が適當に釣合ないと云へども、課稅制限に依りて負擔を適當ならしむべく、本稅の負擔及附加稅の制限が適當なるも、地方團體の財政需要に依り、其の賦課率を異にするは已むを得ない。現に國稅たる地租營業收益稅の負擔が本稅一圓に付府縣稅地租附加稅は一圓二十二錢で、營業收益稅附加稅は六十錢八厘で、土地は十五割二分、營業は十四割八分であり、市稅は地租附加稅九十七錢五厘、營業收益稅八十三錢で、土地は十四割八分、營業は十三割八分で現在ですら釣合はない。

三 國稅は國の財政上の需要に應じて其の負擔が定められ、地方稅は地方團體の財政上の必要から負

擔を定められる以上、一を國稅とし他を地方稅とし、而かも此の間に負擔の權衡を保たしむる如きは不可能であると云ふも、國家及地方團體は其の財政の需要に應じて、團體構成員が負擔すべく團體の施設經營に依り負擔を異にすることは當然で、或る府縣に於ては多額の制限外課稅を爲し、或府縣に於て制限外の課稅で止めらるゝ所もありて、市稅に於ても人口一人當佐賀市は五圓六十五錢六厘、京都市は十四圓二十五錢八厘で、之れは其の團體構成員の擔稅力と施設經營の如何に依るもので、所得稅を國稅とし、營業收益稅を府縣稅とし、地租を市町村稅としたからとて、負擔の衡平を破るものと云ふことは出來ぬ。

昭和三年度に於ける地方稅の總額は六億五千二百三十五萬三千十九圓で、道府縣稅二億五千四百八十五萬二千三百四十一圓、市稅一億二千五百六十四萬六千八百八十八圓、町村稅二億七千五百八十五萬三千七百九十九圓であるから、國稅たる地租、營業收益稅、鑛業稅、取引所營業稅を地方に委譲し、國府縣市町村が賦課せる營業收益稅一億一千八百四十二萬七千六百七十八圓、營業稅一千九百九十五萬五千六百六十圓、雜種稅一億七百八十一萬三千百七十六圓、鑛業稅六百三十七萬四千八百五十六圓、取引所營業稅二百七萬九百三十九圓を道府縣に、地租及特別地稅二億百四十七萬六千二十九圓、家屋稅九千三百七十六萬一千七百八十七圓、戸數割一億六千三百三十六萬八千二百七圓を市町村に、所得稅及其の附加稅二億五千四百二十四萬三千百二十八圓を國庫に配分すれば、之れが爲國庫は九千四百

五十一萬九千四圓の財源を失ふべしと雖も、行政の簡易化を圖り國庫の歳出を整理緊縮して之れを補填すべく、若し之れが財源を保留するの必要ありとせば、之れに代ふるに資本利子税の増税を行ふが適當である。資本利子税は資本利子金額の百分の二を賦課せるも、地租は賃貸價格の百分の九、營業収益税は純益金の百分の四乃至七に比し著しく輕減してゐる。道府縣に於ては二十萬九千九百三十二圓の財源を失ふこととなるも、道府縣費四億五千六百一十七萬一千圓中僅かに二十萬圓の歳出は敢て難きにあらず。市町村に於ては六千百十萬五千三百四十五圓の新財源を得るも、地租、家屋税、戸數割の負擔は過重に失し、輕減の必要あるから、之れを減税に充つべく、國に於ける資本利子税の増率は市町村の戸數割及家屋税の輕減によりて之れを補ひ、國民の負擔に増加を來たさないのである。

課稅標準及稅率

國稅たる所得稅は現行通りとし所得稅附加稅を加へたるもの以て稅率とす。

道府縣稅たる營業収益稅及營業稅は純益金を標準とし法人は純益金額の百分の八、個人は純益金額千圓以下は百分の四、千圓を超ゆる金額に付ては百分の五とす。

鑛業稅及取引所營業稅は現行通りとし、其の本稅と附加稅の合算額を以て稅率とす。

市町村稅たる地租及家屋稅は賃貸價格を標準とし、地租は賃貸價格の百分の十、家屋稅は賃貸價格の百分の七を以て稅率とし、戸數割は概ね現行法に據る。

租 稅 負 擔

租稅が國民の經濟力に適應せむには、人稅と物稅を如何に按配すべきや。之れは甚だ困難な問題で、一定の標準を設くることは出來ない。それは財政の狀態と課稅すべき稅源に依り異なるからである。試に主なる稅目に付區別して見れば、

稅	目	物	人	稅
地租及同附加稅				
營業収益稅同附加稅				
所得稅同附加稅				
特別地稅同附加稅				
家屋稅同附加稅				
營業稅同附加稅				
雜種稅同附加稅				
戸別割				
家別割				
反戸別割				
所家戸別割				
得稅				
一八七、二八一 千円	一一八、四二七			
		二五四、二四三 千円		
一四、一九四				
九三、七六一				
一九、九五五				
一〇七、八一三				
五、八二三	一六三、三六八			
七、二三八	一三〇			
		二三九		

稅 目 稅 人 稅

不動産取 得 稅	二、七六四	五五七、二五六
計		四一七、九八〇

であつて、物税が人税を超過すること一億三千九百二十七萬六十圓であるが、縣稅、雜種稅の如きは人税、物税と區別し難きもの、或は人税に屬するものありて、一概に斷定することが出来ぬ、然し其の多くは物税に屬して居る。又戸數割の如き資産を資力に加へたるもの二割乃至四割あるから、之れを加算するときは物税偏重の虞れがある。更に奈良市に於ける負擔を考察するに

種 别	金 額	國 稅	縣 稅	市 稅	計
所 賺	三、九〇一、五六六円	一三一、〇九三円	四九、八一五円	五五、〇一三円	百圓當
業 得	一、九五五、〇九九円	五〇、七三六円	三三、六四三円	五五、九七九円	六〇圓
地 計	二、九五五、〇九九円	二三、〇三三円	一二、一三三円	二一、三四四円	六・三〇
土 計	一九、八〇八円	一九、八〇八円	一九、八〇八円	一九、八〇八円	一三、五四
附 加 稅 率	三八〇	市稅總額 百分比三〇五	五割八分制限三十七	五割八分制限三十七	
地 得	六〇〇	八四〇	四割六分	四割六分	
九二九、六	八五八	一割二分	三割	三割	
附 加 稅 率	市 稅	縣 稅	市 稅	縣 稲	

の如くにして、課稅標準百圓に付所得及營業は百分の六、土地は百分の十二に當り、土地に對する課稅標準を賃貸價格に改められたるを以て、土地の負擔に對し、稍や緩和せられたりと雖も、賃貸價格は大正十年より十四年に至る五ヶ年間の賃貸料を標準とし、之に米價一石當三十三圓四十錢を乗じたのであるから、現在の收入から見れば高きに失すると共に、課稅標準が適當でないことも物税偏重の一因である。

地 目	地 積	賃貸價格	負 擔	據	收 入	百圓當負擔
田		國	縣	市	計	
宅 地	二十六畝十五步	一一九・二五円	四・五三円	六・二八円	二・七一円	一三・五二円
	十一畝二十九步	五〇・二六	一・九〇	二・六三	一・一四	五・六七
	六十九坪六合一匁	二八・八四	一・〇九	一・五一	一・六五	三・二五
營 業	二・二〇	一・五三	一・九三	五・六六	一七	一九・一一
						五・六六

土地家屋及營業に對する課稅は概ね純益主義で、個人營業の純益は前年中の總收入金額より必要な経費を控除したる金額に依るに反し、土地及家屋に對する賃貸價格は貸主が公課修繕費其他土地又は家屋の維持に必要な経費を負擔する條件を以て、之れを賃貸する場合に於て貸主の收得すべき一年分の全額に依り評定したもので、必要経費の控除でない。殊に家屋税に至りては土地と家屋を分離して考ふることが出來ないので、貸主の收得すべき金額より宅地の賃貸價格を控除せるものを以て家屋

の賃貸價格と定めなければ重複課税となる。

税制の改正

一、昭和六年法律第二八號地租法第八條地租の課稅標準は土地臺帳に登録したる賃貸價格とす。賃貸價格は貸主が公課修繕費其の他土地の維持に必要な経費を負擔するの條件を以て之を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき一年分の金額より必要な経費を控除したる金額に依り之れを定む、に改ること。

二、大正十五年勅令第三三九號地方稅に關する法律施行に關する件第二條 家屋の賃貸價格は貸主が公課修繕費其他家屋の維持に必要な経費を負擔する條件を以て家屋を賃貸する場合に於て、貸主の收得すべき一年分の金額より必要な経費及宅地の賃貸價格を控除したる金額に依り之れを定む、に改ること。

三、戸數割規定中

イ、法人に對し戸數割を賦課すること。法人は個人の集合體なりと雖も、經濟事實に於ては自然人と異る所なく市町村を經濟的活動の根據地とし、市町村の施設經營に依り齊しく利益を享受するものなるを以て、市町村の負擔を分任せしめざるべからず。法人の所得は個人の配當所得となり、法人の資産は概ね個人の株式なるを以て一見重複課税の感なき不能と雖も、個人又は法人各

人格を異にする以上、其の課稅客體となすことを妨げず。本支店二以上有する場合に於て其資力の計算は關係市町村協定すること。

ロ 戸數割の課稅標準たる資力を收入方面のみを見て消費方面を閑却せり。所得の多きもの必ずしも擔稅力に富みたりとのみ推斷するを得ず。所得同額なるも所得を生ぜしめたる者一人なると、將た數人なるとに依り給付能力を異にするを以て、同居者の數に應じて最低生活費を控除し勤労所得及扶養者の控除率を同一にし所得の多寡に依り控除率に等差を設けざること。

ハ 資力算定の標準たる資產には負債を控除すること。

二 資力算定の標準たる所得及資產に賦課すべき課率を累進とすること。

四、不動產取得税は其の取得行爲に對し課稅するものなるが、之れを適當なる稅目に改め、單に取得者のみならず、不動產を移轉せし譲渡人に對しても僅少の課稅を爲し取得者の負擔を輕減すること。

五、明治二十一年閣令第十二號に依り賦課する貸座敷及娼妓賦金を府縣稅雜種稅とすること。

税務機關の統一

課稅が國民の經濟力に適合し、負擔の均衡を得せしめむには其の課稅標準の適確を期しなければならぬ。國府縣市町村は各課稅權の主體を異にするも、課稅客體は概ね土地家屋營業所得にして相互關

係を有す。然るに現行制度の如く課税團體を異にする毎に其の標準に決定するは徒らに事務に繁雑を招き、同一標準にして團體毎に數額を異にし、下級團體に於ては調査し得ざるものありて課稅標準の適實を期することは甚だ困難であるから、國府縣、市町村稅を問はず、課稅標準は縣稅雜種稅を除く外總て政府に於て之を決定し、徵收事務は總て市町村に於て擔任し、能率の發揮に努むることが緊要である。

市町村稅制改正具體案の若干

佐世保市收入役 高 田 治 郎

一 國稅附加稅

相續稅法及資本利子稅法に於て市町村稅附加稅の賦課を禁じある條項の撤廢を望む。

二 各稅の滯納處分方法及缺損處分方法

- (1) 國稅徵收法第三條中「一箇年」とあるを「五箇年」に改正せられることを其の筋に建議したし。
- (2) 市制第九條（町村制第七條）に左の一項を追加せられることを其の筋に建議したし。

市公民中租稅滯納處分中は其の公民權を停止す。
 理由
 徵收法の先取權は一箇年間を限度となしもあるも、斯くては稅務行政上支障勘からざるに依り、租稅の時效完成迄は他の債權に對し先取權を有することとしたし。
 (2) 市制第九條（町村制第七條）に左の一項を追加せられることを其の筋に建議したし。
 市公民中租稅滯納處分中は其の公民權を停止す。

近時思想悪化の傾向ありて權利は飽くまで之を主張するに反し、義務履行の觀念に乏しく隨つて本項の如き規定の追加を爲すにあらざれば納稅成績は年を逐うて不良に陥るべし。稅務行政上憂慮に堪へざるに依る。

三 國府縣市町村等の間に於ける稅源分配關係

府縣稅、家屋稅は之を市町村特別稅とし、從來の府縣稅、家屋稅相當額は之を市町村分賦金とし府縣に納付することに規定を改正し、府縣稅家屋稅は之を廢止すること。

現今の規定に依る府縣稅、家屋稅貨價格の決定に就ては第一次、第二次及臨時の三種より成る家屋稅調査委員ありて、多額の經費と頗る複雜なる形式の下に決定せられつゝあり。而かも其實質に於て貨幣價格の決定權は一に府縣知事の掌中に在りて、第一次、第二次調査委員の決定は何等權威なく、徒らに複雜なる貨幣價格調査規程と之れが決定機關とを設置して、其の經費の如き市町村が殆んど全部を負擔し、益々納稅者の負擔を重からしむるに過ぎず。斯くては收入難に喘ぐ現今市町村財政狀態に於て忍び難きものあり。依て各市町村に於て其の市町村に適合する條例を設け、之れが賦課を爲すときは多大の經費と手數とを節約し得るのみならず、縣市町村共に至便の方法なりと信ずるに由る。

大都市財政の合理化

大阪朝日新聞論説委員 藤田進一郎

セリグマン教授は、十九世紀末のイギリス、ドイツその他諸國の財政改革を批評するに當つて、近世産業組織の進歩は、幾多の變化を惹き起したが、なかんづく最も顯著なるものは財政上の改革である。この改革を行ふにあたり、各國民は二つの根本的な問題に遭遇した。第一は、社會の各階級に從來よりも一層公平に租稅負擔を分配すること。第二は、中央政府と地方團體との間に負擔を正しく分賦することである。これまでのやうに地方財政は微々たるものであり、その歲出も甚だ少額で、産業の地理的關係も頗る單純であつた時代には、國家と各地方團體との負擔の分配は殆んど問題にはならなかつたが、政治組織に對する産業生活の各種の要求の増加と、中央政府と地方各種團體との關係が、ます／＼複雜となつたがために、何れの國においても、第二の問題はその重要の程度を加ふることになつた。（註一）

といつてゐるが、わが國の現狀は、セリグマン教授の批評した十九世紀のイギリス、ドイツその他諸國の財政改革以前とほど同様で、中央政府と地方團體との間に、租稅の負擔と分配とが正しく行はれてをらぬ。今なお依然として、いはゆる「地方財政は微々たるものであり、その歲出も甚だ少額で、産業の地理的關係も頗る單純であつた時代」と、少しも變らない狀態を持續してゐるのである。極端なる中央集權主義から國稅のみを偏重し、重なる課稅は悉く中央政府の手に獨占して、地方團體は六大城市のごとく、歲入出は莫大の額に上り、恰も一國家の觀を呈つゝあるに拘らず、たゞ寄食的に、附加稅のみを殆んど唯一の財源として苦しい道綱をしてゐる。大都市の財源なるものは、例外な

しに、現實にそぐはない不合理極まるものとなつてゐるのである。この不合理の合理化こそ、實に刻下の急務でなければならぬ。第二回全國都市問題會議の祝辭中に、安達内相が「當面の問題としては財政を巧みに接配し、その刷新を企てるとともに」といつたのも、この意義に外ならないであらう。いかにしてこれを合理化するかについては、いろいろの方法があるであらうが、こゝにはまづ、地租の移譲、特別負擔金及び使用料制度の擴張及び所得稅の還元の三つについて、特に力説したいのである。

一 地租の移譲

一八九三年のプロシアの地方稅制は、一般に地方財政の合理化上に、一新时期を劃したものと見られてゐるが、セリグマン教授はこれについても、次のやうに述べてゐる。

一八九二—三年の議會の地方財政に關する討論において、地方財政の根本的原則と認められたものは次のとくである。地方團體對個人の關係は對國家のそれとは、やゝ異なつてゐる。市町村はある程度まで利益關係を基礎とする團體であるから、一般的の負擔に對しては、各人が能力の原則によりて分擔すべきであるが、地方團體の場合には、利益の原則を十分に酌量すべきである。隨つて地方團體にありては、特別負擔金および使用料の性質を帶びたる收入の範圍を擴張することを要する。この同一の理論は、不動產稅を地方歲入の重要な財源と認めしむるのである。

る。不動產稅は物稅であつて人稅ではない。特に地方稅に適する理由は、第一に、地方歲出による利益は、主として不動産に歸し、隨つてその所有者の負擔能力を増加すべく、第二に、不動產稅を地方稅とすることによりて、課稅の不公平に對する非難を除き得るからである。これに反し、所得稅は所得が地方的性質を帶ぶるものでないから地方稅に適せず、また地方消費稅は細民階級を壓迫するの虞れあるをもつて、制限されなければならぬ。しかし地主階級とともに、他の階級もまた地方費を負擔すべきであるから、不動產稅は物稅の形式による營業稅をもつて補完すべきである。されば國家は人稅の性質を有する所得稅および補完的の財產稅を徵收し、地方團體は地租、家屋稅および營業稅を物稅として徵收し、間接稅は出來得る限り、これを輕減し、特別負擔金および使用料の増徵をなすことにせば、論理上正當であり、實際上運用し得べき地方歲入制度を確立することが出来る。(註二)

右の原則によりて一八九三年のプロシア地方公課法が制定されたわけであるが、これは實に國家財政と地方財政との根本的差異についての十分の認識に基づく不動の原則といつてよく、その後ドイツにおいては、戰後未曾有の困難に遭遇し、租稅制度においても、幾多の改正が行はれ、中央政府と各州並に地方團體との間ににおける財政の接配については、數回の改正をなすの已むを得ざる状態であったが、この地方財政に關する利益主義の原則だけは、未だ何等の變更を見ず現在に至つてゐるのである。

ところが地方團體の收入は物稅たる地租によるといふ原則は、ニューヨーク市の財政において、最も代表的に實行されてゐる。

ニューヨーク市歳入財源割合

財源	一九一五年	一九一八年	一九二一年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
財 州稅 (市が州から分 配されるもの)	七三・五六	七六・〇六	七一・一〇	七二・一六	七〇・七四	七〇・五一
手 數 料、使 用 料	四・五二	六・七三	七・七九	七・五三	八・一五	八・二二
特 別 負 擔	六・八	五・八	四・四九	六・七	七・五	六・七
罰 金及 没 收	四・一八	二・七七	二・九三	二・七二	三・七六	四・一四
國 庫 補 助	四・〇	二・五	五・〇	三・三九	三・五	三・三九
賃 貸 料	一・〇八	一・〇〇	四・六六	四・七〇	四・五九	四・三四
公 企 業 收 入	四・四一	四・二一	三・四四	三・一六	三・〇五	二・七六
登 錄 其 他	六・五七	五・八一	四・九二	五・二六	五・二七	五・〇七
銀 行 利 子 其 他	五・五四	六・七	五・九一	五・一五	一・〇九	一・六四
雜 收 入	二・五九	一・三七	一・一八	一・一四	一・七〇	一・〇三
財 產 買 却 代 金	一・一二	一・〇四	一・八九	一・四一	一・四四	一・三八
總 計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

右表のうち毎年七割以上を占むる財產稅の内訳を見るに、一九二六年度においては、

不動產稅

三二八、一六五、九九六ドル

土地の権利稅

一一、四二六、八八〇

動產稅

二、二〇八、一五〇

法人の不動產

八、四八九、三六五

となつてをり、不動產が大部分を占むることは明かである。セリグマン教授は物稅たる不動產稅の特に地方稅に適する理由としては、第一に地方歲出より生ずる利益は主として不動產に歸すべく、隨つてその所有者の負擔能力を増加するからだといつてゐるが、眞にその通りで、ニューヨーク市にありては、年々土地、家屋の時價騰貴し、その騰貴とともに課稅評價額を増し、同時に歲入を増加してゐる。かくして不動產、ことに大都市の土地は、人口の集中と、その文化的施設とによりて、何等勞力資本を要せず、自然にその價格を増し、所有者は寢てゐるうちに自己の財產が増殖されてゆくのであるから、これ等の不勞所得に課稅して、これを當該都市の收入とし、公共施設の経費にあてるのは、全く社會正義の原則にも合致するのみならず、負擔の公正を期することも出来るのである。セリグマン教授が物稅たる不動產稅の特に地方稅に適する第一の理由として、課稅の不公平に對する非難を除き得るといつてゐるのも當然である。現にニューヨーク市民の一人當り市稅負擔額は決して軽い方ではないが、大部分は負擔能力の充實した不動產所有者の肩にかゝつてゐるから、一般市民は割合に苦痛を感じない。まことに大都市收入の合理化の一適例といはねばならぬ。

わが國において、一時地租營業稅の移譲がやかましく論ぜられ、國家財政上から見ても、地方財政

上から見ても、一大進歩の徵候と見られてゐたが、今日では、最早全く忘却されてしまつたやうである。しかし地方財政の確立、殊に大都市收入の合理化からみて、これだけは是非とも實現されなければならない。地租の委譲による原則の確立、合理化が實現されない限り、安達内相のいはゆる財政上の接配は、到底不可能のことであり、かくては大都市の財政はいよいよ行詰まるの外なく、かつ負擔は頗る不公平たらざるを得ない。現に大阪市について、大正元年の市民の所得金額に對する區費、市税、府税及び國稅の合計負擔率を一〇〇とすれば、昭和元年には、八七となつてをり、却つて減少してゐるに拘らず、一般市民は却つて多くの苦痛を訴へつゝある有様である。

二 特別負擔金及使用料制度

大都市財源合理化の第二は、特別負擔金及び使用料制度の實施である。この制度が一八九三年のプロシアの地方税制改革の根本原則となつたことは、前項に引用したセリグマン教授の説明にも明かであるが、それは今日まですつとそのまま踏襲され、ます／＼擴張されようとしてゐる。一九二五年ベルリン市の豫算について見れば、經常歳出五億七千六百萬マルク（市營事業收入を含まず）のうち約半額（五割一分四厘）二億九千六百萬マルクは租稅收入であり、一割六分九千三百萬マルクは營造物（わが國において營造物と稱せらるゝ電氣、瓦斯、軌道、水道等の收入を含まず）の使用料特別負擔金である。今この使用料を徵收する費目の重なるものと、その經費に對する使用料收入の百分率を示

さば左の通りである。（註三）

	經費總額	事業收入の經費に對する百分率	
		使 用 料 收 入 總 額	使 用 料 收 入 總 額
下 水 道	一七、六六二 <small>マルク</small>	七七・八	九三・一
街路掃除、撒水、駐車場等	一八、四三三	七〇・四	八二・九
汚 物 掃 除	一一、二五五	一〇〇・〇	一〇〇・〇
病 院	五七、四八九	三五・四	五三・〇
居 場	八、一四六	八六・五	一〇〇・〇
高 等 の 學 校	四〇、三三一	二〇・七	二二・三
中 等 の 學 校	三、六五五	一五・九	二五・九
實業學校その他	一〇、五一〇	五一・三	五八・二

右の事實をあげて關一博士は、次のごとく論じてゐる。「翻つてわが國における地方財政の改革に関する世論の趨勢を見るに、その議論の範圍は純然たる租稅制度のみに限られてゐる。しかし地方財政の特色は利益主義の原則をいかなる程度まで斟酌すべきやである。國稅と地方稅との體系を定むる上においても、この原則に關する考慮が重大なる關係を有すると同時に、市町村財政において第一次收入または原則的收入と稱せらるゝ稅外收入に關しては、論理上利益主義の原則と關聯することが多い。然るに地方財政論において、稅外收入は甚だしく輕視せられてゐる。わが國現時の都市財政の實際上

から見ても、收入の重點は税收入にあらずして税外收入であるに拘らず、税外收入の問題は全く無視されてゐる。もし眞に現下の地方財政、特に市町村財政の行詰りを展開せんとするならば、地方財政の特質を明かにして、税收入と同時に税外收入の研究を要することは論を俟たない。……何れの國の學者も私經濟收入、私法上の收入と認めてゐる市營事業の代金が公法的に取扱はれて使用料と混同せられ、市營事業の利用料は公法上の使用料として市條例を定めて、煩雜なる認可手續をとらしめてをり、利益主義の原則を最重要視すべき公營造物の経費は、市制の示してゐる財政原則を無視して、能効主義による租稅收入のみをもつて支辨すべきものとし、都市財政をます／＼窮地に陥らしめてゐる」（註四）と。この凱切を極むる所論こそ、實に博士が多年の體験に基づく衷心からの悲鳴でなければならぬ。

この都市財政の窮地を展開する最も有效なる手段の一つは、特別負擔金及び使用料制度を實施し、ベルリン市のやうに、下水道の築造、街路掃除、撒水、汚物掃除等をも、その財源によりて行ふことにならねばならぬ。かくして刻下緊急を要する事業も大ていは片づき、同時に、セリグマン教授のいふがごとく、「論理上正當であり、實際上運用し得べき地方歳入制度を確立することが出来る」であらう。尤も都市計畫法と、道路法とは受益者負擔制度を認めてゐるが、これは國の事業、國の營造物としてのことであつて、自治體の意思機關たる市會とは没交渉に決定せらるゝところのものである。國の事業もしくは營造物にのみ限りて受益者負擔金制度を實施しながら、それよりも一層個人の利益に關

係深き市の營造物に對しては、これを容さないといふのは、地方分權、自治精神の上から見て、いかにも不可解不合理極まるることである。

三 所得税の還元

大都市財源合理化の第三は所得税の還元である。セリグマン教授は、「國家は人稅の性質を有する所得税および補完的の財產稅を徵收し、地方團體は地租、家屋稅および營業稅を物稅として徵收」するのが正當であるといつてをり、わが國に行はれつゝある地租委議論の理論的根據もまたこゝにあり、過般の稅制改正においても、國稅は所得稅中心主義に重きをおくことにしたのもこれがためであつたが、しかし、大都市の所得稅負擔額は近時急激に増加し、大都市以外のそれとの間に異常の不均衡を生じつゝあるのであるから、その一部を大都市に還元して、その文化的施設の財源とすることは、極めて合理的であらうともはれる。

國民所得が大都市に集中する著しき傾向は、六大都市における所得の總計をして驚くべき程度に達せしめてゐる。即ち第三種所得のみについて見ても、大正元年において、國民所得の一割強に過ぎなかつた六大都市の總額は、大正七年には三割弱、昭和四年には三割四分に上つてゐる。實に國民所得の三分の一強が六大都市に集中してゐるのである。（註五）

の二七%弱であつたのが、大正六年には四〇%，昭和四年には四六%に上つてゐる。つまり、わが國所得稅の二分の一弱が實に六大都市から徵收されてゐるのである。(註六)

随つてその所得税もまた莫大である。即ち六 大都市の第三種所得税總額は、大正元年において全國

	東京	大阪	神戶	名古屋	横濱	計
四年	二一・二八	一一・一七	三・八六	四・四三	二・七八	一・五四
五年	二二・一九	一二・一九	三・九〇	四・五七	二・九一	一・五七
六年	二三・二〇	一二・二〇	三・九五	四・六一	二・九六	一・五九
七年	二四・二一	一二・二一	三・九九	四・六五	二・九九	一・六〇
八年	二五・二二	一二・二二	三・九九	四・六九	二・九九	一・六一
九年	二六・二三	一二・二三	三・九九	四・七一	二・九九	一・六二
十年	二七・二四	一二・二四	三・九九	四・七五	二・九九	一・六三
十一	二八・二五	一二・二五	三・九九	四・七九	二・九九	一・六四
十二	二九・二六	一二・二六	三・九九	四・八三	二・九九	一・六五
十三	二九・二七	一二・二七	三・九九	四・八七	二・九九	一・六六
十四	二九・二八	一二・二八	三・九九	四・九一	二・九九	一・六七
十五	二九・二九	一二・二九	三・九九	四・九五	二・九九	一・六八

所得税の幾分を市町村に還元することは、すでにドイツ諸都市において實行されつゝある。ドイツにおいては、國が法律をもつて規定し、國の官廳によつて徵收される租税は、所得および財產税（所得税、法人税、財產税、相續税）、交通税（取引税、會社税、印紙税、保險税、運送税、自動車税、賭競馬及び富籤税）並に關稅及び消費税（關稅、砂糖税、麥酒税、骨牌税、煤發物税、三鞭酒税、火酒專賣、煙草税）、であつて、交通税としての土地經營税は、國の法律をもつて定められてゐるが執行上市町村に委譲されてゐる。各州に徵收するものはプロシアにおいては、土地資產税、家賃税、營業税、行商税、巡回商店税、證明書税等で、市税は増價税、犬税、娛樂税、飲酒店許可税及び麥酒税（特別）である。しかし州は市に對して土地資產税、營業税に附加税を徵收することを許してゐるから、結局市は、國から委譲された土地經營税、州の土地資產税及び營業税に對する附加税、並に市税としての増價税、犬税、娛樂税、飲酒許可税、麥酒税等が主なる税源である。

ところが國稅として徵收されたものが、さらに、國から州、州から市町村へ還元分配されることになつてゐる。即ち國稅の所得税及び法人税にありては、國二割五分、州七割五分、取引税は國七割、州三割の割合で分配され、州からは即ちこゝではプロシアから市町村及び市町村團體にプロシアの割

當中から所得税において市に三割八分、地方學校金庫に二分、取引税において市に四割九分五厘、家賃税において住宅建築のため六十分の二十一、一般的目的のために六十分の十、自動車税において、州は國から九割六分を配當され、そのうち三割を市に割りあてるのであるが、ベルリン市等に對しては、特別の割合が定められてゐる。

ベルリン市から徵收される國稅は、一九二九年度において所得税及び法人税三億四千百七十萬マルク、取引税一億三千五百六十萬マルク、自動車税二千三百三十萬マルク、會社税一千九百十萬マルクその他七億一千六百六十萬マルク、關稅一億三千六百七十萬マルク、合計十六億七千三百萬マルクに達し、州稅は土地資產税四千二百四十萬マルク、家賃税三億三千二百三十萬マルク、合計三億七千四百七十萬マルクに達してゐるが、しかしこれ等の國稅や州稅が、再び市に還元分配されるので、今その金額及び率を表示すれば、次の通りである。^(註七)

	金額	率
一九二九年度	一九二八年度	一九二九年度
所得税及法人税 取引税 自動車税 會社稅	一十九・二九 一九・一 二・四 〇・七	一九・二八 一九・一 二・五 一・三
一十九・二九 一九・一 二・四 〇・七	一九・二九 一九・一 二・五 一・三	一九・二九 一九・一 二・五 一・三
一十九・二九 一九・一 二・四 〇・七	一九・二九 一九・一 二・五 一・三	一九・二九 一九・一 二・五 一・三
一十九・二九 一九・一 二・四 〇・七	一九・二九 一九・一 二・五 一・三	一九・二九 一九・一 二・五 一・三

	金	額	率
	一九二九年度	一九二八年度	一九二九年度
	一九二九年度	一九二八年度	一九二八年度
家賃税			
(1) 小住宅建築のため	一二〇・四四 一十五・四四	一二四・四四 一二十・四四	三六・二三 三六・六四
(2) 財政の目的のため	三一・三	三〇・一	九四二
合計	二八七・一	二八八・九	八・八七

即ち一九二八年度において二億八千八百九十萬マルク、一九二九年度において二億八千七百十萬マルクに及んでゐる。これをわが六大都市が府縣及び國庫より主として國家の事務に對する報償として交付され、全然その性質本領を異にする國庫補助金、國庫下渡金、道府縣補助金等に比較すれば雲泥の相違である。これでは中央と地方とのいはゆる財政按配 (Finanzausgleich) の適切に行はるゝ道理はない。

なほ大都市中大阪市民の所得の構成を見るに、その大小の順序に現はれた特色は、全國的には、商業、俸給、貸宅地及び貸家の順序となつてゐるが、大阪市にありては貸宅地及び貸家、商業、俸給の順序となつてをり、貸宅地及び貸家よりの所得を第一にしてゐる點から見ても、この貸宅地及び貸家と大都市生活とからの内面的關係に鑑みて、それに賦課する所得稅の幾分をベルリン市のやうに、國庫から還元分配されることは、極めて合理的であらねばならぬ。

(註一、二) Seligman, Essays in Taxation.

(註三、四) 東京市政調査會『都市問題パンフレット』第七號 關一氏『下水道事業の經濟』

(註五、六) 『經濟論叢』第三十二卷第六號 武田長太郎氏『大阪市における所得の集積と分散』

(註七) 大阪市役所調査課發行『都市と都市社會事業資料』

(註八) 『大大阪』第六卷第五號 沙見三郎氏『大阪市民の所得の構成』

戸數割負擔の社會的意義

法人 東京市政調査會研究員 小田忠夫

本邦租稅負擔中戸數割の社會的意義は極めて大である。都市住民に對する戸數割の意義は農村のそ

れに比して稍々小なるかの如き幻想なきに非ざるも、都市に於ける戸數割代替税の重課さるゝ現在にあつては必ずしも然らざるものがある。

戸數割負擔の意義を明かにするが爲め先づ最近發表の各税務監督局税務統計書によつて本邦直接税負擔中に於ける地方獨立税の地位を左に見よう。

昭和五年度本邦直接税負擔中に於ける地方獨立税の地位

	直接國稅	地 方	直接國稅附加稅	其 他 直接 稅	稅 計	合 計
東 大 阪 京	一四三、六九六、四〇四	英、六六、四〇〇	八三、四六、八五	一四〇、六三五、三五五	二八、四四四、七一九	二八、四四四、七一九
名 廣 岡	一一、六四、三七一	五九、六〇一、七九一	六九、六五、九七九	一五、七九、七〇九	三六、三〇四、〇六〇	三六、三〇四、〇六〇
古 嶺 仙 札	四三、三一、五九一	萬、六九、〇八六	萬、六九、〇八六	一五、一五、一四一	一四〇、三二、一三一	一四〇、三二、一三一
廣 島 本 豐	三四、一〇、一〇、一〇	三六、一〇、一〇、一〇	三六、一〇、一〇、一〇	三六、一〇、一〇、一〇	三六、一〇、一〇、一〇	三六、一〇、一〇、一〇
熊 仙 札	三一、一九、一九、一九	三六、一九、一九、一九	三六、一九、一九、一九	三六、一九、一九、一九	三六、一九、一九、一九	三六、一九、一九、一九
幌 臺 本 仙	一九、四三、一八五	一九、四三、一八五	一九、四三、一八五	一九、四三、一八五	一九、四三、一八五	一九、四三、一八五
本 仙 札	一九、四三、一八六	一九、四三、一八六	一九、四三、一八六	一九、四三、一八六	一九、四三、一八六	一九、四三、一八六
昭 和 五 年 度 計	三九〇、〇四一、三〇九	三三、九九、九九	三六、一六六、七九四	大三、二三五、大九九	一、〇〇一、三六六、九六六	一、〇〇一、三六六、九六六
同 百 分 比	三九・六	三三・三	三六・一六六、七九四	大三・二三五、大九九	一、〇〇一、三六六、九六六	一、〇〇一、三六六、九六六
			三〇・三	大三・二三五、大九九	一、〇〇一、三六六、九六六	一、〇〇一、三六六、九六六
			一〇〇・〇	大三・二三五、大九九	一、〇〇一、三六六、九六六	一、〇〇一、三六六、九六六

これによると昭和五年度本邦直接税負擔額十億一百三十三萬二千九百八十八圓中の三七・六%は國

稅負擔に屬し、六一・五%は地方稅で、而もこの地方稅の中、戸數割負擔を包含する部分たる其の他の直接税は總額三億九千六百二十八萬九千餘圓にして、全直接税負擔の四〇・三%を占めてをり、その絶對數に於ても相對數に於ても第一位にある次第で、本邦直接税負擔中地方獨立税負擔が如何に大なる割合となつてゐるかが判明する。

戸數割負擔は現在にあつては市町村特別稅として存在してゐるが故に煩瑣ではあるが、更に進んで、地方稅中における府縣稅と市町村稅的地位を左に見ることにする。

實 數	國 稅 附 加 稅	其 他 直接 稅	計
府 稅	一三六、九七七、六五二	一二〇、三一二、六三一	二五七、二九二、二八三
市 計	八八、〇〇〇、三〇三	二七五、九七五、〇九三	三六三、九七五、三九六
町 稅	二二四、九七七、九五五	三九六、二八七、七二四	六二一、二六七、六七九
村 稅	六〇・八%	三〇・五%	四一・六
市 計	三九・二	六九・五	五八・四
分 比	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

右によると地方直接税總額六億一千百二十六萬七千餘圓中の五八・四%、三億六千三百九十七萬五千餘圓は市町村稅であり、道府縣稅の約一倍半の負擔額を示してゐる。市町村稅が如何に市民負擔と關連してゐるかが伺はるゝを得るだらう。

戸數割はこの市町村税中における國稅附加稅以外の負擔中に包含されてゐる負擔である。昭和五年に於ける戸數割の總額は内務省地方財政概要に依ると一億四千九百五十六萬五百六十四圓に達する。從てこれを前掲稅務統計書中に於ける市町村直接稅負擔總額並市町村に於ける國稅附加稅以外の直接稅負擔に對比すると次の通りである。

(一) 昭和五年度市町村直接稅總額に對する

戸數割の割合 四一・二%

(二) 國稅附加稅外直接市町村税に對する戸數割の割合 五一・五

そしてこの傾向は内務省地方局發表の昭和六年度の數字について見るも餘り差異を見ない。即ち左の如し。

(一) 昭和六年度市町村税總額 三三〇、二二六二、一三五四

(二) 同年度國稅附加稅以外市町村税總額 二五二、九六八、五六一

(三) 同年度戸數割總額 一一四、一二六、一七〇

(三)の(一)に對する割合 三三・六%

(三)の(二)に對する割合 四四・九

備考 (二)の數字は市町村税總額より地租、營業收益稅、所得稅附加稅のみを差引きせるもの。

二

戸數割負擔は以上の如く、市町村税收入中の主要地位を占めてゐる次第であるが、表面上は市と町とに於てその地位を異にしてゐる。即ち市歳入としての戸數割は昭和六年度に於ては一千三百八十七萬二千二百四圓にして、昭和五年度のそれに比し三千五百九十二圓の減少であると共に、昭和六年度戸數割收入總額一億一千四百十二萬六千百七十圓に對しては一二・一%に過ぎず、その課稅市數を昭和五年度について見ると、全國百九市中僅かに四十九市に過ぎない。然しこれは表面的現象にて都市には之に代替する稅として家屋稅に於ける重課が存する。即ち「地方稅に關する法律施行に關する件」の第十一條に依ると「内務大臣及大藏大臣が戸數割を賦課し難きものと認めたる市町に於て賦課すべき家屋稅附加稅は左の制限を超ゆる事を得ず」として、市にありては市稅豫算總額の百分の三十六、町村にありては其總額當該年度に於ける町村稅豫算總額の百分の六十とし、何れも但書として「明治四十一年法律第三十七號第三條第三項の規定」により所得稅附加稅を賦課する場合に於ては當該年度に於ける市稅豫算總額百分の三十、町村にありては同じくその百分の五十五と規定さる。

本來、家屋稅なるものは直接稅制の補完稅たる收益稅制の一部を組成すべき筋のものである。然も都會地のそれは收益稅になつてゐない。「般に重稅で且つ他の收益稅との權衡をも見ることなく、借家人に轉嫁を豫期する仕組になつてゐる。即ち家屋稅の本稅をば收益稅としないから、その附加稅は

借家人いぢめの制度になつてゐる。租税理論の上から、そして既成の租税理論を金科玉條とする人々の定めた現行税制として大きい矛盾である。物税たる家屋税が、人税的性質大なる戸數割の代位税たる役割を遂行してゐる。

戸數割制を維持せんとして形成されてゐる本邦市町村税制が如何なる社會階級の負擔重課を目してゐるかは、都市と町村に於いて幾分形を異にしてゐるが、實質的には何等異なる所がない。戸數割の本邦地方税制中にしむる形式的、實質的將た又都市的、農村的意義の特に大なるものの存する理由はこゝに見出される。

三

抑々戸數割なる税は現行税制中我國最古の税の一つであり、明治十一年以來久しきに亘り一般府縣税として施行せられ、人の總資力に應じて賦課されし税であつて、府縣の如く區域の廣大なる團體では自ら直接賦課困難なるの故に、府縣税時代に於ても市町村に配賦されてゐた税であり、第五十一議會の税制整理に依り、府縣税としては廢止され、市町村特別税として昭和二年度から施行された税である。

この市町村特別税戸數割なるものは地方税法第二十三條に依れば、たゞに「一戸を構ふる者に賦課する」のみでなく「一戸を構へざるも獨立の生計を營むものに之を賦課する事を得」と規定され、市

町村に三ヶ月以上居住するものは一人として免稅されることのない人頭税である。だが被課税者は構戸者及獨立の生計者で、法人は除外される。市町村政によつて受くる利益は法人たると自然人たるとの差別はない筈である。更に又當該市町村に於ける財産に對する市町村よりの受益程度は、そこに構戸すると不在たるとを問はず、問題は同等なる筈である。然るに前者即法人の不課税の件に關しては、(一)所得税附加税の賦課を受け、法人に對し所得税附加税を賦課して收入を圖る事、(二)家屋税附加税の不均一賦課をなし、法人の所有し且使用する家屋に重課する事、(三)營業収益税の不均一賦課をなし法人に重課することとの三案が存するも、これらの案も第一案以外實施さるゝを聞かない。後者即ち財產所在地に所有者の構戸なき場合の所謂人と物との離反より生ずるの不都合に對しては、未だ何等の救濟手段も講ぜられてゐない。農村に於ける「不在地主譲税」論の稱へられ、屢々議會に提出されるのも理由なしとするを得ぬ。案文によれば「第一條市町村に於て一戸を構へず又は獨立の生計を營まざるものと雖もその市町村に於て土地家屋その他の資産を有するものに對しては大正十五年法律第二十四號第二十二條以下の規定を準用する事」「第二條前條の場合に於てはその市町村に於て有する土地家屋その他の資産を以てその者の資力算定の標準たる資産と見做し、之より生ずる収益を以てその者の資力算定標準たる所得と見做す」ものである。かかる運動にもかゝはらず、戸數割の不合理は依然として持続される。戸數割の悪税たるの第一點と云ふべし。

戸數割の課税標準については地方税法第二十五條に依ると「戸數割の課税標準たる資力は納稅義務

者の所得額及資産の状況に依つてこれを算定す」と規定し、更に同法施行令第二十一條並に附則に依據に重課する事の所謂理論的根柢は存するであらうも、然しその社會的意味に於て見るならば、貧者負擔の重課以外の何ものでもない。蓋し資産の状況即ち財産に對して賦課すべき割合は總額の二割乃至四割のみで殘餘は總て所得への賦課である。而も少額所得者の額を知るは易いが、大所得者のそれについて正確なる把握の極めて困難なるは國稅所得稅は於ける所得調査官吏の屢々明言する所である。況や戸數割の課稅に於ける見立割制の存するが如き現在にあつては、その貧者重課が政治的な權力に結ばれて種々複雑化する事は云ふまでもない。

加ふるに前述の如き人と物との離反より生ずる不合理に依つて財產所有者の不構戸地の如きその度は一層強くなることは否み得ざる事實である。戸數割制度の不合理の第二點はこゝにある。

かかる不合理性を有しながら、否、有するが故にこそその説求も亦甚だしい。今、市町村税の制限外課稅總額に於ける本稅の地位をみると次の如くである。

市町村税制限外課稅額中に於ける戸數割の地位(昭和四年度)

戸 段 別 割 率	實 數			百 分 比		
	市	町	村	市	町	村
制限外課稅總額	三四、六六八、五五七	一、七九四、五三三	一、一六一、七三三	四、六三三、六三三	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一
内 地 租 附 加 稅	一、七九四、五三三	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一
營業 收 益 附 加 稅	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一
附加稅	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一
所得稅附 加 稅	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一
特別地稅附 加 稅	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一
營業稅附 加 稅	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一
雜種稅附 加 稅	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一
家屋稅附 加 稅	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一六一、七三三	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一	一、一〇〇、七九一
戶 數 割 率	二、一七一、六九九	二、一七一、六九九	二、一七一、六九九	一、一〇〇、六六〇	一、一〇〇、六六〇	一、一〇〇、六六〇
段 別 割 率	三六、〇九五	三六、〇九五	三六、〇九五	一、七九四、五三三	一、七九四、五三三	一、七九四、五三三

即ち制限外課稅額の最大なるものは市にありては戸數割の代替稅たる家屋稅、町村にありては戸數割であり、市町村全體を合して第一位を占むるは戸數割の大であることが判明する。戸數割の制限率は前述の如く市にありては總稅收入額の百分の三十七、町村にありては同じく百分の六十とされても、その制限外課稅額の大なるは、蓋しその制限が無制限にも近き状態にあることを意味する以外の何物でもない事が判明する。

戸數割負擔は以上に掲げる如く、本邦市町村民直接税負擔中の重要地位にある地方税中最も大なる收入を擧げてゐる。かるが故に又現行地方税制はその體系上よりして許すべからざる無理をもしのんで本税課徵の趣旨を徹底せしめんとしてゐる。都會地に於ける家屋税附加税から収益税たるの意義を奪へるが如きその典型的事例である。而も本税負擔者を見ると、その被課稅者の構成から見ると、その課稅標準から見るも、將又課稅方法について見るも、中產階級以下の無產大衆への課稅であり、人頭税である。

翻つて思ふに、然らば本邦に於ける地方團體はかゝる非社會的稅源以外に適當な稅源を見出しえざるものであらうか。筆者は必ずしもしかく考ふるを得ない。現在に於て何人も課稅を望むありふれた稅支けでも國稅附加稅として第二種所得稅、資本利子稅、相續稅が存し、更に又物稅として要望さる土地增價稅、財產稅等多々存し、而も之等は現代の社會的經濟的事情よりして何人も異議のない豊な收益力ある稅源が存する次第である。にもかゝはらず本邦地方税制は戸數割の如き人頭稅中心の稅制を樹立して、もつて財源難を叫んでゐる。「地方財政難とは財源難に非ずして、満々と湛へつゝある財源に課稅せんとする社會的勢力の微力、即ち社會的勢力難」であると織本侃氏は「都市問題」誌上に述べてゐられる。筆者又これに賛せざるを得ない。

惟ふに本邦に於けるかゝる大衆負擔を重課する地方税體系を持続せしめる所以のものは、これを本邦に於ける政治的經濟的事情を無視しては解釋し得ざるものである。蓋し本邦に於ける經濟組織は一面資本主義の最高段階たる獨占的地位にまで達しながら、他面また多分なる封建的前資本主義的經營組織を見る。即ちその主要分子としては農村に於ける小農的經營の如きその典型であらう。かくてそこには近代的デモクラシーの發達を妨げる封建的政治形態の殘存を維持する根據が見られる。かくてそこに生ずる諸觀念に於てもデモクラシーと反デモクラシーのそれとが併立し、而も前者は極めて不徹底なるまゝに現存する。

本邦租稅制度について見るもこの不徹底が維持されてゐる。即ち直接國稅體系に關する限りは不完全ながら社會政策的意義が取入れられたが、地方税體系にあつては言葉の上ではともかく、實際にあつては依然として非社會政策的な、封建的な體系が存續せしめられてゐる。戸數割負擔の本邦地方税負擔中に於ける地位は即ちその具體的な反映であり、戸數割負擔の社會的意義も亦此點の理解なくしては究明し得ない現象ではなからうか。

區に屬する市稅に就て

財團 東京市政調査會研究員 小倉庫 次

一 概 説

わが國地方制度は原則として市町村を以て最下級の自治團體たると同時に又最下級の行政區劃となしてゐるのであるが、特殊の場合を限り市町村の下に尙區の存在を認めてゐる。市町村の下にある區には、(一) 獨立して權利義務の主體たる法人區と、(二) 一般行政事務處辦の便宜の爲めの行政區と在り、法人區には更に(1)市制第六條に依り勅令を以て指定する市の區、(2)市制第一百四十四條、町村制第一百二十四條の財產區、(3)地方學事通則第一條、小學校令第十一條に依る學區と在り、行政區には(1)市制第八十二條、町村制第六條に依り市町村の名譽職たる區長を置く區と、(2)市制第八十二條第三項に依り市の有給吏員たる區長を置く區と在ることは周知の處である。本稿に於て問題とすべきは法人區、就中市制第六條に依り勅令を以て指定せらるゝ市の區に關してである。市制第六條に依り勅令を以て(明治四四・九・一二勅令第二三九號)指定されてゐる市は現在東京、京都、大阪の三市であることは言ふまでもない(以下市制第六條の市の區は單に區と稱する)。即ち、此等三市は公法人たる

區を存置し、區をして區の財產及び營造物に關する事務その他法令に依り區に屬する事務を處理せしめてゐる。區は從來の財產及び營造物を維持管理するのみならず、新に財產を取得し、營造物を設置する等區固有の事務を有すると共に國又は府縣の事務にして法令に依り區又は區長に委任せられる多くの事務をも有するが故に、三市に限り區を以て最下級の地方團體並行政區劃といふべきである。

元來三市の區は特殊の沿革を有し、わが國に地方制度施かれて以來、即ち郡區町村編成法(明治一・七・二二太政官布告第十七號)以來特別の扱ひを受け、その後所謂特別市制が三市に施かれた時代にも、亦一般市制が施かるゝに至つて後も常に最下級の行政單位として存在し今日に及んでゐる。尤も同じく市制第六條に依る區ではあるが、東京市の區は(一)市制第六條に依る市の區と學區とを兼ね、(二)現に獨立した議決機關として區會を有し自己の財產及び營造物を有するの點に於て京都大阪兩市の區とその機構を異にしてゐることは注意すべきである。獨立した法人區として又最下級の地方自治の單位としては東京市の區が最も體容の整へるものといふことができる。

由來、市の下に更に下級の自治團體を認むることに就ては是非の議論が分れてゐる。理論上は都市は社會經濟上一體たる社會生活團體を單位とすべきを制度上妥當とすべく、市を又更に幾つかの自治體に分割するのは有機的に一體を爲す都市を解體するものと見られる。従つて、純理の上に立つ論者は、行政事務處辦の爲めに劃する行政區劃ならば格別、自治體たる區を市の下に置くことには反対であらう。然しながら、三市、特に東京市に於ける區の沿革並に擴り行く大都市の性質及び事務に鑑み

都市の解體を來たさざる程度に於て實際上適當なる下級團體を認むる必要があるといふ議論も多い。東京都制案又は近年問題の特別市制案に於いても常に少くとも現在程度以上の自治権を有する區の存置を考へられてゐる様である。殊に大正十年三月第四十四議會に於て衆議院に對し政府は（一）區の能効を擴張し、區に區の公共事務處理の能力を認め、（二）區に或程度の財政權（區の獨立課稅權）を認め、（三）區長以下の區の吏員を認め、區長を區會の選舉に依り定むるものとし、（四）區を直接市長の監督とするの四點を主眼とする區制案を提出した。本案は衆議院に於て區の財政權に就き、更に區に起債權を認むる様修正され、同院を通過したのであるが、會期の盡きたる爲、貴族院の議に附せられずして了つた。斯く區を殆んど市と同様の權能を有する自治體として認めんとするの案が政府より提出せらるゝ如く、自治體たる區を存置せんとする議論も相當強い様である。特に區制度の沿革に鑑み、又漸次擴大される市の外延的膨脹に照し、理論上は兎も角として、實際上或程度の自治區を認むべき必要を否定することはできない。勿論、區自治権の程度乃至その機構が現在の儘でよいか否かは自ら別問題である。

二 區 の 財 政

區の財政權は區の種類に依り異なること勿論であるが、最も自治権を認められてゐる市制第六條に依る區に於てさへその權能は頗る狭い。區は市條例の定むる所に依り區の營造物の使用に付使用料を徵

收し、又は過料を科することを得ると共に區はその財産及び營造物に關し、必要的な費用を支辨する義務を負うてゐる。而して、この費用支出は原則として區の財産より生ずる收入、使用料その他法令に依り區に屬する收入を以て充て、尚不足ある場合にその區に於て特に賦課徵收する市稅を以て充てられる²⁾。即ち、區に於ける租稅收入は寧ろ第二義的、例外的財源と考へられてゐる。しかも、此の賦課は市稅として賦課徵收されるのであつて、單に此の稅に付市會の議決すべき事項を區會が議決するに止り、且つその課率は市の定めた制限を超ゆることを得ない。従つて、此の區に屬する市稅はその名の通り市稅であつて、區は何等獨立の課稅權を有する譯ではない。

區長その他區所屬吏員は區の吏員ではなく、市の吏員であるからその事務を執行する爲に要する費用は法令中別段の規定ある場合を除き、原則として市の負擔³⁾することは當然である。唯、區有財產並に營造物の管理に關する事務の如き所謂區の固有事務に在つてはその執行に要する費用は區をして負擔せしむるを條理とするを以て前記の如き市制町村制施行令の規定が置かれたのである。國、府等の事務にして區長に委任せられたる事務の執行に要する費用を國、府等に於て支出する事例多きは言ふを俟たない。

要するに區の財政權は現在のところその事務に就いて認められてゐるよりも更に狭い自治権が認められてゐるに過ぎない。區に何の程度の財政權を認むべきかは勿論區の自治制度を如何に樹つべきかに懸つてゐるのであるが、今東京市十五區の近年の歲入狀況を見れば左の如くである。

1) 市制町村制施行令第三項。

2) 同上第七十條第一項。

3) 同上第六十九條第三項。

4) 同上第二項。

5) 市制第九十八條。

東京市十五區歲入狀況

一一

本表に依り窺知せらるゝ如く、區の財源は主として市の補助金その他外力援護に頼つてゐる。財産收入は區有財産より生ずる收入であるが、區有財産が少いだけにその收入も少く、使用料は主として授業料收入であるが之亦寧ろ漸減の傾向に在る。稍々獨立財源とも見得べき區に屬する市税亦區の財

の關係より市補助金が歳入の大部を占めてゐるのであるが、區の自治的活動の範域擴大を考慮すれば財政大綱に付けては今後大いに面目を更むるを要するものがある。

大阪市に在りては區の經費は市の普通經濟に組込まれ、區は獨立の經濟を有さない。即ち、區の事務は名實共に市の事務として統括されてゐる。學區に關しては、學區統一前に在りては區費整理費經濟なる特別經濟が設けられ、小學校設備費充當資金の借入れ、所要學區への交付、學區よりの元利納付、借入償還等がこの經濟に於て行はれたが、昭和二年四月一日より學區が廢止せられ從來六十七學區に屬せし教育事業が總て市費を以て統一施行せらるゝこととなつてより、本經濟も亦廢止された。唯、東區の内大區は中等學校を一校、西區の内大區は中等學校及び實業補習學校を各一校經營するを以てこの關係の區財政が獨立存在してゐる。

るので、學區に關する經濟は獨立してゐる。最近の學區財政を示せば、左の如くである。

昭和五、六年度學區豫算（全市）

年 度	財產收入	使 用 料	補 助 金	繰 越 金	雜 收 入	學 區 市 稅	其 他	計
昭和五年度	二二・九五	一七・七二	六七・三〇	一三・八六	一・五五	一・一七四・五〇	二四・一・七七	二・九五一・〇三
昭和六年度	一九・六四	一九・〇四	七五・一〇	一四・四三	一・〇五〇	一・九四・七三	一六・七六	二・九五一・一六
(編 入 後)	三三・四六	二二・五九	九一・一三	一四・四三	六・〇三	一・四六・五七	一〇・三〇	二・九六〇・五九
(編 入 前)	一一・四六	一一・五九	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一

備考 京都市は昭和六年四月一日伏見市外三町、二十三村を市域に編入す。

即ち京都市に在りては學區の財源は補助金に仰ぐことも相當大ではあるが、學區に屬する市稅に俟つもの東京市の區に於けるより遙かに大である。蓋し、京都市に於ける學區市稅の重要性を有する所以にして注目すべきである。學區の歲出は學區の性質上専ら教育費であつて、小學校費が勿論大部分を占めてゐる。

三 区に屬する市稅

區の財政の概要是大體前項の通りで、右に依り區財政に於ける區に屬する市稅の地位を窺知するを得たのであるが、更に東京、京都、大阪の三市に於ける區に屬する市稅の内容並に現況を概観しよう。

う。

(一) 東京 市

東京市十五區の租稅に付ては地方稅制の變遷と共に沿革あり、區稅を認められてゐた時代、又は區稅廢止（明治四十四年）後に於て區に屬する市稅を課徵せらるゝに至つてもその附加すべき基本稅の種目に關し夫々移動あり、之を茲に詳細にするを避くるのであるが、現在（大正九年以降）區に屬する市稅としては府稅家屋稅附加稅のみが認められてゐる。最近の區に屬する市稅の狀況は左の如くである。

東京市十五區の區に屬する市稅概況

區 名	賦 課 率 (本稅一圓に付)		調 定 (昭和四年度)		
	昭 和 四 年 度	昭 和 五 年 度	人 員 稅	額	一人當稅額
麹 町	一・三五	一・三五	一・一〇	一・一〇	一・一〇
神 田	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
日 本 橋	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
京 橋	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
芝	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
三 田	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
二 橋	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
一 橋	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
二 子	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
三 子	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
四 谷	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
五 反	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
六 本 木	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
七 丁 町	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
八 丁 町	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
九 丁 町	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
十 二 丁 町	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
十一 丁 町	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
十二 丁 町	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
十三 丁 町	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
十四 丁 町	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
十五 丁 町	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇

* 第二十七回東京市統計年表に依る。

右に依り知らるゝ通り區に依り賦課率には著しき差異がある。麴町區は一・一五圓なるに對し小石川區は三・八四圓で、三倍以上の開きがある。しかも、麴町區は納稅人員小石川區の半數以下なるにその稅額は却つて小石川區より大である。是に由りて之を觀れば麴町區は富裕階級多く高額家屋稅負

（二）大阪市
拠者多きに對し、小石川區は陸軍工廠の如きに大面積を占められ、負擔単位の著しく低きに依るものであらう。蓋しこの種の例は各區に付看取される。課率に著しき差等あるのみならず、京橋、下谷の兩區は累進課稅法をとり、賦課の方法に於てすでに他區と異つてゐる。しかも、兩區はその累進基準のとり方及び課率に於て亦夫々異つてゐる。此の如く區に屬する市稅はその課率に於て又賦課の方法に於て全く文字通り區々である。従つて、各區納稅人の負擔の不均衡なるは言ふを俟たない。

大阪市に於ても、東區に於ける税金は、府税家屋税附加税のみを認めてゐる。この附加税は、府税の半額を附加するものである。西區に於ける税金は、府税附加税と、東區に於ける税金とが併せて課せられる。この附加税は、府税の半額を附加するものである。

最近の状況は左の如くである。

國名	年 度	總 額	歲 入	內區に屬する市稅	歲 出	總 額	課 稅	標 準
東 區	昭和五 年度	二七五、一五六	一一三、九五〇	九九、六六五	二七五、一五六	二六四、五四〇	○・六六	圓
西 區	昭和五 年度	二六四、五四〇	一一三、九五〇	九三、〇九八	二六四、五四〇	一七八、六六四	○・六六	圓
	昭和六 年度	一七八、六六四	一一三、九五〇	八八、五六七	一七八、六六四	一七八、〇四二	○・七三	圓
	昭和六 年度	一七八、〇四二	一一三、九五〇					

* 第十四回大阪市財政要覽に依る。

京都市に在りては區に屬する市稅、即ち學區市稅としては府稅家屋稅附加稅及び特別稅戶別稅が認められてゐる。最近に於ける學區市稅の狀況は左の如くである。^{*}

京都市昭和六年度學園市稅
(豫算額)

* 昭和六年九月京都市役所、京都市財政要覽に依る。

鷹大上樂衣待出滋春中聚
ヶ加雲路日野賢水立樂
峰宮茂笠只鳳路日野賢水立樂

學區

府稅家屋稅附加稅

特別稅戶別稅

稅額計

六新彌栗有 東山區
原道榮田濟 松修下養北新錦
ヶ學院鴨正川洞林

回数	問題	回答	回答者
10	KO	OK	田中
11	KO	OK	田中
12	KO	OK	田中
13	KO	OK	田中
14	KO	OK	田中
15	KO	OK	田中
16	KO	OK	田中
17	KO	OK	田中
18	KO	OK	田中
19	KO	OK	田中
20	KO	OK	田中

卷五
三
九
五
一

伏見區 高花嵯梅松川桂西西太勸勤一修貞安
見見 雄園峨津尾岡極院秦右京修階橋道教井

• 1000
• 800
• 600
• 400
• 200
• 100

—

年	月	日	天候	風向	風速	氣溫	露點	氣壓	降水量
1910	7	1	晴	東北	一	22.5	18.5	1013.0	—
		2	晴	東北	一	22.5	18.5	1013.0	—
		3	晴	東北	一	22.5	18.5	1013.0	—
		4	晴	東北	一	22.5	18.5	1013.0	—
		5	晴	東北	一	22.5	18.5	1013.0	—
		6	晴	東北	一	22.5	18.5	1013.0	—
		7	晴	東北	一	22.5	18.5	1013.0	—
		8	晴	東北	一	22.5	18.5	1013.0	—
		9	晴	東北	一	22.5	18.5	1013.0	—
		10	晴	東北	一	22.5	18.5	1013.0	—

學 區	府 稅 家 屋 稅 附 加 稟			特 別 稅 戶 別 稟			稅 額 計
	賦課率(本 稅一圓に付)	本 稅 額	稅 額	賦課率(賃貸 一圓に付)	建 物 稅	貨 物 稅	
向 島	一・五〇	三、一七五	四、七五〇	〇・〇〇〇	一	一	四、七六〇
桃 深 竹	一・五〇	三、一七五	四、七五〇	〇・〇〇〇	一	一	四、七六〇
下 鳥 羽	一・五〇	三、一七五	四、七五〇	〇・〇〇〇	一	一	四、七六〇
大 橫 納	一・五〇	三、一七五	四、七五〇	〇・〇〇〇	一	一	四、七六〇
路 田 草 山	一・五〇	三、一七五	四、七五〇	〇・〇〇〇	一	一	四、七六〇
醸 酒 所	一・五〇	三、一七五	四、七五〇	〇・〇〇〇	一	一	四、七六〇
全 市 (編 入 後)	一・四九	三、一七二	四、七四〇	〇・〇〇〇	一	一	四、七四〇
全 市 (編 入 前)	一・四三	二、八五七	三、一六四	〇・〇〇〇	一	一	三、一六四

京都市に於ける學區は百一の多數存し、しかも學區の大さには非常な大小の差異がある。従つて、その財政力にも非常な開きのあることは勿論である。從來の沿革その他理由があるにせよ、かゝる勢力の著しく逕庭ある學區区分を存することが既に問題であらう。夫れは兎に角として、學區市稅を見るに府稅家屋稅附加稅の外に特別稅として戶別稅を設けてゐる點は東京、大阪と趣を異にしてゐる。失はれてゐることは想像に難くない。此の點は大いに注目を要する。

而して、學區の財政力に既に大いなる差異があるので、學區市稅の賦課率は府稅家屋稅附加稅に付ても亦特別稅戸別稅に付ても學區に依り可成りの差異がある。偶々新編入市町村に於ける學區に在りては編入關係上大體負擔の均整をとりたる態あるも、之亦一時的、過渡的現象にして早晚不均整に陥るであらうこと明かである。各學區別の戸口數又は納稅者數が明かにされてゐないので、個別的負擔が如何に不均等であるかを明かにするを得ないのは遺憾であるが、各區の實勢より推して負擔の平衡の失はれてゐることは想像に難くない。此の點は大いに注目を要する。

四 提 議

東京市十五區の區に屬する市稅と大阪、京都の學區市稅又は此等の財政そのものを互に比較することは區の性質を異にしてゐる關係上稍々無理ではあるが、實狀は大體上述の如くである。區財政乃至區に屬する市稅は區の制度と切り離して論議するを得ない事項であつて、區の自治乃至行政制度を如何に立つべきかに依つて自ら其の適從する所を異にして来る。現制度下に於ては區竝に學區は法人區として又或程度に於て自治區と稱するを得るであらうが、その自治權たるや頗る狹く殆んど有名無實に等しい。實質上、現在の區竝に學區は眞の自治區にも非ず又純行政區にも非ず、全く中間的、鵠的存在と言ふべきである。従つて、その財政權も頗る曖昧にして、獨立性、確實性を有しない。區が獨立課稅權を認められぬ關係上區に屬する市稅といふが如き、市稅であり、しかも實は區稅であるが如

き負擔を區民は負ふてゐる。且つその負擔たるや頗る不均等である。富裕區は益々負擔軽く、不富裕區は益々負擔重くなるの傾向に在る。此の實勢に鑑み、私は二の提議をしたい。

第一の提議は區竝に學區の制度を現在の儘とし、姑く之を更むるを得ないとするならば、勘くとも區に屬する市稅に關し區竝に區民の負擔を平衡にすることである。この負擔の不平衡の由つて生ずる根本は、教育事業費にあるのであるが、教育事業の如きは區の貧富の別なく平等に施設し、之が經費は全市民乃至全國民の共同して負擔すべきである。義務教育に關しては既に實際上この傾向に在るのであるが、先づ市に於て之を實現する必要がある。或は市補助費等に依り實際上の均整を圖りつゝあらんも、更に一步を進めて租稅負擔に於ても均整の實を發揮じ度い。尤もこの事は區に屬する市稅として府稅家屋稅附加稅が適當であるか否かとは自ら別問題で、研究を要するところである。

第二の提議は現在の制度を根本的に改造することである。改造には二途ある。區の自治權を全然奪つて、之を單なる行政區割たるに止めしむるか、區に適當にして十分なる自治權を與へて、下級自治團體としての活動を活潑ならしむるかである。既に述べし如く都市單一自治論者は市中に自治體たる區を置くを以て市の解體と爲し、區は須く之を行政區ならしむべきを主張するであらう。理論上はその通りであり、之亦改造の一方法にして、都市行政の立て方如何に依り行政區に止めて尙能く市政の向上を庶幾するを得るであらう。この場合は區の財政並に課稅の問題はその獨立性、重要性を失ふ。然し、他面、自治は本來その範圍が狭ければ狭い程緊密に、十全に發揮されることは議論なき公理

である。果てしなき膨脹發達を遂げつゝある現代の巨大都市が一個の自治單位として可能なりや、又可能なりとしても果して適當なりや否やは大いに考究を要する問題である。市と同一の事務處理の權能を有する自治區を設置することは成る程市中市を立つの結果となるであらうが、市の中に在りて區に專屬の、又區に屬せしむるを適當とする區固有事務を處理する爲めに自治權を有する區を認めても、それは決して自治行政機構を棄るものではない。寧ろ自治機構の分化、合理化ではあるまいか。此の區制の合理的改造が行はるゝに非されば、區財政乃至區に屬する市稅の徹底的整備は遂げられない。わが大都市は郊外を市域に編入して益々擴大し又は擴大せんとしてゐる。この状勢に鑑み現實に即したる區制度を立つことは極めて肝要であり、區に適當なる自治能力を與ふる暁に於てはその財政權に付ても十分之が自治を認め、區に屬する市稅といふが如き姑息なる稅源に代へて特立せる確定稅源を與ふべきである。

現下の如き不徹底、不均衡なる區に屬する市稅の如きは寧ろ之を廢棄するを市民負擔の公正上適當とすべきではあるまいか。

京都市に於ける如き大小細分せる學區はその存在の理由乏しく、此等は廢止して大阪の例の如く教育事務は全部市の統轄する所とするを適當とせん。若し、學區を存續せしむるとすれば宜しく廢合を行ひ、區制と牽連せしむるを合目的とせん。

要は、將來適當なる區制を案じて、同一地區に對して各種の區制を重複存在せしめ、事務竝に區民

の負擔關係を錯雜ならしむるの弊を除去するに在る。

備考 東京市十五區財政の沿革並現況に付ては東京市政調査會「東京市の區財政に關する調査」が極めて詳細に報告してゐる。參照せられたい。

夫役現品制存廢論

財團法人東京市政調査會研究員 吉山眞樟

第一序 言

舊市制より新市制へと我國に市制の實施を見てより、茲に四十五年の歲月を流逝した。其の間市制は明治四十四年の大改正を經更に新時代に入りて四度の部分的改正を經、制度の運用は項號章句の末に至る迄普ねく適用の事實を見貴重なる多くの試練を自治政上に提供した。若し此の事實を歴史的に表言する事が許さるゝならば、或は明治四十四

年の改正迄を草創時代と言ふを得べく、改正法の實施以降を以て整頓時代と解するを得べきが如くである。此の見解にして當らずと雖も遠からざるものとせば、今や應に跳躍時代に進入しつゝある譯で過去の市政事實に對する試練を基礎とし、將來の飛躍に備へざるべからざる素より言ふを俟たぬ。此の觀點から現行市制を吟味すると、そこに飛躍に障害たるべき幾多の規構規制を發見すると共に、新時代の施政に適合せざる諸制規を物色し得るであらう。

されば過去の市制運用の實際的結果よりして果して何ものを得たるや否や、此の多岐に亘る問題の實證は素より本短編の克くする所でないが、儼りに市制上極めて適用の頻繁なる事實と然らざる事實との比較より觀て、市政の全面的動向を窺ふならばそこに見逃し得ない事實を先づ發見し得るであらう。それは近時最も頻繁に行はるゝ市域の擴張に關する市制第三條第四條の適用事實と、殆んど適用事實のなき夫役現品制に關する市制第百十六條第百二十五條及第百三十條に付ての、此の相反する二個の事實である。此の極端なる兩個の現象は都市生活上果して何を表現せるものであるか、之が消長因果の關係を討究するとき恐らくは興味ある事實と都市新立法に必要な多くの問題を見出すであらう。乍併、斯かる廣範圍の問題を捉へて論議するは既に議題の許さざる所である。仍て先づ茲に夫役現品制に付て視野を以上の關係に馳せつゝ若干の卑見を述べる事とする。

第二 本邦地方制度上に於ける夫役現品制

我國に所謂夫役現品制が「社會經濟法ノ稍々進歩シタル今日ニ於テハ夫役現品ニ代ヘテ金納法ヲ行フニ至レリ、然レドモ町村費ノ課出ニ於テハ夫役現品ノ法ヲ存スルハ特ニ必要アルノミナラズ往々便利ナルモノアリ」との主たる理由を以て、特に市制、町村制に受入れられたのは明治二十一年であ

つた。（其の後改正あり）。それから大體同質の制度は明治二十三年府縣制郡制水利組合條例に繼受せられ（其の後改廢あり）、更に同三十五年北海道地方費法に同三十五年北海道二級町村制（一二級制共に改正あり）及び北海道土功組合法に依る同施行令に、明治三十六年耕地整理法（其の後改正あり）に繼受せらるゝに至り、更に明治四十年島嶼町村制に、大正二年朝鮮府制同學校組合令六年同面制、九年朝鮮地方費令同學校費令に（府制面制學校組合令地方費令及び學校費令は、昭和五年十二月道制及び邑面制の實施に伴ひ、府制及び學校費令等に改廢あると同時に夫役現品制は道制及び邑面制に繼受せらるゝに至り、更に明治四十年島嶼町村制に、大正二年朝鮮府制同學校組合令六年同面制、九年朝鮮地方費令同學校費令に（府制面制學校組合令地方費令及び學校費令は、昭和五年十二月道制及び邑面制の實施に伴ひ、府制及び學校費令等に改廢あると同時に夫役現品制は道制及び邑面制に繼受せらるゝに至り、更に明治四十年臺灣州制並に同市同街庄制に、大正十年「樺太の地方制度に關する法律」に依り、島内町村に（昭和四年樺太町村制の實施に伴ひ改正あり）大正十三年關東州市制に同十四年關東州會制等に繼受せらるゝに至りたるを、大體本邦地方制度に於ける夫役現品制の立法的沿革であるとする。

さて以上の夫役現品制を綜觀して此の制度が如何なる内容の下に立法されてゐるかを觀るに、現行地方制度上に於ける夫役現品制は大體次の如き構成の下に置かれてゐるのである。

一　夫役現品が當該團體の組織法の構成如何に依り、第一次收入として賦課し得る場合と第二次收入として賦課し得る場合とある事。

此の點は實質上左程重要な區分でないが、夫役現品が道府縣州又は街庄等の團體等に於て特別の必要ある場合に於て夫役現品を賦課し得るものと、然らずして市町村府又は邑面等の如く其の團體

の生存に必要な経費は先づ其の財産より生ずる收入、使用料、手數料、過怠金其の他法令に依り市町村府又は邑面に屬する收入を以て之を支辨し、仍不足ある場合に於て始めて市町村稅又は邑面稅及夫役現品を賦課し得るものとせる二形式を認むる事が出来るのである。

二　夫役現品が特定の目的の爲めに一般住民に對し均一に賦課し得るものと、一部の公共團體又は一部の納稅義務者に不均一に賦課し得るものとある事。

即ち道府縣州等は特別の必要に依り夫役現品を道府又は州内一部の市町村街庄若は其の他の公共團體又は一部の納稅義務者に限り賦課する事を得べきも、市町村府邑面等に在りては此の制限なく或は直接市稅を準率とし或は直接町村稅（直接町村稅を賦課せざる町村に於ては直接國稅を準率とする）等を準率とし、又は特別の場合之に依らずして全部又は一部に賦課し得るものとの差別がある。而して

三　夫役現品制に固有なる特例として認められた事項は大體次の數項である。

(A)　夫役に對しては學藝、美術、手工に關する勞務を賦課することを得ざる事。

此の制限は夫役現品制を認めた根本法の概ね採用せる所の原則である。蓋し學術上の智能は特殊の訓練を要し、何人にも共通して之が動作を要求し得べきものでないから、公平の原則上此の制限を置かれたものであらう。隨て此の明示なき水利組合法、耕地整理法、北海道土功組合法上の夫役に付ても亦同趣旨に解せざるを得ぬであらう。

(B) 夫役現品は特定の場合を除き夫役若は現品又は金納の選擇を爲し得るものなる事。

此の點は團體に依り多少異なる點はあるが、結局に於ては金錢に換算して強制徵收を認めた點に於ては一致してゐる。即ち府縣道州等に於ては夫役及び現品共に金納を認めないが、^(註八) 市町村街庄等に於ては夫役のみに付之を制限したに過ぎない。^(註九)

(C) 夫役に付ては代人を認むる事。

夫役を賦課された者に付ては假令それが金納法を認められざる場合と雖も、本人の便宜に従ひ或は自身之に當り又は適當の代人を出して、其の義務の履行を代替し得るを普通とする。

四 夫役現品の賦課徵收方法に付ては當該關係團體の收入金の賦課、徵收方法に準據せる事。

即ち夫役現品の賦課に付ては違法又は錯誤に關する異議の申立並に其の決定に關しては、關係地方稅の例に依り訴願、訴訟の方法を認めたると共に、督促、滯納處分其の他の徵收方法に付ても、大體關係地方稅の例に準據して強制徵收を認めたるを一般の例とする。

(註一) 市制町村制理由書。

(註二) 通常夫役現品と稱せらるゝものは、大體以上のものであるが、其の外尙夫役なる呼稱を用ふるも茲に言ふ夫役現品と多少意義を異にするものがある。害蟲驅除豫防法第五條、河川法第二十三條第二項の規定に依る夫役の如きは即ちそれである、其の特質は絶對に金錢を以て代納を認めざる點に在りと言はれてゐる。此の外尙勞役又は現品の負擔を以て普通とする特別負擔に市制第百二十六條、町村制第百六條、水利組合法第五十條、河川法第二條等。

第三十八條、道路法第四十六條等の場合がある。乍併是等の緊急負擔は茲に本論の對象としたものでないから一應除外する。

(註三) 府縣制第一百十二條、北海道地方費法第八條ノ三、樺太町村制第五條、道制第四十六條、州制第二十條、臺灣市制第十九條、街庄制第二十二條、水利組合法第四十九條、耕地整理法第七十八條、北海道土功組合法施行令第二條等。

(註四) 市制第一百十六條、町村制第九十六條、島嶼町村制第六十條、北海道一級町村制第一條、北海道二級町村制第九十六條、邑面制第三十九條、府制第三十九條、關東州市制第二十六條、同會制第十條等。

(註五) 府縣制第一百十二條、北海道地方費法第八條ノ三、道制第四十六條、州制施行令第三十五條。

(註六) 市制第一百二十四條、第一百二十五條、町村制第一百四條第五條、北海道一級町村制同二級町村制、樺太町村制施行令第一百五條第五十二條、邑面制施行令第五十一條第五十二條、府制施行令第五十四條第五十五條、台灣市制施行令第三十四條第三十五條、街庄制施行令第三十二條第三十三條、關東州市制施行令第六十五條第六十六條等。

(註七) 前掲註(五)(六)参照。

(註八) 例へば府縣制第一百十二條第二項第三項、州制第三十五條第三項等。

(註九) 例へば市制第一百二十五條第五項、町村制第一百五條第五項、樺太町村制第一百十六條第五項、街庄制施行令第三十三條第五項、關東州會制施行規則第二十三條等。

(註一〇) 前掲註(七)(八)参照。但し水利組合法等に於ては夫役現品の代納に關する規定は組合規約中に定むべきものとせられてゐる。

(註一) 例へば市制第百三十條第四項第百三十一條、町村制第百十條第四項第百十一條、府縣制第百十五條第四項第百十六條、島嶼町村制第七十二條第四項第七十三條、樺太町村制第百二十一條第六項第百二十二條、水利組合法第五十六條第五十九條等。反之臺灣關東州地方團體の夫役現品には賦課に對する異議の申立訴願訴訟等を許さざるものがある。

第三 夫役現品制の史的觀察

されば以上の夫役現品制が如何なる過程を經て今日の制度を産んだものであるか、夫役現品が一個の勞役又は實物税たる姿を帶べる限り、勞役又は實物税の歴史は結局に於て夫役現品制それ自身の歴史たるを失はぬ。

抑々租稅が一般的に貨幣の形態に於て現はれたのは言ふ迄もなく、實物生活が貨幣經濟に移行し始めた中世紀の末期十三四世紀頃からであり、我國に於ては明治維新以後の事に屬する。隨てそれ以前の租稅は主として勞役又は實物税であつたのである。古代の勞役及實物税の中最も顯著なる形態は、ギリシヤ諸市國家殊にアテネ都市國家に行はれたリチュルギーであらう。蓋しギリシヤ諸市の經常費は市有地、礦山等の賃貸料、共同牧場、市場、港灣等の使用料及び關稅に依て支辨されたが、臨時費殊に戰時の場合に於ては、公債制度の未だ發達せざりし時の事とて、是等の臨時費措辨の爲めにリチュルギーなる租稅が多く賦課されてゐたのである。「アテネの財政」の著者ベックの説く所に依れば、

リチュルギーはペロボネソス戰役以後に至つて殊に重要化した。それはアテネ市民の財産に應じて賦課された一種の累進的財產稅で、紀元前三七八一七年以前には、ソロンの財產階級に應じて賦課され主として夫役又は實物稅の形態を採つてゐた。而して其中に於てもトリアーキーと稱する實物稅が戰艦裝備等の軍事目的に、コレギーと稱する夫役及實物稅が貧民の救濟、祭典等の爲めに富める市民に依て引受けられてゐた。素より是等租稅の引受は半ば市民の名譽的義務心に委せられてはゐたが、他面に於ては市民が自己の生命財産を保護するの方途であるとさへ言はれてゐる。カルタゴ征服以後のローマ國家及び支配階級の重要な重要財源と爲つたものは、多くは被征服民からの掠奪並に貢獻であつた。彼の農產物收穫額の十分の一を經濟的に徵收する十分の一稅の如き即ちそれである。
(註二) 而して其の「役」(ゑたち)は皇居、山陵の造営其の他の爲めに人民の勞役を徵發するもので、大化の革新以前に於ては普通は三十戸毎に一人を出し歲役を勤めしめ、其の後大寶令に依て改革されたが、是等の勞役は布帛其の他の產物即ち「庸」が代納として許されてゐた。
(註三) 「調」は獸皮、水產物、鏡、玉、弓矢、布帛等を貢獻するもので、「庸」及び「租」の一部と併せて主として中央政府の經費に充當されてゐたのである。而して「租」は農產物即ち主として稻の進獻を目的とし、大化の革新前後には三%が普通の稅率であつて、此の田租は大化の革新以後重要な稅目と爲り

専ら地方費に充當されてゐた如くである。

一一八

中世ヨーロッパの財政は言はば領民たる農奴の勤労の榨取の上に築かれてゐた封建領主の營む自然經濟に外ならなかつたが、當時領主は其の領民に對して大凡二種類の負擔即ち勞役及實物貢賦の負擔を課してゐた。併して其の勞役は領主に對し各種の勞働に從事する義務を内容とし、週賦役並に臨時賦役に分たれてゐた。週賦役は毎週二日又は三日規則的に領主の直属地に於て、耕作牧畜通信及び運搬の勞務に從事すべきものとせられ、臨時賦役は堤防橋梁等の修築又は領主の家屋の新改築等の場合に於て特に命ぜらるべき賦役なりとされてゐた。(註三) 貢賦は農民が祭日其の他の日に於て其の產物を納付する義務であつた。我國の中世に於ける領主は莊園の所有者で、彼等は莊民に對し年貢及夫役（所當）を課してゐた。年貢は米を主とし他の物品を從としてゐたのである。鎌倉時代に於ける幕府の主たる收入は古代と同様に土地の產物であつて、田租、兵糧米等諸種の名目に依て賦課されてゐた。即ち田租は地方に依り稅率を異にせが如きも大體に於て四公六民に近く、穀物（分米）の外に貨幣（分錢）で納付する事もあつたと言はれてゐる。而して其の兵糧米は地頭の取得とし田租に附加して賦課され、單に耕地のみならず原野山林市街地にも賦課されてゐた如くである。斯くて田租は足利末期に至り苛斂説求の極八公二民の高率を適用さるゝに至り、進んで徳川時代に入りても田租は最も重要な幕府の財源であつた。當時田租の外尙地子、雜役、課役等の諸負擔が課せられ、且宿驛定置の人馬補充の爲めに附近の農民が助郷役（夫役）を徵發されてゐたのである。

然るに中世末期に至つてヨーロッパでは先づ賦役割が次第に其の影を潜むるに至つた。其の事由は農奴の強制的勞働は之を督勵するに尠からず面倒あるに加へ、非能率的なりし事又其の一因であつたが、他面に於ては都市と都市に於ける貨幣經濟が勃興した結果封建領主の貨幣需要次第に増加し、其の土地を農奴の勞働に倚て耕作せしむるよりも寧ろ彼等の勞働義務を免除し其の代價として貨幣又は穀物を納入せしめ、其の得る所のものを以て所要費の措辨に充つるを直截且有利也とするに至り、領主は農奴の勞役を解放して其の土地を農民に貸付け、地代の形式に於て金錢又は實物を收納し其の得る所の貨幣を以て、當時漸く其の數を増加しつゝあつた自由勞働者を雇傭し土地を耕作せしめた。此の週勞働義務の免除は當時の農民にとつても最も望ましき事であつた。そは蓋し當時貨幣價值低落の傾向にあつたからである。斯かる關係からして蘭來益々代納制度をして發達の機運に向はしめたのである。而して代納制度に依る農奴の解放は例へばイギリスに於ては十三世紀から十四世紀前半にかけて盛に行はれた。だが一方に於ては正貨の不足の爲めに金錢租稅は國力を涸渇するものなりとの事由から、慣熟した實物課徵を制度として認めたルイ十世のフランス徭役法の如きものをも亦見逃してはならぬ事であるが、要するに貨幣經濟が益々發達するに伴ひ勞役稅より實物稅へと推移した舊兩稅は其の形骸を没し、次第に租稅本來の姿たる貨幣の形態に依る租稅に移行し始めたのであつて、我國に於ては明治六年地租改正條例の公布に依て地券面價格三%を定率とする貨幣稅が、先づ從來の實物稅にとつて代つた事著聞の事實である。

以上は極めて簡単に労役及實物稅が租稅本來の姿と見るべき、今日の貨幣稅に推移した概略の過程を述べたものに過ぎない。

翻て我國現行の夫役現品制を考ふるとき假令其の性質が何であらうと、以上述べた勞役及び實物稅の遺物たる事は「古來ノ慣行今日ニ傳フ」との市制町村制理由書に徵する迄もなく疑を容れざる所のものであると共に、此の制度が其の佛蘭西に於ける徭役法其の他歐洲諸國に尙一部殘存する類似の制度と共に明治以來六十餘年、貨幣及び信用制度の發達せる今日に至る迄我國都市行政の上に、勞役及び實物稅の形に於ける負擔として悄然存在してゐる事を知らなければならぬのである。

(註一) A.Wagner-Finanzwissenschaft.

(註二) 本庄榮治郎博士「日本社會經濟史」經濟學全集三〇卷。

(註三) 潤本誠一氏「歐洲經濟史」石濱知行氏「經濟史概論」。本位田祥男氏「歐洲經濟史」。

(註四) 向井章氏「現代に於ける三種の義務制勞働に關する史的考察」山口高等商業學校開校二十週年記念講演及論文集。

第四 夫役現品の性質

夫役現品の性質の何たるかは必ずしも本論の深く究明せざるべからざる根本問題でない。乍併夫役現品の法律的財政的性質に付ては議論がある。隨て之が制度に關する提議の前に一應其の性質を明かにして置く必要がある。

却説其の問題は要するに所謂夫役現品が租稅なりや將又特別課徵なりやの點である。而して之を租稅なりと觀る側に於ても人に依り所說必ずしも其の揆を一にせざると同様、之を特別課徵なりとする側に於ても種々の見解に歧れてゐる。即ち其の所說を要約説明すれば、先づ夫役割は町村稅なりとする明治三十年の行政判決^(註一)を擧げる事を得ると同時に、舊府縣制第六十五條が「府縣會ハ家屋稅又ハ戸數割ノ全部又ハ一部ノ代納トシテ府縣ノ費用ヲ以テ支辨スル事業ニ對シ夫役又ハ現品ヲ出スヲ許スコトヲ議決スルコトヲ得」との規定に根據を求め、且特別課徵的規定であつた舊府縣制第七十三條の規定が現行法に至つて削除された事等を主たる理由とし之を租稅なりと觀る者、又は實質的には地方稅なるも形式的には地方稅たらすと論ずる者、或は之を準租稅なりとし、或は之を租稅の變形なりとし、或は租稅の性質を有せずと論ず。^(註二)併かも之を租稅に非ずとする側に於ても、行政法學者は一般に公用負擔の一種なりと説き財政學者は特別課徵^(註三)なりとせる點に注意せざるを得ぬであらう。

斯の如く夫役現品の性質如何に付ては諸説あるが如きも、夫役現品は全く特定の目的の爲めに公用負擔として、地方の情況に因り義務者並に團體の便宜の爲めに認められた制度である。隨て其的一般に賦課すべき一般負擔たる夫役現品が、義務者の擔稅力を標準とし金納を認め且制度上の取扱が租稅に關する規定に準據する所ありとするも、是れ只其の制度が舊來の租稅に淵源し租稅と其の形態が類似するより成る便宜的取扱たるに止まり、本来金錢を課徵物體とするものでないから一般收入の爲め

にする租税とその性質を異にする事、尙特別の利害關係者に對し賦課する夫役現品と異なる所なからべく、要するに夫役現品は之を特別課徵の一種なりと解せざるを得ぬであらう。

(註一) 夫役割は町村税なり。明治三十一年第四號行政裁判所判決。

(註二) 夫役現品は公共團體が納稅義務者又は組合員等に對して財政權を以て無償に勞力又は現品を提供せしむべく強要するものであるから、その本質は租税である。その事は舊府縣制に於ては夫役現品に（二様のもの）が規定されてゐた。其の一は第六十五條（府縣會ハ家屋税又ハ戸數割ノ全部又ハ一部ノ代納トシテ府縣ノ費用ヲ以テ支辨スル事業ニ對シ夫役又ハ現品ヲ出スヲ許スコトヲ議決スルコトヲ得）との規定に依るもので、家屋税又は戸數割の代納として認めたものであり、夫役現品を租税なりと爲す説を裏書するものである。第二は第七十三條（府縣内ノ或ル部分ニ對シ特ニ利益アル土木事業ヲ起ストキハ府縣會ノ議決ニ依リ該部分ニ對シ通常府縣稅賦課ノ外其利益ノ厚薄ニ應ヘ特ニ夫役現品ヲ増課スルコトヲ得）との規定に依るものであつて、之は所謂特別課徵に屬するもので第九十一條の規定に依り内務大臣の許可を受くることとなつてゐた。明治三十二年三月法律第六百十二條の如く規定して單に府縣の必要に基いて一部に對し賦課を認むることと改めた。而して右規定に基く賦課に就ては第百三十三條第五號に依り内務大臣の許可を要すべきことになつてゐたが、大正三年四月法律第三十五號を以て之を削除された。舊府縣制第七十三條の夫役現品の賦課は單に土木事業に限定され、加之利益の厚薄即受益程度に依る負擔と規定したので、前述の如く特別課徵に屬してゐたが、改正府縣制に於ては受益者負擔としなかつた點が著しい變化である。

舊市町村制の規定は公共事業又は安寧秩序の爲に夫役現品の賦課を認めたので、舊府縣制とは賦課目的の幅に

於て廣かつた譯である。明治四十四年全文改正が行はれるや、夫役現品の規定も從來の賦課目的たる公共事業の經營又は安寧秩序なる制限を撤廃し、動もすれば特別課徵と謬られ易き夫役現品をば、純然たる税租の本質に合致せしめたのである「税」七卷九號元山修二氏夫役現品論。

(註三) 形式的には地方税と稱さないけれども實質的には地方税たるものがあります。夫役現品の賦課、受益者負擔及貨座敷娼妓等の賦金が即ちそれであります。——夫役現品の賦課は原始的な租税の一種であるが貨幣制度の行はれる今日に於て尙亘斯かるものを地方負擔として、認めてあるのは要するに地方費負擔者に對し貨幣を以て課徵するよりも、夫役現品の賦課を以てする方が負擔の容易な場合があるので其の負担の便宜上より之が存置せられてゐる所以です。田中廣太郎氏地方税講話。

(註四) 勞役又は現品の給付なる點に於て租税と異なる一般に課せらるべき負擔なる事に於て、租税に準ずる性質を有するものであると言ふ所説は「市町村が國民に對し課すべき租税に準ずる性質を有するものは夫役現品である。夫役現品は負擔の内容が金錢的債務でなくて一般の勞役又は物品の提供に在る點で租税と性質を異にする。併し一般住民に對して課せらるべき負擔なる事に於て租税に準ずる性質を持つてゐるから法律上も之と同様の取扱を受く」。杉村章三郎氏地方自治制法學全集第三巻。

前説と近似する諸説としては次の諸氏を擧げる事が出来ると思ふ。

夫役及現品の賦課徵收も亦市町村に於ける公法的収入の一種にして權力を以て公共費用の財源に充る爲、人民より徵收するの點に於て市町村税と異なることなし。唯夫役は金錢に非ずして勞力又は金錢以外の物品を徵收するを原則とするを異なりとす。島村他三郎氏地方自治制釋義。

夫役とは市町村が其の納稅義務者に對して權力を以て強要する労力提供の義にして、現品とは夫役と同じく現

物提供の義なり。夫役現品は租税と同じく報償の性質を有せざる負擔なりと雖、市町村は之に依りて金錢を收入する目的とせず、直接に労力又は物品を取得する目的に出づ、是租税と異なる點なり。市制第百二十五條町村制第五條第四項の如く金錢を以て代納することを得しむるときは金錢の收入を目的とするに至り租税と異なる所なきが如しと雖其の特質の存する所は之を閑却すべきにあらざるなり。清水澄博士外四名合著市町村制正義。

純然たる租税に非ず租税の變形なりとするものは次の所説である。

夫役現品の賦課は經濟狀態の極めて簡易なりし古代に於ける租税徵收方法の一遺物にして、當時公の所用は人民直接の労力又は物品の提供に依り之を満すを當としたりしが、貨幣經濟の發達と共に爾來凡ての公收入は金錢に依ることと爲りしを以て今日に在りては、夫役現品を賦課する場合は漸く稀なるに至れり。然れども地方に依りては尙實際の必要に應じ、時に此の方法に依るを以て便利と爲す場合なきに非ず。是本條の規定を存する所以なりとす。夫役現品は其の性質よりして之を言へば、固より一の公課たるを失はずと雖も、今日に於ては最早純然たる租税には非ず。即ち之を租税の變形と見るべきなり。市制町村制逐條示解。

夫役は金額に算出して賦課するも一般町村税とは其性質を異にする。明治二十八年第七七號明治二十九年行政裁判所判決。

(註五) 例へば美濃部博士は、夫役現品を以て人的公用負擔(公用負擔とは公益の爲必要なる特定の事業の經營又は物の保全の爲に人民に課する所の負擔を謂ふ)の一種なりと論ぜられ、更に其の人的公用負擔を一般負擔と特別負擔とに區別せられ、次の如く夫役現品を説明せらる。

一般負擔たる夫役現品は其經濟的性質に於ては租税と等しく財產上の給付義務にして、金錢上の價格に於ての現品の何れかを選擇して納付するを得しむるもの(ロ)金錢に換算せずして賦課するものは是なり。同氏行政法摘要。

尙右公用負擔と同意義に説明せらるゝ左の諸説を擧げる事が出来る。

夫役現品は人の行政負擔で一般納稅義務者に賦課するものと特定の者のみに賦課するものとあり。一般賦課の場合は市町村税を標準とし特定の場合には特定の利益を受くる者に其の程度に應じて賦課す。佐々木惣一博士日本行政法總論。

夫役現品とは特定の行政作用の必要の爲に提供を命ずる労力又は現品を指すものにして、之を租税と對比するに一般納稅義務者に賦課せらるゝ點は兩者同じと雖も、租税が一般經費に充つるが爲に要求せらるゝ金錢なるに反して夫役又は現品は特定の行政作用の爲に要求せらるゝ労力又は現品なるの相違あり。野村信孝氏行政法大綱。

(註六) 特別課徵とは國家公共團體が公益の爲めに營造物を新設し又は之に格段なる改良を行ふに際し、其爲めに要する經費を一定地區内に在つて特別の利益を受くる者をして受益の程度に應じて分擔せしむる課金を云ふ。小川郷太郎博士財政學。

特別課徵といふは其の統治團體の公共的施設によりて特段なる利益を受くる一定地區内の者に對し、其の費用の一部を充たすが爲めに其の特段なる利益に應じて配當し課徵するものである。神戸正雄博士財政學。

(註七) 夫役現品の賦課徴収方法は大要地方税の賦課徴収方法に準據せるも、細目にて之が取扱を異にせる部分がある。例へば府縣制施行規則第三十五條、市制町村制施行規則第三十八條等の如き即ち之なり。

第五　夫役現品制の運用状態

斯かる形式に於て夫役現品制が我國地方制度上の規制と爲つて以來今や既に四十五年の歳月を経過し、此の制度を繼受した各種法制又既に長日月を流逝し、本制度の運用如何に付多くの試練を有つものなる事は、茲に忖度する迄もなき事である。されば此の制度が地方行政殊に都市行政の上に於て實際上如何に取扱はれ如何に活用されつゝあるかを知る事は、此の制度の是非存廢を討究する前に一應検批しなくてはならぬ事實であらう。

されてゐるかを概観するに、夫役現品が勞役又は實物それ自身の形に於て給付の物體と爲つた事は極めて尠なく、多くは金錢に換算されて收納せられつゝある事實である。而して其の換算額は府縣、市町村、水利組合を通じ是等の歲入總額に對する夫役現品收納額の千分比は、明治二十四年に於て千分の六なりしも、明治二十七年度に於て千分の四に下り爾後遞減して明治三十二年度以降大正十一年度迄は千分の三乃至千分の二を上下してゐたが、大正十二年度以降は漸く千分の一程度（昭和五年歲入總額十五億九千百九十五萬九千八百五十四圓中夫役現品收納額百五萬二千七百十六圓）の賦課收納額を辛じて維持してゐるに過ぎない現状である。

併して一度之を賦課收納團體別に見ると、次の如く都市及び府縣に於ては夫役現品の賦課徵收事例殆んどなく纔かに町村及び普通水利組合並に水害豫防組合に於てのみ、若干此の制度が利用されつゝあるに過ぎざる事實を發見し得るのである。

驗認體別夫役現品換算額收納調

年 度	道			府			縣			都			市			町			村			普通水利組合		
	稅 收 入	夫 役	稅 收 入	夫 役																				
大正十三年	二四三、七四三、七四四	二五、六四五	二五、六四五																					
大正十四年	二四三、七四三、七四四	二五、六四五	二五、六四五																					
大正十五年	二四三、七四三、七四四	二五、六四五	二五、六四五																					
昭和二年	二五、七四一、七四二	二五、七四一、七四二	二五、七四一、七四二																					
昭和三年	二五、七四一、七四二	二五、七四一、七四二	二五、七四一、七四二																					
昭和四年	二五、七四一、七四二	二五、七四一、七四二	二五、七四一、七四二																					

以上の實績に従って本制度を觀るとき、内地に於ける此の制度は其の市町村制理由の説明する如く「農民ノ如キハ季節ニ依リ夫役ニ應スルヲ得ルノ間隙アルコト市民ト其ノ趣ヲ異ニス」との消息を知ると同時に、此の制度が全く農村負擔者の便宜を目標とする特殊立法に屬し、偶々部落的小施設の自治的擁護にこそ若干の實用あれ、都市及び都市化の町村乃至府縣の如き團體が其の擁する大規模なる施設の管理經營に、目的實現の極めて容易且自由なる貨幣税に依據せずして此の不便不利益なる夫役現品制の活用を敢てせざる所以の事由を十分に發見し得るのである。^(註二)

(註一) 内務省發行「地方財政概要」に依る。但し普通水利組合中には北海道土功組合を含む。

(註二) 朝鮮、臺灣及關東州方面の地方團體に於ける夫役現品制の運用が實際上如何なる程度に於て、當該團體の財政上の效用を充足しつゝ活用せられありやは資料の不十分なると、夫役現品換算額を税外收入中に一括表示せらる爲め十分に其の額を検討し得ない。

乍併部分的には多少の利用を見若干の收入額を得つゝある地方團體も尠くない様である。何卒關係方面の當事者に依りて之が實況を明かにせらるゝ事を得ば幸甚である。

それで私は結論に代へ夫役現品制に付て茲に若干の提議を試み本章を結びたい。其の要旨とする所は

一 市制上此の頗勢的規定たる夫役現品制を廢止する事が出來ないか。

蓋し夫役に付ては「夫役賦課ハ専ラ道路、河溝、堤防ノ修築、防火又ハ學校、病院ノ修繕等ノ爲メニ行フモノナリ殊ニ村落ニ在テハ農閑アルコト市民ト其ノ趣ヲ異ニス」と既に市町村制理由書の道破せる如く、夫役制度は全く僻陬の農村を對象とした制度であつて、人口の増加は勢ひ低廉なる勞力の過剰を見、巷衢に失業群の永遠に絶ゆる事なきが如き近代都市を目標に考へた制度では元々ないのである。況んや今日の都市に於ける公企業が道路河溝堤防學校病院にしろ、其の施設、管理多くは科學的に操作せられ、地方民の自治的夫役に俟つが如き場合の漸く減少せんとする折柄、併がも實際に利便なる貨幣税を度外して是等の犠牲に俟つが如き事は、其の火防施設の如きすら在來の夫役的義勇消防制度より脱却せんとしつゝある事實上の必要より併せ稽考するも、假令斯かる夫役制度が「地方民ノ自治心ノ美シキ發露」としては尊重するに値するが、規構の根底に修正を加へざる限り、公義務の賦課としては都市に於ては到底實際に行ひ得ざる迂遠の制度なりと評せざるを得ないからである。

現品制度も亦之と同様に大規模なる都市の近代施設に對し、所要現品を地方民に賦課するが如き事の繁雜にして不利なる、其の金納法の簡易利便なるに比較し多く論證を俟たざる所であると共に偶々此の制度在るが爲めに實物納付を期待せずして金納を豫期し、事實上の制限外課税を爲すが弊害の往々生ずる虞ある事實に想到すれば、尠くとも都市及都市化の町村又は府縣の如き團體に對しては、速かに此の原始的古制を抛ち、之に代ふるに適切なる他の新立法を攻究するの緊要なる警言を得ないからである。

を俟たぬであらう。

以上の見地から都市に對する制度としては夫役現品制を廢し、斬新適正なる新制度が之に代つて樹立されん事を希望する。併して若し

二 夫役現品制の廢止が是なりとせば之に代るに次の新立法に付何等かの攻究を必要とせぬであらうか。即ち其の一は

(A) 市の爲めに於ける總括的義務制労働の新立法を促す事である。

茲に總括的義務制労働とは市民の間に公事に對する獻身と肉體労働の愛を發達せしむる爲めに市民の全範圍に亘つて一定の目的日時を限り、其の人の社會的物質的地位を離れて單一の組織力と爲り、市の施設、營造物、企業其の他を義務として擁護するが如き制度の樹立を促す事の是非である。即ち丁度一九二〇年來勃牙利に行はるゝ徭役法乃至一八二六年來佛蘭西に發達した徭役法等の主義精神とする所のものが、何等かの形式に於て我國都市自治の上にも取入れられ、労働力を有する市民が或は車馬獸畜其の他の物と共に一體として賦課を受け、全員が舉りて一團の組織力と爲り、一齊協同して或は公園の除草手入に、或は道路橋梁街渠河溝の清掃、街路樹の手入又は交通の整理、若は學校病院、社會事業施設其の他の施設建造物の掃除維持若は急迫の際等に處する公共的當面の要務が、全市民の崇高なる愛市的情意の下にそれが義務制労働として、單なる有閑人の道樂的奉仕としてではなく普遍的に實行性のある制度が稽考し得られないものであらう

か。若し之を夫役現品制の活用擴充策として考へ得らるれば尙更結構であると思ふ。

次に注意を必要とする一の問題としては

(B) 市制上に於ける特別課徵制度を擴充明確ならしむる事である。

通常説明せらるゝ所に依ると公共團體の課徵する負擔金は市制第百二十二條第百二十四條、町村制第百二條第百四條、府縣制第百十一條等の場合に於て、利害の厚薄に應じ、受益負擔たる負擔金を課する事を得るものであると言はれてゐるが、其の規構が不均一又は一部賦課の方法若は納稅義務者たる事を要件とせるから、道路法乃至都市計畫法に依る特別負擔と十分に調和する所がない。隨て市營事業の如きものに對し此の方法に依て財源を獲得し得るや否やに付多くの疑點ある爲め、事實上此の方面に餘り活用されてゐないのである。乍併道路事業乃至都市計畫事業以外の市營事業殊に其の公益企業の如きものに在つては、其の建設費の一部を受益者負擔金に求める必要がかなり勘くない。併かも此の必要は過去の經濟制度の遺物たる夫役現品の如き制度の運用では到底解決し得られないのである。そこで市制上もつと明確に必要な市營事業に對しては、常に受益者負擔金を課徵し得るやう新立法の策定を緊切とする所以の事由が、本論に牽連し、茲に提議し得るのである。

市稅の滯納に就て

財團法人東京市政調査會研究員 龜 卦 川 浩

租稅の滯納に關しては、龜に神戸博士（租稅の滯納を論ず）や中川與之助氏（租稅滯納の統計的觀察）の有益なる研究があり、更に滯納防止乃至整理策に關して、大塚辰治、元山修二、小林千秋、三好重夫等諸氏の論文あり、夫々稅務行政上の好資料を提供して居るが、滯納の計數的方面に於ては神戸、中川兩氏の前記論文は何れも國稅及府縣稅を研究の對象としたもので、最下級地方團體にして、眞に自治體らしき自治體たる市町村の經費を支辨すべき市町村稅のそれに對して、數字的考察を試みたものは、これまで餘り世上に現はれないそ�である。幸ひ全國都市問題會議事務局が今回の會議開催に當り、全國各都市並大町村より乞ひ得たる資料の中に、滯納に關する計數を一覽する便を與へられたので、茲に極めて大雑把ながら一應の觀察を試みることにした。本文起草の時までに回示を得た資料の中から、法制を異にする朝鮮臺灣關東州の分及び町村を除けば、合計四十七市に上る。而して回答を得た數字は昭和五、四、三年及び大正十二、七、二年の六箇年に關するものであり、之を全部考察の對象とするに依て始めて意義多き結果を見得べきであるが、今はその餘裕がないので、右の中

昭和三年以降三年間に關するもののみを集計することにした。尙ほ各都市別の滯納率等を算出すれば種々面白き研究も出來ることと思はれるが、それも一切見合せて、全四十七市を人口の多寡に依て左の四群に分ち、各群間の比較を試みることにした。従つて研究としては誠に貧弱極まるもので、折角の貴重なる資料に對しても敬意を失する次第であるが、精細なる研究は他日を期することとし、茲には上述せる範圍内に於て一應の考察をしよう。

A群(人口六十萬以上)……東京、京都、名古屋、神戸の四市

B群(人口十萬以上)……廣島、長崎、仙臺、吳、金澤、岡山、佐世保、新潟、堺、横須賀、門司の

十一市

C群(人口五萬以上)……高知、徳島、小倉、前橋、久留米、旭川、宇都宮、高松、青森、長野、松

本、福井、岡崎、津、清水、桐生、奈良、高岡の十八市

D群(人口五萬未満)……千葉、佐賀、松江、宇和島、沼津、足利、別府、一宮、瀬戸、津山、米子

高田、倉敷、尾道の十四市

先づ昭和三年度より同五年度に至る前記諸市の市税總額滯納率は次の如くである。

人 員	前年度より増 加額	金 額	前年度より増 加額		
				昭和三年度	昭和四年度
人 員	三九・四四	三九・四八	一・三五	四三・九八	三・一九
金 額	三六・八四	三八・四五	一・六〇	四一・九四	三・四九
人 員	一・三五	一・六〇			
金 額	三八・四五	一・六〇			

右の表に依つて我々は滯納率が年々増嵩しつゝあること、而してその増嵩の程度も同様増大しつゝあること、及び從來金額に於ける滯納率は人員に於けるそれより下位に在つたが、前記三年間に於ける増嵩の勢は、寧ろ金額のそれに於て大なるものあることを知るのである。即ち人員に於て昭和四年度は昭和三年度に比し一・三五の増であるが、昭和五年度は昭和四年度より大なること三・一九で、その差一・八四に及び實に二倍以上の増加率である。更に金額に於て昭和四年度は前年度より一・六〇の増であるが、昭和五年度は三・四九の増で、その間一・八九の開きがあり、同じく二倍以上の増加率を示して居る。この點は中川氏の研究に於ても國稅府縣稅共大正十一、二年の頃より(氏の研究は昭和二年迄に係る)漸次滯納率の増大する傾向を指摘して居られる。

右は各都市全體に關するものであるが、人口別に依る都市の大小に於て如何なる現象を示して居るであらうか。左表は之を示して居る。

昭和三年度	A			B			C			D		
	人 員	金 額										
四六・三二	四〇・三六	二六・%二	二七・二一	三四・二三	三五・一三	三六・三七	三四・一八					
四七・七三	四二・二七	二六・八一	二八・三一	三七・三三	三七・五六	三五・〇九	三三・二八					
五一・七二	四六・一七	二八・六五	三〇・八一	三九・四六	四〇・一五	三九・〇二	三五・六〇					
昭和五年度												

右に於て人員、金額何れも漸次滯納率増大の傾向を示してゐるが、唯一の例外はD群の昭和四年度である。即ち同年度は前年度に比し人員に於て一・二・八、金額に於て〇・九〇の減少を示して居るけれども、これとても昭和五年度は前々年度に比し人員に於て二・六五、金額に於て一・四二の増であり、大勢に於て何れも漸増の現象を示せることは疑ふべからざる處である。昭和三年度と昭和五年度を比較する時に、増加率の最も大なるは人員に於てAで、C、D、Bの順を示し、金額に於てAで、以下C、B、Dの順を示して居る。即ち左表の如し。

昭和三年度に對する昭和五年度滯納率増加比較表

		人		員		金		額	
		A	B	C	D	A	B	C	D
六・四〇	二・一三	五・三三	二・六五	五・八一	三・六〇	五・〇二	一・四二		
昭和三年度		A A A		C C D		A	B	C	D
昭和四年度				D D C					
昭和五年度				B B B					
				A A A					
				C C C					
				D D D					
				B B B					

又各年度に於ける滯納率の大さの順に並べれば次の如くなる。

即ち人員に於ても金額に於ても三箇年間を通じて滯納率最大なるはA群で、最小なるはB群である。このことは各群中に包含せしめられた都市特別の事情や偶發的な原因も多少混在するかとも思はれるが、先づ大體に於て大勢を示唆して居るであらうことは、A B間の開きが頗る大なること（Aは殆どBの二倍になつて居る）に依て、略と誤なきことと思ふ。

何故此の如く大都市に於て最も納稅成績悪しく、人口十萬乃至三十萬級の都市に於て良好であるかは、輕々に斷定しがたいけれども、前者は六大都市級に在ては人口の異動最も激甚にして納稅地變更の機會多きこと、地域廣大にして自治體的自覺稀薄なること、サラリーマン多くして晝間勤先にあるを以て納稅の機會を失ひ易きこと、家居すべき婦人も中小都會に比し外出勝なること、従つて納期の迫れることを失念し勝ちなること等を擧げ得るであらうが、主要なものとしては納稅等を初とする公生活に惡擦れして居る人々の多いこと、即ち一言以て蔽へば納稅觀念の稀薄なることに存するであらう。然らば亞大都市へ生硬な言葉であるがが遂に良好な成績を示して居るのはいかなる理由によるのであらうか。これも一概に言ひがたいと思ふが、都市の廣袤も人口も自治的自覺を稀薄ならしめる程には大でなく、人口の異動もさまで頻繁ならず、サラリーマン等生活狀態上より納期を逸し易き事情に乏しきこと、所謂公生活に惡擦れせざること等を擧げ得るであらう。而して中小都市はこの點に關して更に一層有利なる條件を具備して居る譯であるのに、その成績が亞大都市に對し一籌を輸する所以の理由に至つては、或は亞大都市にあつては徵稅機關（市當局以外納稅組合等の自治的方面も含め

て)が比較的よく備はつて居ると言ふやうな事情に因るものではないかと思ふ。只玆に注目すべきはこの群に含まるゝ仙臺市が抜群の好成績を示して居ること、即ち昭和五年度に於て人員五・六二、金額六・九八で(昭和三、四兩年度に於ても略同様の率である)この數字がかなりの程度までこの群全體の滞納率を支配して居ることであるが、抑々この低率なることの原因が那邊に存するやは未だ之を詳にしない。

次に市税の各税目毎に就て滞納率を表示すれば次の如くである。今市税全部を擧げることは困難であるから、主要なるもの七種に就て調べることにした。

	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度
人	員	人	員
所得税附加税	金額	人	員
地租附加税	二七・七一	二八・〇〇	二八・四九
二〇・三二	二七・七七	二二・五六	二八・三五
營業収益税附加税	四二・三〇	四〇・七一	二七・九九
營業税附加税	五三・七二	五六・九三	二六・一八
家屋税附加税	三四・八五	四二・一八	四五・五四
雜種税附加税	四六・七二	三八・九二	五五・五八
特 別 稅	六・七五	四三・八二	六〇・四一
	一五・四九	四六・九三	五九・〇八
	七・五二	四一・九五	五四・五一
	一二・五三	四九・五五	四三・二二
	七・八四	四八・一四	四七・一一
	一・六五	一二・五三	四八・一四

(本表に於て戸數割を課せる都市の戸數割は所得税附加税の部に入れ、特別税は戸數割を除きたる以外のものとした。尙都計畫特別税は夫々當該附加税に算入し京都、神戸等の特別税たる營業税、家屋税等は便宜府縣税附加税の部に入れた。)

概観するに各税共年來滞納率増大の傾向を知ることが出来る。例外は營業税附加税が五年度に於て四年度より人員金額共稍々減じたること、及び雜種税が金額に於て四年度に稍々減じたることの二つであるが、何れも三年度と五年度と比較すれば増加して居る。

各税相互間に於ける滞納率の順位は如何。

昭和三年度に於ては人員につき、(一)營業税附加税、(二)雜種税附加税、(三)營業収益税附加税、(四)家屋税附加税、(五)所得税附加税、(六)地租附加税、(七)特別税。

金額につきては家屋税が第三位となり營業収益税が第四位となりたる外は人員に關するものと同様である。

昭和四年度に於ては人員に關しては三年度と同じく、金額に就ては(一)營業税附加税、(二)營業収益税附加税、(三)家屋税附加税、(五)所得税附加税、(四)雜種税附加税、(六)地租附加税、(七)特別税の順位であり。

昭和五年度に於ては、人員につき(一)營業収益税附加税、(二)營業税附加税、(三)雜種税附加税、(四)家屋税附加税、(五)所得税附加税、(六)地租附加税、(七)特別税。金額については右の中營業税附加税が第一位となり、營業収益税附加税が第二位となりし外は同一である。

以上に依て見れば滞納率最高位を占むるは常に營業税附加税又は營業収益税附加税であつて、最低位を占むるは特別税である。而して所得税附加税及地租が人員に於ても金額に於ても、常に夫々第五

位と第六位を占めるは一奇と謂ふべきか。國稅及び府縣稅に於ても、大正二年以降昭和二年に至る十五箇年間の平均に於て、營業稅及同附加稅が地租及同附加稅に比し遙に高率を示せるることは、中川氏が前掲論文に於て指摘せられたる處であるが、昭和三年度に於ける國稅、府縣稅の滯納率も左の如く同様の關係を示して居る。

昭和三年度國稅及府縣稅滯納率

國 府 縣 稅	地 租(附 加 稅)		所得稅(附 加 稅)		營 業 收 益 稅(附 加 稅)	
	人 員 額	金 額	人 員 額	金 額	人 員 額	金 額
○・五〇	○・七八	三・二二	一一・三七	九・五三	一七・四一	二一・一四
五・五四	五・六九	一四・七〇	一三・三四	二四・三九		

市に於ける特別稅が滯納率特に低きことは、一は納稅義務者の範圍比較的に限定せらるゝものあると、一は臨時的のものあるとに因るものであらう。地租附加稅の低率なるは、都市に於ける地租が比較的軽きことにも因るであらうが、營業收益稅附加稅又は營業稅附加稅に對比して、前者の納稅義務者に安定性多く、後者のそれに浮動性多く、且つ營利的分子の多きこと等に因る點もあることと思ふ。即ち營業者にあつては利を得る機會も多きため、豫め納稅の目的を以て積立て置くことは概してしない勝ちであるに反し、地租を納める者は概してその邊の用意も手堅くやつておくと言ふ傾あることであらう。

翻つて國稅、府縣稅及び市稅相互間の成績の差等は如何あるであらうか。甚だ不充分ではあるが、昭和三年度に於ける比較を示せば左の通りである。

國 人 員 稅	府 人 員 稅	縣 人 員 稅	市 人 員 稅
一・〇七	七・〇九	一〇・八六	一三・七〇

(本表の數字は國稅及府縣稅については全國のものであるが、市稅については前掲四十七市のそれなることに注意する必要があるが、大體としては差支ないであらう)

即ち國稅最も低率にして府縣稅之に次ぎ、市稅最も高率である。しかもその差たるや誠に大であつて國稅にあつては滯納人員百人中一人強に過ぎざるに反し、市稅のそれは實に三十九人以上に及んで居る。かくの如き所以のものは、國が國稅殊遇主義を採れるに因ると共に邦人の國家觀念強きことを物語るものであらうが、同時に愛市精神自治觀念の貧弱なることを證明するものである。一面、市稅の納稅義務者は國稅のそれに比して富の程度の低きもの多きことも一因をなすであらう。尤も町村等に於ては嘗て國稅納付成績の向上を圖らんがために、或は收入役に於て一時立替ふる等の例もあるとのことであるが、この種冠履顛倒の例を除いても國稅の滯納率低きことは首肯される。

上來記述せる處を要約すれば次の如くである。即ち

- (一) 市稅の滯納率は國稅府縣稅のそれに比して甚しく高率である。

租稅滯納の累積過程

(三)金額に於ける滯納率は、人員に於ける滯納率より下位にあるが、之が増大の勢は前者が大であ

(四)大都市は滯納率最も大にして、人口數之に次ぐ都市は最も小である。

(五)各種市税中最も滞納率の大きなは營業収益税附加税又は營業税附加税であり、最も小なるは特別税である。而して地租附加税は小なることに於て特別税に次ぎ、所得税附加税は常に地租附加税よりも大である。

監修
法人
東京市政調査會研究員
岡野文之助

市町村民の租税滞納が、年とともに激増しつゝある傾向は、最近十二箇年乃至十五箇年間における、國稅、府縣稅總計について、調定人員及び稅額に對する滯納人員及び稅額の百分率を示したる次掲表において明かである。

第一表 最近十二箇年間の府縣稅滯納率(%)

尙ほ市税町村税については、總括的資料を缺くが故に、茲には便宜、東京市における最近七箇年間の市税滞納状態を示して、これ等諸税における同一般的傾向を語らしめやう。

第三表 最近七箇年間の東京市市稅滞納督促狀發布及稅額及人員

1) 大藏省主稅局、統計年報書。

中川與之助、租稅帶納の統計的觀察、經濟論叢、第三十二卷、第一號。
第二十七回 東京市立圖書館 041-1

2) 第二十七回、東京統計年表 941 頁より作製。

人 稅		布督促狀發 段額及人員		年 度	
員 額				大 正	
一、九〇〇	三、九〇〇	同	一、四〇〇	昭和元年	同
三、六〇〇	三、六〇〇	同	二、四〇〇	同	二
三、六〇〇	三、六〇〇	同	四、四〇〇	同	三
三、六〇〇	三、六〇〇	同	四、四〇〇	同	四
一、九〇〇	一、九〇〇	大	一、九〇〇	大	正
		正			
		同			
		一			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			
		二			
		正			
		同			
		三			
		同			
		四			
		大			

しかしながら傾向は、近年における經濟不況にともない、大部の納稅階級の經濟力が微弱となつたためのみの影響と解するのは如何なものであらうか。

ためのみの影響と解するのは如何なものであらうか
神戸博士はかつて租税帶納の原因について、これ¹⁾

神戸博士はがくで租税滞納の原因についてこれを主觀的及客觀的原因に大別し、この中に、最も根本的な原因として、主觀的原因即ち租税に對する道義的、精神的原因を數へ、客觀的原因としては、(一)納稅義務者の經濟上の事情、(二)租税の量額(租税額の輕重大小)、品質(イ)租税制度の公平、不公平、(ロ)租税の再生産的効果の有無大小、(ハ)租税制定時の新舊、收納方法等を擧げて詳論せられ、中川學士も特に最近に現はれた特殊的原因を數へたつて、(一)大正年間及び昭和に亘る景氣の變動、(二)大正十二年の郡役所廢止、(三)普通選舉制の實施等をあげられた。組合帶内の原因は、向てこれ等諸多のものと歸せらるべく、故て完足を加ふる必要はなきもの

租税滞納の原因は、決して莫大なるものではなく、むしろ、その多くは、市町村の財政の如くである。だがしかし最近における、「租税に對する不平」の聲は相當高く、この聲はやがて租税滞納の風を助長せしめ、市町村歳入缺陷の禍因となり、今や、市町村財政の従つてまた市

町村自治政の危機をさへ孕んでゐる。納稅は元來、國民の義務として憲法の規定するところであり、またその自覺において納付さるべきものであり、もしこれが義務に對する不平あらば、政治上、經濟上他に據るべき不平解消の法も存するのであるから、この點においては、租稅に對する道義心の稀薄をせむるも相當理由なしとせぬのである。しかし、租稅に對する意識的反抗をあげしめつゝあるものは何か、これが原由に思をいたすとき、吾々は、一概に、租稅に對する道義心の頽敗とのみなしてこれをせむるの當を得ざるを思ふのである。

然らば納稅に對する一種の意識的反抗を納稅者の間にあげしめつゝあるところのものは何か。固よりこれが解答は、實證的にのみ究明することを得ず、勢ひ、主觀的、推測的たらざるを得ないので、或は歪曲と誇張とに終るなきや懸念するものであるが、吾々は少くとも、次の三點に重點をおいて観察することが可能ではないかと思ふ。

租税は、國家又は公共團體の高權により、市民の經濟より強制的にその義務として徵收せらるゝところの財貨であり、更に經費として一般市民の福利に關係すべきを原則として支出さるゝのであるが、市民がこの義務を義務として素直に受け容るゝには餘りにその効果が、換言すれば、租税の再生產過程が不明確なために、市民の理解に徹底せず、若くは右の過程において特に或る一部階級の利益に偏してゐるが如き傾向の存するがために、市民は一種の納稅に對する不平を感じつゝあるのではないか。

1) 神戸正雄、租税の滞納を論ず、京都法学会雑誌、第九卷、第一號（大正三年一月）。

2) 中川與之助、前掲文。

二、租税の負擔が苛重であるといふことである。言ひ換ふれば租税といふ經濟的負擔を拂ふためにはこれを拂ひ得る市民の經濟的負擔力が軽いといふことである。市民の經濟力に對比して租税負擔の市民に感する苦痛の程度が苛酷であるといふこと、いはゆる租税の限度を超えてゐるといふことが租税に對する市民の意識的反抗を高め、自然、租税滞納の形となつて顯はるゝことは見易い事實ではあるまいか。

三、租税負擔が適度でないといふ事實とともに、租税負擔が、社會的に公平を缺いてゐるといふ事實に即しての市民の不平が、その納稅心を歪めさせつゝあるといふことも見易い事實ではあるまいか。蓋し不公平なる租税は結局において、重い負擔もあるからである。

二

租税負擔は單にそれのみの問題として切り離してこれを考察することはできない。經費と關聯せしめて全きを得るのである。蓋し強制的に租税を徵收するも、實は徵收したる租税はやがて經費の形において支出され、それが何等かの形で市民生活と密接な交渉を持つてくるからである。

然るに租税と經費とにおける關係、租税の再生産的過程において、吾々はその全部とは云はぬが、少くともその或る部分が、一部階級の利益擁護のための財政的施設として變形され、若くは經費の甚だしき浪費化を見るのである。中央政費の方面は今しばらく措き、地方自治體經費に關する限りにお

いて、それはほんの一例を示すにすぎないのであるが、地方自治政において屢々繰り返へざるゝ、いはゆる疑獄事件が一體何を表白するものであるか、また自治行政理事者の更迭毎に事業の計畫が變更され、或は不急の事業が計畫され或は必要以上に學校校舎等の美化壯麗化されつゝある如き事實のうちに吾々はこれをみるのである。而してかくの如き經費の支出傾向は、たゞへ租税が輕減せられたるときと雖も、市民の感する租税負擔の程度は増加せりと云はざるを得ぬのである。蓋し市民に何等の効果をも齎らざるのみか、その効用が、右諸事情のために減價されたりとみざるを得ないからである。

従つてまたかゝる經費醸出の納稅者のうちに、納稅に對する意識的反抗が生じないと誰が保證し得るであらうか。金解禁後における經濟恐慌の來襲にともなひ、各地市町村における租税公課延納運動や滯納者の續出とともに、役場費大削減、吏員減俸の叫びがあげられた當時の狀況は、この間の實情を多少物語つてゐるもののが如くである。

また租税の再生産過程がたとひ樂觀的であつても、それが納稅者の理解にまで徹底せぬときは、やはり納稅に對する不平の原因たる失はぬ。現行制度では市町村會を公開し、市町村會議員をして審算、決算の審議決定をなさしめつゝあるも、その内容を市町村民に周知せしむる手段を探る向は殆んど行はれて居ないと云ふてよい。しかも偶々豫算、決算書が市町村民の目にふるゝとも、これが形式はいたづらに難解にして、いかなる經費・收入が市町村民の利害と關涉し居るやを不明確ならしめて

ゐる。かくて市町村民は市町村政に理解なく、其處に自ら不平も起り、租税の滞納も生ずるといふ風である。従つてこの點に對しては市町村行財政の實情を市町村民の間に周知せしむるため、その公表方法を積極的ならしめ、以て、この方面に對する市町村民の知識を啓發し、その關心を誘導せしむるは急務と云はねばならぬ。しかもまたこの點につき特に改良を要すべしと思はるゝ點は租税の使途を明瞭ならしむる豫算、決算式の採用である。都市計畫特別税の都市計畫事業費における、また租税と經費關係を明瞭ならしむる豫算、決算式の如き採用は、租税の再生産過程を幾分とも明瞭ならしめ、市町村民をして租税公課に對する觀念を明瞭ならしめ、租税に對する不平を減少せしめ、納稅の勵行に資するところ大なるものがあるであらう。

三

租税負擔が果して適度なりや否やといふことの判定は容易な問題ではない。しかし租税の負擔が少くともかかる判定の基礎の上に確立されてゐるにあらざれば、租税に對する不平を高め、滞納となつて現はれがちであることは想像に難くない。

今更云ふまでもなく、租税負擔の限度が國民經濟を害してはならぬとは租税の主要な原則の一つをなしてゐる。然らばこの原則の指示する國民經濟を害せざる租税負擔の限度は何によつて決定さるゝか。抽象的には、國民所得を侵さざる程度などと云ふこともできるが、最も普通に行はるゝは、租税

負擔の限度を、人口數、國民所得等と關聯せしめて數量的に決定せんとするものである。しかし人口一人當り若くは一戸當り租税負擔（後掲第四表参照）は、人口と云ひ戸數と云ふも、租税負擔と關係稀薄なるものをも含んでゐるから、眞に市民の經濟的負擔力を表現するものとは稱し難く、單にそれだけの意味を示すにすぎない。租税は實質的にみて廣義の所得稅であるから、この點において租税負擔力即ち國民所得と租税額とを對比せしむることは最も實効的である。尙ほ國民所得は一種の擬制であるからその算定方法により、その結果また區々であるが、所得稅統計による算出は一應の根據を與ふるものと考へられる。尙ほまた國民所得の幾割を以て租税負擔の標準とすべしとの理想的主張——例へばルロア・ボリューが「國稅地方稅の總額が、個人所得總計額の七分乃至八分を過ぎざる場合を以て最も適當なる課稅と考ふ。次にその比率一割乃至一割二三分を超えるものは重しと雖も猶ほ堪へ得べき課稅である。若し一割二三分を超ゆるに至れば過重の比率にして、國富の増進を阻害し、產業の自由を脅すものである」と、或はこの主張に基きて「國民の負擔を國民所得の一割に止むるの方針を以て中央及地方稅を整理」すべきことを提言¹⁾してゐるが如き——も存するが、しかしこれを以て絶對的租税負擔の限度となすことを得ざることは云ふまでもない。

兎に角、何れにせよ、市民の租税として拂ふ經濟的苦痛の程度が、どの程度のものであるべきかは、當時の經濟的、社會的狀勢に照應して施政者が最も敏感に措置すべき要點である。かの金解禁後に於けるデフレーション政策により物價下落の程度著しきものありしに拘はらず、中央・地方財政と

1) 総理府、國民負擔經濟減方案、第一節、第一項。

も僅かに申譯的の、しかも一部租税の輕減を策せしのみにて、租税負擔は殆んど舊態を持續し居りしが如きは、租税負擔過重の譏を免るゝを得ない。この點において當時納稅延納運動や滞納者が續出しき、歲入遞減し、豫算の遂行困難となりたる情態に陥りたるも、一面無理からぬことであつたとも觀ることができるのである。但し國民經濟力の實情は、苦痛の深淺と資力の厚薄とに、異常の差格あるを以て、租税負擔の公正を配慮し、何等の方針を加味すべきことの正當なるは云ふまでもない。

尙ほ租税負擔の測定にあたりて、從來施政者の缺點とせしところは、租税負擔を租税以外の諸負擔に關聯せしめて、國民負擔として統一的に考査し、其處に租税負擔の適度の姿をさぐらんとする試みを缺きし點、並びに租税負擔を單に各公共團體の課稅權に則して個別的に考査し、他の公共團體の課徵する租税負擔とともに國民租税負擔として統一的に考査することを忘れがちであつた點にある。而して租税負擔の測定にあたりて、かくの如き偏傾せる態度は、眞に租税負擔の測定に忠實なものとは云ひ難く、唯收斂これ務むるの弊を助長するにすぎざるものと思ふ。

即ち、租税負擔の測定に當りて手數料、使用料、夫役現品、受益者負擔金等實質的に租税に屬すべきもの、若くはこれに類似するものの負擔、これと同時に、水利組合費、農會費、商工會議所費等公共組合費その他共益費負擔をも參照しつゝ、其處に眞實の租税負擔力の姿をみるべきである。從來部分的に行はれたる家計調査が、幾分この種の資料を供給しつゝあるも、この點は今後施政者の特に留意すべき點ではあるまいかと思ふ。

また國稅、府縣稅、市町村稅負擔を一體として考査することの必要は、國稅と云ひ、府縣稅、市町村稅といふも、實は同一國民の同一負擔たるにおいてかはりがなく、かくすることが、租税負擔の眞の姿を見る資料を供給してくれる點にある。かの地租營業收益稅を國稅體系からひきはなして地方稅として委譲する主張の如きも、以上の如き租税負擔の統一的考査からすればどちらでもよい話なのである。即ち國稅體系としては租税負擔の輕減とならうが、しかし一方に地方稅負擔の増加となることを知らなければならぬからである。固よりかくの如き考査が從來なかつたといふのではない。現に主稅局統計年報書、地方財政概要等は次掲第四表の如く直接稅負擔額につき、かゝる取扱をなし、學者實際家亦市町村住民につき、かゝる租税負擔の考査を遂げつゝある。唯問題はかゝる見方をなすことの市町村民租税負擔力の測定をなす上において絶對に必要なる所以を語れば足りるのである。

第四表 直接稅負擔額¹⁾（一人當、單位圓）

年 度	直 接 國 稅	府 縣 稅	市 町 村 稅	合 計
大正八 九年	五・七八三	二・六〇一	四・一〇六	一二・四九〇
一一	五・九六九	三・三七六	五・七七三	一五・一一八
一二	六・二七七	三・九五五	六・三九五	一六・六二七
一三	六・六七〇	四・一八二	六・八四八	一七・七〇〇
	五・一六〇	四・一七七	六・一八一	一五・五一八
	五・九六九	四・二二五	六・三三七	一六・五三一

1) 便宜、沙見三郎、財政統計、86—87頁による。

大正	一六二	一七・〇六九
昭和	一五四	四・二四三
	二元	六・四八九
	二	六・四二六
	三	六・〇二〇
	四	四・四二一
	五	六・〇二〇
	六	四・二〇四
	七	六・二八〇
	八	四・二七八
	九	一六・二四四
	十	六・二九九
	十一	一七・二九九
	十二	六・四五二
	十三	六・三三七
	十四	一七・〇六九

尙ほ前表の示す如く、最近年間の傾向において、國稅負擔額には殆んど變化なきに拘はらず、地方稅負擔額は非常な膨脹を示してゐることは、前掲第一表、第二表との對比において地方稅の滯納率が國稅のそれに比して著しき増大を示してゐることと考合して注目すべき現象と云はなければならない。而してこの注目すべき現象は、畢竟するに、一面地方稅負擔の重壓を語るものではないか。思ふに、固より國稅滯納率の、地方稅滯納率に比して低率なるは、納稅義務者の國稅に對する傳統的觀念その他に由るものと云はれてゐるが、しかし一面それは地方稅納稅義務者の給付能力が、國稅における場合よりも低きがためであり、しかも一方、地方稅負擔額は、國稅のそれに比して、前述の如き膨脹傾向にあるが故に他ならない。

地方稅負擔の苛重に對しては今日殆んど異論がない。しかもそれは貧者過重負擔傾向において特に異論なきところである。試みに獨立稅を中心二三その檢點をなしてみよう。

まづ戸數割¹⁾は、市町村に三箇月以上居住する者、但し一戸を構へ若くは一戸を構へざるも獨立の生計を營む者に賦課する人稅であり、その存立の根據は主として普遍的に市町村の構成員がその分

に應じて負擔する適當なる人稅といふことになつてゐる。

だがこれが課稅標準たる資力の算定方法において著しくそれは貧民稅的性質を有つてゐる。即ちここに資力とは納稅義務者の所得及び資産の状況に依り算定することとなつてゐるが、この中所得額を標準として課稅する分について云へば、いかなる零細なる所得をも所得として餘すところなくこれを包含せしめるところから、たとひ多少の免稅點はをくも、それは極めて低く、納稅者の生活力を殆んど考慮せぬ結果となつてゐる。しかも戸數割には尙ほ後述するが如く負擔の不公平といふ事實もあつて、益々貧者過重負擔の色を濃くしつゝある。

次に、戸數割以外の市町村特別稅にしても、中には、有產者の消費・交通に課稅する態のものもあるが、多くは、小所得者階級に對してその實際の収益能力に應じてゐぬものか、若くは一般大衆の消費に課稅する如きもので、いはゆる貧民稅的色彩を有つてゐる。

以上は市町村の獨立稅についてであるが、府縣稅としての特別地稅、營業稅、家屋稅、雜種稅等においても同様の傾向を發見することができる。特別地稅の設定理由としては主として小地主たる自作農の負擔を輕減し、之が維持創設を助長せんとするにあるが、本稅の納稅義務者は、地租免稅の特典を有する賃貸價格二百圓未滿の土地所有者であるから、貧農いちめの過重負擔稅であることを明らかである。また營業稅も國稅營業收益稅免稅者及びその他の小營業者のさゝやかな經濟を對象として賦課されるもので、殆んど擔稅力なき小市民いちめの租稅である。家屋稅は、農村においては大

1) 田中廣太郎、地方稅研究、206頁。
神戸正雄、地方稅に於ける貧者過重負擔傾向、經濟論叢、第三十二卷、第六號。

體農民の負擔苛重を強制する租税であり、都市にありてはそれが貸家屋所有者に課せらるゝ限りにおいて小市民負担を苛重ならしめてゐる。蓋し都市における貸家屋所有者は、結局、住居者に税負担を轉嫁するとしても、農村にありては、殆んど家屋を所有せぬ農民ではなく、しかもその家屋たるや、何れも小屋で、消費稅的性質を有するに至つてゐるからである。終に雜種稅に至つては、市町村特別稅に述べたところがそのまま恰當するが、就中、荷車稅、牛馬稅、自轉車稅の如きは、細農、小市民の生業、交通機關に課する稅で、貧民稅の名が高い。

四

租税における不公平は、結局、市町村民の重負担でもあるから、租税負担が市町村民の眞の負擔力を超えて高き事實とともに、その納稅心を害し、租税滞納の過程をなすことも見易き事實でなければならぬ。今左記三問題を擧げて右の事實を検討しやう。

一 所得階級別に觀たる租税負担の不公平。

國民間における貧富の懸隔、所得大小の差が著しき事實であることは、現經濟組織の齎らした特色の一であるが、これと同時に、租税配分組織においても、納稅階級を所得階級別に従ふて幾多の階段に分裂させた。吾々は、いまこれが實状を語るをやめるが、所得階級別に従つて租税の配分を公平ならしむるは、租税論上の重要な問題たるものならず、一つの重大なる社會問題である。

間接消費稅負擔額の所得金額に對する割合は、所得金額の大なる程小となるといふ事實は、本邦において最も最早争はれぬ事實である¹⁾が、直接稅においては、間接消費稅の場合と異りて、大體、收入總額中に占むる直接稅の割合が、收入階級の高まるとともに遞増するの傾向を示してゐる。例へば内閣統計局調査「家計調査報告」第二卷下に現はれたる公課（こゝに公課とは各世帯より直接に徵收せられたる國稅及地方稅を意味する）につき、その收入總額中に占むる割合と、同局調査の消費稅の割合とを、收入階級別に示せば第五表の如くである。

第五表 収入階級別實收入に對する公課及消費稅負擔額割合

收入階級	總	公課	間接消費稅	公課	給料生	間接消費稅	公課	勞働者	間接消費稅	公課	課	間接消費稅
六〇圓未滿												
八〇 ヶ	○・二六%	○・二七	二・六〇%	○・二六%	○・二四	二・三四	○・二六%	○・二六	二・六四%	○・二四	二・四一	二・四一
一〇〇 ヶ	○・二七	○・二七	二・二五	○・三五	○・二六	一・七八	○・三二	一・九七	一・七八	一・六七	一・六三	一・六三
一二〇 ヶ	○・二七	○・二七	一・七八	○・四〇	○・二七	一・八〇	○・三九	一・九〇	一・七八	一・七一	一・七一	一・七一
一四〇 ヶ	○・二七	○・二七	一・八〇	○・四〇	○・二七	一・八六	○・四〇	一・八〇	一・八六	一・七六	一・七六	一・七六
一六〇 ヶ	○・二七	○・二七	一・八六	○・四〇	○・二七	一・八六	○・四〇	一・八〇	一・八六	一・六一	一・六一	一・六一
一八〇 ヶ	○・二七	○・二七	一・八六	○・四〇	○・二七	一・七一	○・四〇	一・七一	一・七一	一・六一	一・六一	一・六一
二〇〇 ヶ	○・二七	○・二七	一・七一	○・四七	○・二七	一・六一	○・四七	一・六一	一・六一	一・五五	一・五五	一・五五
二〇〇圓以上	○・九六	○・九六	一・三六	○・九六	○・九六	一・三六	○・九六	一・三六	一・三六	一・〇五	一・〇五	一・〇五

1) 内閣統計局、所得と消費稅負擔との關係（昭和六年九月）。

1) 汐見三郎、大都市市民の貧富の懸隔、統計時報、第三十卷、主税局、統計年報書。

武田長太郎、大都市に於ける所得の集積と分散、經濟論叢、第三十二卷、第六號、等参照。

所得の大小に従つて、大體直接税負擔額が増減することは常識上許さることであるが、しかし、所得の大小によつて感する租税負擔の度合は必らずしも正比例せず、この點は累進課税の生まれたる所以もあるが、吟味を要する點である。これを市町村税についてみると、その主要收入の一たる戸數割の税率の如きが比例であるといふのは、所得階級別に従つて公平なる負担の配分がなされてゐる所以でない。またその課税標準の決定に際し、資産の状況によつて資力を算定して賦課すべき額は、戸數割額の十分の二を超ゆることを得ず、但し特別の事情ある市町村にありては當分の間、十分の四となすことを得と規定し、八割乃至六割は所得の算定によつて賦課すべきこととなつてゐる。かくの如きは所得に重く、資産に軽いといふ結果を齎來し、社會通念上甚だ不公平の觀なきを得ない。更にまた戸數割調査委員會の構成は從來の市町村の政治的勢力の關係から、動ともすれば有產階級的色彩が濃いからこの點にも賦課公平の實現難が想像され易い。

しかもかかる傾向はひとり戸數割のみならず、多少の差はあるが、何れの租税制度にも發見することが容易である。租税を以て、結局強者の弱者に對する收奪となしてこれを是認して了へばそれまでであるが、かかる傾向はたしかに、租税に對する不平の聲を高め、滞納の度合を増大せしめるものではないだらうか。

二 農業者と營業者の租税負擔の不公平

農業者と營業者の租税負擔が、前者に重く、後者に軽いといふ事實は、幾多の調査統計⁽¹⁾が實證する

ところであり、従つてこゝには敢て蛇足を加へず、昭和四年田中内閣が、地租の地方委議法案を議會に提出せしとき、これが説明の資料として、全國の各稅務署をして、田畠所得者百二十人、營業所得者百六十八人につき、國稅及び地方稅の昭和二年度賦課額を調査して、これを所得階級別に分類した左表を掲ぐるを以つて足れりとしよう。尙ほこれによれば、兩者負擔の不公平の要因が、地方稅負擔にあることを察知し得るであらう。

第六表 農業者(田畠所有者)と營業者の租税負擔比較(単位圓)

所得階級	田 畠 所 有 者 負 擔			營 業 者 負 擔			營業者負擔百分率		
	總額	國稅	內稅	地方稅	總額	國稅	內稅	地方稅	
千二百圓	二六九・六六	六七・九〇	一一・一〇	一一・一〇	三六〇・六六	四四・四二	一四・九一	二二・五七	田畠所有者に對する
二千圓	五九一・〇	一四・三〇	一四・三〇	一一・九〇	八七・九一	一五・九一	一四・九一	二二・五七	
三千圓	八七一・九	二一・九〇	二一・九〇	二一・九〇	一二・九〇	二二・九一	二二・九一	二二・九一	
五千圓	一一・四四・九五	二一・九〇	二一・九〇	二一・九〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	
一萬圓	一一・四四・七三	二一・九〇	二一・九〇	二一・九〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	
三萬圓	一一・〇六・七三	二一・九〇	二一・九〇	二一・九〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	
十萬圓	一一・三四・九〇	二一・九〇	二一・九〇	二一・九〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	一・一九・〇〇	

三 納稅地域別に觀たる租税負擔の不公平

1) 田中廣太郎、市町村稅戸數割正義、153頁。2) 地方稅施行勅令第二十一條並附則。3) 京都府、京都府に於ける農工商業者の租稅公課負擔調査。石川縣農會、農工商業者租稅公課負擔調査。大藏省、各職業者の租稅負擔調査。沙見三郎、經濟統計研究。土屋大助、都鄙負擔に関する一考査。農業經濟研究六卷二號。社會經濟研究所、農業政策綱領。大内兵衛、家計調査に現はれたる給料生活者及び農業者の租稅負擔に就て、大原社會問題研究所雜誌七卷二號。中澤辨次郎、都市民と農村民の租稅負擔過程、都市問題、十四卷、二號。

（續表）
地方稅負擔が衡平を失してゐる事實もまた明白な事實となつてゐる。これが事例としては、府縣間において、地方稅課率が著しき差異をみせてゐる事實によつて既に明らかであるが、更らに地方別にこれを總觀すれば第七表の如くなるであらう。尙ほ同表は、各府縣の直接國稅百圓當りの府縣稅額及び市町村稅額を示したものであるが、——各府縣の地方稅負擔の輕重を比較する適當なる尺度としては、各府縣の直接國稅總額が可なりであらう。蓋し國稅に關する限り、各地方における租稅負擔の條件は、大體同一であり、かつそれは各府縣のいはゆる富力をも一應表現してゐると觀られるからである——これによれば、甲府縣における地方稅負擔の一に對し、乙府縣のそれは、實に八倍乃至十一倍を示すものさへあつて、地方稅負擔の地方間における甚だしき、偏傾、不衡平を發見する。

第七表 各府縣別地方稅負擔轉重讀

靜	愛	山	青	秋	福	岩	宮	高	德
岡	知	形	森	田	島	手	城	知	島
一	〇	八	一	一	二	九	一	一	一
六	九	八	一	八	六	六	〇	〇	三
一	六	一	一	一	八	一	一	一	七
六	一	六	一	一	六	五	六	一	七
一	三	二	二	二	五	六	六	一	四
愛	鳥	島	鳥	岡	山	廣	新	長	岐
媛	根	取	山	口	島	湯	岐	阜	重
一	〇	二	一	一	〇	九	九	一	一
七	六	一	一	二	二	六	三	三	八
一	四	一	八	一	二	一	一	一	一
四	八	二	五	二	八	五	三	五	五
總	北海	沖	宮	鹿	佐	大	福	熊	本
計	道	繩	崎	兒	長	分	長	大	岡
六	八	〇	五	五	一	一	一	一	一
〇	〇	七	五	五	四	五	七	〇	〇
一	〇	〇	三	四	一	二	七	一	一
一	九	三	〇	二	〇	六	一	三	五
一	〇	〇	一	三	一	二	七	一	一
一	九	三	〇	一	三	一	一	一	九

備考 昭和二年度稅務統計書に依る

而して以上二三におけるか如き租税負擔の不公平なる因由は、吾々の考ふるところによれば、それは少くとも租税體系の複雑化、並びに近年における地方財政の窮乏化が、わが國資本主義發達の過程において、富の分配の社會的に不平等となりし事實——職業的には農業者と營業者、地域的には富縣と貧縣——に即して、地方團體間には財政需要に對する均整の不備として、また納稅者間には租税の配分の不公平となつて現はれたと觀るべきである。而してまたかゝる租税負擔の不公平なる事實は、自ら農業者をして營業者を、農村居住者をして都會居住者を、租税負擔重き地方の納稅者をして負擔軽き地方の納稅者を、その納稅不平の對象となさしめずば止まないであらう。そしてまたかゝる

事實が一面租稅滯納の風を助長するも見易き事實でなければならぬ。

五

租稅滯納の原因としては、或は租稅滯納によりて金利を得、或は納稅制度上の缺陷を利用して、滯納を敢てする等、不純な動機より出發せる事例其の他を數へ得らるゝわけであるが、最近における租稅滯納累積の過程が、若し主として租稅負擔關係にありとせば、それは、租稅の再生産過程における不公平、負擔過重、負擔の不公平等が因をなして、滯納意識を高めつゝありと推測することは、上記の如く疑ひないことであると思ふ。従つて納稅組合の設立を奨励し、納稅宣傳をなし、或は滯納處分を厳にし、滯納に對する公民權停止の復活等、滯納防止の制裁規定を考ふることも結構であるが、吾々は、これが以前に、まづ租稅滯納累積の過程のうちに潜む租稅に對する不平の、前記の如き財政的・經濟的・社會的認識に到達すること、租稅滯納防止の根本義ではあるまいかと思ふ。

都市計畫特別稅の將來

内務省地方局 東 次 郎

現行地方稅制上目的稅と稱するものに、都市計畫特別稅として地租割、營業收益稅割、營業稅、雜種稅、家屋稅又は特別地稅其の他勅令を以て定むるもの（現在勅令を以て定めたるものなし）がある。一體此の如き特別稅は果して存在の意義を有するものであらうか、將又其の制限は現在合理的に定められて居るかと謂ふ問題は地方稅制運用の事に興る者に對し、研究を要する課題として供せられてゐるのである。依て茲に少しく之が検討を加へて見たいと思ふ。

都市計畫特別稅を検討するには、先づ都市計畫法乃至同法の母法たる東京市區改正條例にまで遡り攻究する必要があると思ふ。

舊江戸は徳川霸府開設以來頓に隆盛を致し、文政天保の頃に至りては、既に府内の人口三百萬と誇稱さるゝに至つた。然るに江戸市街たるや、總じて街衢狹隘、道路迂曲し車馬運搬の便を缺き、溝渠游

塞し、舟楫の便を失ひ、商工業、防火衛生上の障害を來すこと少なからざるものがあつたが、當時幕政は専ら防守を事とし、是等の障害を顧みること少なかつた。然し維新遷都となり、西歐文明の東漸は市區改正の機運を醸成し、遂に明治二十一年皇國の首都たるに恥ぢざる様東京市區を改正すべき大計畫の基礎條例として同年八月勅令第二十一號東京市區改正條例が公布せられ、其の第三條に次の如く規定せられた。

第三條 市區改正ノ費用ニ充ツル爲メ東京府區内ニ於テ左ノ特別稅ヲ賦課ス

一 地租割

一 营業稅並雜種稅

地方稅十分ノ四以内

一 家屋稅

區内ニ輸入又ハ區内ニ於テ釀造販賣スルモノ一石ニ付金五十錢以内

一 清酒

是れ現行都市計畫特別稅の濫觴である。當時右制限の満度迄賦課するものとしての概算を掲ぐると、地租割二十六萬六百三圓二錢五厘、營業稅、雜種稅並に家屋稅二十七萬四千八十七圓五十四錢三厘二毛、清酒稅九萬五千七百七十圓合計六十三萬四百六十圓五十六錢八厘二毛となつてゐる。然し、本稅の課徵に付ては人民の負擔關係と事業遂行の關係を考慮し、前記特別稅の制限に加ふるに同第七條に於て特別稅の收入は基本財產の收入と合せ、毎年度三十萬圓を下らず、五十萬圓を超えざることを規定し、二重の制限を設けたのであつた。市區改正の財源として特別稅の課徵を認めたる外當時東

京市の財政状態としては國庫に於ても相當之を助成する必要を認め特例を以て即今官用に供せざる官有河岸地大凡十四萬二千五百三十九坪（之より生ずる收入見込額大凡十四五萬圓）を基本財產として下附し（第五條）尙公債募集の途（第十二條）をも開いたのである。

而して、前記清酒稅は明治三十一年酒造稅法の一部改正に依り、府縣及市町村は酒造稅法に依り造石稅を課する酒類に對し、又は其の酒類の造石數若は造石稅を標準として府縣稅若は地方稅及市町村稅其の他如何なる名義を以てするも課稅することを得ざることとし（第三十五條）、總て國に保留せらるべきこととなりたる結果、自然消滅するに至つた。

之より先中央財政の膨脹は明治二十九年營業稅法の施行となり、市區改正の特別稅たる營業稅は著しく減少を來し、同事業に一大打撃を與へたるに、今又清酒稅約七萬餘圓の財源を失ふに至り到底市區改正事業の圓滑なる進捗を見ること困難となるに至つたので、明治三十二年に至り、同年法律第二十八號を以て第三條中を左の如く改め清酒稅に代るべき特別稅は勅令を以て指定することとし、同年勅令第二百六十五號を以て「國稅營業稅割、營業稅十分ノ四以内」を指定せられた。茲に於て市區改正特別稅は地租割地租同額以内、家屋稅、府稅、營業稅及雜種稅、國稅營業稅割各十分の四以内の五種となるに至つた。

第三條第三號ノ次ニ左ノ如ク加フ

一 其ノ他勅令ヲ以テ指定スルモノ

府費ヲ市ニ分賦シタル場合ニ於テ營業稅、雜種稅又ハ家屋稅ヲ賦課セムトスルトキハ内務大臣大藏大臣ノ許可ヲ得テ其ノ稅率ヲ定ムヘシ

市ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ他ノ市費ノ中ヨリ市區改正ノ費用ヲ補充スルコトヲ得

而して、日露戰役後國力の發展に伴ひ、國費益々激増し、非常特別稅法に依る增徵を廢すること能はざるに至つたので、政府は從來の定率と非常特別稅法に依る增率とを併せて地租の本稅とした（此の時に於て宅地地價の修正も行はれた）のに伴ひ、附加稅も當然之を改正せられたが、特別稅地租割に付ても明治四十三年法律第二十八號を以て第三條中「地租同額」とあるを「地租百分ノ十二半」に改められた。一般歲入に屬する地租附加稅の改正は、從前の附加稅總額に増減ながらしむる爲め、本稅の增加に伴ひ制限率を低減したのであるが、特別稅地租割も亦之と歩調を共にしたのであって、制限率は低下したが、從前地租同額の制限額には増減なきを期せられたのである（本改正は宅地地價修正に因るものであると普通稱せられて居る）。

次で、大正七年法律第三十五號を以て第三條中清酒に關する事項が削除せられたが、これは前に述べた通り明治三十一年酒造稅法の一部改正に依り自然消滅に歸し、夙に整理すべかりしものが其の儘と爲つて居たので、他の改正の序に整理せられたに過ぎぬ。

超えて大正八年四月法律第三十七號を以て現行都市計畫法の公布となり、其の第八條は次の如く規定した。

公共團體ハ第四條又ハ第六條ノ費用ニ充ツル爲左ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得但シ府縣費ヲ市ニ分賦スル場合ニ於テ營業稅雜種稅又ハ家屋稅ヲ賦課スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ稅率ヲ定ムヘシ

一 地租割

二 國稅營業稅割

國稅營業稅百分ノ十七以内

三 營業稅雜種稅又ハ家屋稅

各府縣稅十分ノ四以内

四 其ノ他勅令ヲ以テ定ムルモノ

公共團體ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公共團體ノ他ノ收入ヲ以テ第四條又ハ第六條の費用ニ充ツルコトヲ得

右第八條の規定を市區改正條例第三條に比較すると、市區改正條例に於ては營業稅割は勅令を以て指定せられたのを、本法に於ては之を他の稅と同列に第八條中に規定したのと、其制限率を改正し百分の十七となしたことであつて、他の事項は市區改正條例を踏襲したに過ぎぬ。

次いで、軍備縮少に關する列國議定書の趣旨に基き、我國又軍備の整理を行ひ、依て生すべき財源の餘裕は主として之を租稅の輕減に充つることとし、政府は大正十二年法律第九號を以て國稅營業稅の課稅標準及び課率に改正を加へた結果約二割八步、稅額千七百餘萬圓の減少を來し、之に伴ひ地方稅約千五百萬圓を失ふこととなるので、之が減收防止のため同年法律第三十號を以て地方稅制限に關す

る律法の改正を行ひ、營業税附加税の制限を從來北海道府県百分の二十九を百分の四十一に、其の他の公共團體百分の四十七を百分の六十一に擴張したのに做ひ都市計畫特別稅に付ても營業稅割の減收補填の爲、同年法律第二十七號を以て第八條中「百分の十七」を「百分の二十二」に改むるに至つた。

稅を廢止し、之に代ふるに、營業收益稅を以てし、所得稅法の一部の改正を行ひ、新に資本利子稅を設け、尙地價二百圓未満の自作農田畠所謂小自作農地地租免除の途を開いた。而して資本利子稅の新設に伴ひ二重課稅防止の目的を以て營業收益稅の賦課に付ては法人が各事業年度に於て納付したる資本利子稅額は當該事業年度の營業收益稅額より控除することとしたのが(第十條)、資本利子稅には地方稅附加稅を賦課しないから、「地方稅制限ニ關スル法律」第二條を改正し、營業收益稅附加稅の賦課に付ては資本利子稅の控除を爲さざるものを以て營業收益稅額と看做す旨を規定したので、都市計畫特別稅に付ても同年法律第三十八號を以て第八條中「國稅營業稅割」を「國稅營業收益稅割」に改め、更に「營業收益稅割ノ賦課ニ付テハ營業收益稅法第十條第二項ノ規定ニ依ル資本利子稅額ノ控除ヲ爲ササルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス」の一項を加へ歩調を共にしたのである。又小自作農地の地租が免除された爲、營業收益稅附加稅と同様地方歲入に相當の減收を生ずることとなるので、之が歲入缺陷補填の爲、當該免租地に對し同年法律第二十四號(地方稅ニ關スル法律)を以て北海道府縣は特別地稅を賦課し得ることに規定せられたので、都市計畫特別稅に付ても亦之に做ひ、第八條第一項中

に「四 特別地税 北海道及其ノ市町村ニ在リテハ地價千分ノ四以内、府縣及其ノ市町村ニ在リテ地價千分ノ五以内」の一號及「特別地税ノ賦課率ハ當該年度ノ豫算ニ於テ定メタル田畠ニ對スル地租割ノ賦課率ヲ以テ算定シタル地租割額ノ當該田畠ノ地價ニ對スル比率ヲ超ユルコトヲ得ス」の一項目を追加し、地租割と同程度の額を負擔せしむることとした。

更に昭和五年政府は多年の累積であった地利制度の改正を斷行し、且軍縮による節乗財源を以て地租及營業収益税、砂糖消費税、織物消費税の輕減を行はん爲税制の整理を企て、昭和六年より實施することとなつた。

其の結果地税に於て昭和七年度以降一千八十一萬餘圓の輕減となり、地方歳入に於ても之に伴ひ、缺陷を生ずることとなるので、之が填補の爲地租附加税の制限率を擴張した（但し從來宅地とその他の土地に對する附加税の制限率は之を區分し不均一であつたのを統一し、北海道府縣百分の八十二、其の他の公共團體百分の六十六と定めたので、唯宅地に對する制限率の擴張となつたに過ぎず、其の他の土地に對する北海道府縣從來の制限率百分の八十三は百分の八十二即ち百分の一だけ減じたこととなる）。

特別地税は地租附加税に代るべきものであるから、地租附加税と同程度に其の制限率を改正した。従つて都市計畫特別稅地租割及特別地税に付ても同年法律第三十號を以て第八條第一項中「地租割百分ノ十二半」を「百分ノ九」に、同項第四號中「北海道及其ノ市町村ニ在リテハ地價千分ノ四以内。

府縣及其ノ市町村ニ在リテハ地價千分ノ五」を「賃貸價格千分ノ三・四」に改めた（地租割の制限率を低減したのは地租の課稅標準を賃貸價格に改めたる結果、市街地宅地租が從前に比し増加したのに依る）。從來北海道と内地とは地租稅率が異なつてゐたので、大正十五年特別地稅の設定に付ても其の制限率を區分したのであつたが、地租の課稅標準を賃貸價格に改め、其の稅率に於ても一樣に規定したから、特別地稅の制限率の區分も自然其の必要なきに至つた。

1

改正の事業を行ひ、之に伴ふ特別税に於ても明治二十一年度八七、七〇二圓七三四を最少とし、翌二十二年度三一〇、三九三圓一七一、大正五年度六一一、九一七圓六〇〇、昭和六年度八八五、八三二圓となつてゐる。

都市計畫法公布以前に於ても所謂六大都市中東京市以外の各市にも東京市にも東京市區改正條件を準用せられてゐたのであつた。現在に於ては全國百十二市中都市計畫法適用市として指定されたるもの百一市の多きに達した。然し、是等都市の中都市計畫事業を執行してゐるものは六大都市の外廣島、岡山、堺、岐阜、金澤、靜岡、清水、濱松、豊橋、八王子、仙臺及秋田の十二市に過ぎぬ。今各都市並に道府縣に於ける都市計畫特別稅賦課の状況を示すと次の通である。

今各都市並に道府縣に於ける都市計畫特別稅賦課の狀況を示すと次の通である。

昭和六年年度		積	課率	特別地稅	營業收現稅割	課率	稅額	家屋稅	課率	稅額	計
四	三五〇	課率	稅額	六一交	三四、七九	課率	稅額	一	課率	稅額	七〇、六五
四	三五〇	課率	稅額	一	一	課率	稅額	一	課率	稅額	一
四	三五〇	課率	稅額	一	一	課率	稅額	一	課率	稅額	一
四	三五〇	課率	稅額	一	一	課率	稅額	一	課率	稅額	一

都市計画特別税の現況

道府縣特別稅

都市計画特別税の現況

(11) 市町村特別税 () 内は賦課率

市町村名	税別					昭和五年度					昭和六年度				
	地租割	特別地税	収益税割	營業税	雜種税	地租割	特別地税	収益税割	營業税	雜種税	地租割	特別地税	収益税割	營業税	雜種税
東京	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
横浜	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
川崎	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
鎌倉	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
藤沢	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
湘南	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
茅ヶ崎	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
逗子	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
葉山	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
鋸山	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
大磯	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
三浦	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
葉山町	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
大崎町	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
王子町	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
鳴門町	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
大王町	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
久々月	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000
合計	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000	(1,000)	10,000

都内市町村に於ける特別税の現況を示す。括弧内は賦課率である。

二

本税は前述の通東京市區改正條例に依る特別税を母體とし、全く沿革的に定まつたものであつて、本税の收入は擧げて都市計畫事業の爲に使用せられる。斯の如きは我國現行地方稅制上唯一の目的稅であると稱し得るであらう。而て、本税は一般歲入に屬する租稅に比し最も利益原則が負擔の程度を定むる最重要なる準繩となるべきであること、本税の特性上當然のことであらねばならぬ。然るに現行特別稅の制限を一瞥するに、地租割地租一圓に付九錢以内、營業收益稅割二十二錢以内、營業稅、雜種稅又は家屋稅各四十錢以内となつてゐる。假に、地租割の負擔を一〇〇とし各稅との割合を比較すれば營業收益稅割は約一五〇となり、地稅割に比し遙に重き負擔となり、營業稅、雜種稅又は家屋稅は約四四〇と謂ふ負擔振を示してゐる。更に營業收益稅割を一〇〇とし營業稅との負擔關係を比較すると營業稅は營業收益稅割の約一八五に相當し、小營業者の負擔輕きを相當とすべきに却て約二倍に近き制限率となつてゐる。現今の經濟事情に照し、規模大にして又収益多き國稅營業者よりも小營業者の負擔の割合が大であると謂ふことは、一考を要する問題である。從來一般歲入に屬する地方稅に於ては小營業者の負擔は國稅營業者に比し往々重課さるゝ傾向があつたので、大正十五年の稅制整理に當りては此の點に留意し、營業收益稅法第二條に掲ぐる營業に對する營業稅の賦課額は同法に依る個人の營業收益稅額の最低額未滿とする制限（地方稅ニ關スル法律第十三條）を設け、國稅營業者に比し重課に亘らざる様規定せられ、營業收益稅法第二條に掲ぐる以外の營業（同上第十二條）に對する

賦課に付ても課税標準其他營業税の賦課方法に付ては當分の間内務大藏兩大臣の許可を受けしむるとしてし、且附加税に付ても一般に制限を設け課税の統制を期し小營業者の負擔の苛重ならざる様監督を密にした。尙過般の税制整理に於て營業収益税の賦課率に付内務大藏兩大臣の許可を受けし爲、昭和六年度分以降同八年度分に至る三ヶ年間營業税の賦課率に付内務大藏兩大臣の許可を受けしむることとし、營業収益税の輕減と其の歩調を合せしむべく努めてゐる。然るに都市計畫特別税に至つては依然として舊穀が墨守せられ各税の負擔の均衡に付ては未だ嘗て一指だに染められてゐない。

都市計畫特別税が都市計畫事業の施行に依り利益を受くべきこと、即ち利益原則に基く本税の負擔が營業の規模や収益に比し、營業収益税割に輕く營業税に重きことは寔に不合理であると謂はねばならぬ。まして、雜種税に至つては内容千種多様であつて、特別税の性質上車税に對するもの如きは格別、各種目に付點検するときは、都市計畫事業に依り利益を受くこと極めて間接的であり、遠く土地家屋營業等に及ぼざるもの少からざるに拘らず、營業収益税割の約二倍、地租割の四・四倍の負擔を爲さねばならぬことは速かに識者の配慮を要する問題であると謂はねばならぬ。

四

都市計畫特別税の制限の不合理であること上敍の通であり、甚だ遺憾とせらるゝ所である。然らば將來本税は如何に改正すべきであるかと謂ふに、本税の目的税たることの意識されると共に、何が故

に目的税たることが必要であらうか、果して目的税の實際に當該つてゐるであらうか、と謂ふ根本的問題から解明してゆかねばならぬ。

都市計畫事業の重要なこと何人も異議を唱ふる者はあるまい。然し、他にも之に相當すべき事業がないでもあるまい。若しありとせば同様特定の財源を供與さるべきであらうか、東京市の如きは都市計畫事業として上水道の事業までも施行した、同じ事業であつても都市計畫事業として施行せば特定の財源が與へられ、然らずして普通事業として施行せば特定の財源はおろか制限外の課税とか目的費用とか種々の方向から財源の拘束を受くることとなる。斯くの如く行政上の手心に依て國民負擔の限界が自由に浮動せしめるゝといふことは、特定財源を與ふる現行制度の理據何れに基くものであるかを解するに苦しまざるを得ぬのである。尤も現行法制上に於て公共團體は第四條(委員會の經費)又は第六條(事業費)の費用に充つる爲特別税を賦課することを認むると共に、公共團體は主務大臣の許可を受ければ一般歳入を以て第四條又は第六條の費用に充つることを得ることとなつてゐて、現に一道三府四十一縣(埼玉、沖繩の兩縣には都市計畫法適用市が指定されてゐない)中、特別税を課徵するものは前掲表示の如く一道三府十六縣に過ぎず、過半數は一般歳入を組入れてゐる現状であるが、此等は經費が少額なるため、特別税賦課の實益がないからである。

歳出に付ても前述の通り、上水道にせよ下水道にせよ都市計畫事業とすることは便宜上何れにでも取扱はるゝに至つては特別税制の存在は意義を有しないことになると思ふ。都市計畫特別税廢止論の

生ずるも故ありと謂ふべきである。明治維新後西歐文明の渡來に依り帝都市區改正の必要に迫られるも財源がなかつたので、市區改正條例の公布に依り官用地たる河岸地の下附、特別税の課徵、公債の募集の途を開いたのであつたが、同案の一慶元老院に上提さるゝや、同院は事業の必要を認めざるに非ざるも、時期尚早、民力休養を重しとなし、遂に否決の運命に遭遇したる事態に徵するも、當時如何に財源難に迫られ、特別税の設定が眞に已を得ざるに出でたものであることを知るに充分である。斯かる沿革を有する市區改正條例を都市計畫法と改裝し、明治二十一年當時に於ける東京市の財政状態を全國的に施行することとしたので、今日の如き結果に立ち至つたものと思ふ。

五

現行制度上獨り都市計畫事業なるが故に之に特別財源を與ふることの極めて不合理であつて、寧ろ之を廢止すべきを相當とすべきも、一面我都市の現状に徵するとき、都市計畫事業の緊切なるもの少からず且事業の促進獎勵を要するもの猶存する今日遽に之を全廢することは、これ亦極めて容易ならざる問題である。そこで次に考ぶべきことは現行特別税制は之を廢止し、之を一般税制に組入れ都市計畫事業遂行の特定財源として特別の制限を認むるか乃至は制限外の目的費用中に追加することが適當であると謂ふ意見を聞くことがあるのであるが、一般制限の外に特別の制限を認むるとせば唯改裝するに過ぎぬこととなり、又制限外の目的費用中に加へることに付ても種々の難闘に逢著する。

假に是等改正を行はんとするも現在の如き不合理なる負擔關係を其の儘踏襲したのでは一層無意義に終るであらう。

六

さて然らば現行制度の儘之を存置し唯各税制限率の不當なることを是正し、負擔の公正を期すると謂ふに歸著する。

前にも述べた通り地租割の制限率が最も低く、又營業収益税割よりも小營業者の負擔する營業税が遙に高く、雜種稅に至つては地租割の四・四倍に達するが如きは洵に不當である。先づ漸進的改革としては等制限率の不合理的を是正することが最も手近にして且妥當なる方法であると信する。而して、之が改正は利益原則に従ひ、土地負擔を第一とし、次に家屋、營業、雜種稅と云ふ順序に定むべきであらう。(尤も雜種稅に至つては其の内容全く多種多様であつて、車稅の如きは他の雜種稅と一列に置くことに付ては聊か均衡を失する感じがする)。而して之が制限率の定め方に付て一般歲入に屬する地方稅負擔關係に付考察すると、概ね地租割を一〇〇の負擔とせば、營業収益税割は八〇前後となり、家屋稅は其の中間約九〇位となり、雜種稅は營業収益稅割に次ぎ、七〇前後を以てすべきではあるまい、若し斯かる階段を設くることが至難であるとすれば寧ろ地租割とその他の二階段に區分し、明治二十一年公布の東京市區改正條例に於て地租割を地租同額とし、營業稅、家屋稅、雜種稅を一律に地方

稅の十分の四以内と定めた定め方に還元せしむるも尙且現在に比し遙かに優れるものがあると思ふ。

土地負擔を他に比し重くすることは利益原則上當然であり、明治二十一年公布の東京市區改正條例に於て地租割を地租同額となしたるも亦同一理據に基くものである。（註）

（註）

明治二十一年三月十七日市區改正條例案を元老院の議に付し、元老院は同月二十六日第一讀會を開くに當り、内閣委員として參列したる法制局參事官腹野琢氏をして議案の説明をなさしめた。該説明の一節左の如し。

（第三條）市區改正ノ事業奏功セハ、其利便固ヨリ洪大ナルモ、其費用モ亦從テ多カラサルヲ得ス、故ニ東京府區部内ニ限り、特別稅トシテ地租割並ニ營業稅雜種稅家屋稅及ヒ清酒稅ヲ課シ、以テ其費用ニ充ツルモノトス、其ノ第一ニ地租同額以内ノ地租割ヲ徵スルハ、市區改正ノ爲ニ坐ナカラニシテ最モ著シキ利益ヲ享クルモノハ、區部ノ土地ナリトス、何トナレバ市區改正ノ爲ニ其地位自ラ進ミ、其地價隨テ騰ルヲ以テナリ、現ニ北島町神保町三番町赤坂表町近クハ岡崎町鷺谷町等ニ於テ、燒失後市街ノ幅ヲ廣メ、之カ爲メ地價大ニ騰貴セシ如キハ、則チ明確ナル例證ト爲スニ足ラム、故ニ市區改正ノ費用ハ、首トシテ區部ノ土地ニ課ス可キノ理アリトス、且ヤ東京市街ノ券面地價、明治十年以前ニ查定シタルモノニシテ、其ノ當時ハ則チ遷都ノ年ヲ距ルコト僅々數年、戸口未タ復舊セス、商況未タ振起セス、區内ノ地價モ隨テ低價ナリキ、然ルニ爾來十有餘年ヲ経過シ、今日ニ至リテハ戸口增加シ、商況振起シ、賣買ノ地價モ亦隨テ非常ノ騰貴ヲ致セリ、今最上等ノ土地即チ一等地ニ就キテ其ノ實例ヲ舉クレハ、券面地價ハ貳千九百五拾五圓ナルニ即今賣買ノ實價ハ凡五十九百拾壹圓五拾錢ニシテ、其ノ騰貴シタルコト二倍餘ナリ、更ニ最下等ノ土地即チ百八十等地ニ就キテ實例ヲ舉クレハ、券面地價ハ八圓四拾錢ナルニ、即今賣買ノ實價ハ凡百貳拾六圓ニシテ、其ノ騰貴シタルコト實ニ十五倍ナリ、更ニ又賃貸地ノ收入ニ就キテ之ヲ見ルニ、元來此ノ收

入ハ三乃至五分ニ過キサルヲ通例ナリトス、故ニ地租改正ノ際ノ如キ、亦五分ヲ極度トシテ目安ヲ立テタリ、然ルニ目今區部土地ノ收利ハ、地租地方稅及ヒ區費等ヲ除キ去ルモ、猶ホ平均八分以上ニ當リ、更ラニ地租同額ノ特別稅ヲ課スルモ、猶ホ六分以下ニ下ラシテ、地租改正極度ノ利子ノ上ニ在リ、（尤モ是ハ大凡ノ見込ナレバ）故ニ内閣ニ於テハ、地租同額ヲ最上限ト爲シテ、特別ニ地租割稅ヲ課スルモノト命セリ、但シ市街中ノ田畠ハ、宅地ト同シカラサルカ故ニ之ヲ除キ、單ニ宅地ノ反別ヲ調査スルニ、二千八百七十四町九反九畝二十歩八合二勺ニシテ、其ノ地租ハ金貳拾六萬六百參圓○貳錢五厘ナリ、第二、營業稅雜種稅及ヒ家屋稅ニ地方稅ノ四割以上ヲ課スルハ、前項ニ言ヘル如ク、市區改正ニ於テ最利益ヲ享クルモノハ區部ノ土地ナリト雖モ、其ノ他ニ人民ノ利益ヲ享クルコトモ亦決シテ鮮小ナリト爲サス、故ニ地租割ニ次キ、地方稅中ノ營業稅雜種稅及家屋稅ニ對シテ特別ニ改正費ヲ附課スルモノトス、而シテ明治二十年度ノ豫算ニ據レハ、東京府區部ヨリ納ム可キ營業稅ハ金拾貳萬四千貳百八拾參圓貳拾八錢、雜種稅ハ金七萬七千貳拾八圓八拾參錢、家屋稅ハ金四拾八萬參千九百六圓七拾四錢八厘、合計金六拾八萬五千貳百拾八圓八拾五錢八厘ニシテ、之ヲ區部人民ニ配當スレバ、一人ニ付キ金五拾五錢八厘貳毛餘ナリ、今試ニ之ヲ大阪人民ノ負擔額即チ平均一人ニ付金九拾錢七厘四毛餘ニ比スレハ少キコト金參拾四錢九厘貳毛ニシテ、又付金七拾八錢壹厘四毛八絲トナル、此配當額ヲ以テ京都府民ノ負擔額ニ比スレハ、少ナキコト金拾壹錢九厘貳毛ナリ、今更ニ最上額ナル四割ヲ增課スルモ、其金額貳拾七萬四千八拾七圓五拾四錢參厘貳毛ニシテ、之ヲ區部人民ニ配當スレハ、一人ニ付金貳拾貳錢參厘貳毛八絲ノ増稅タリ、因テ之ヲ從前ノ稅額ニ加算シテ區部人民ニ配當スレハ、一人ニ課稅ニアラサルナリ、故ニ地方稅ノ四割ヲ最上限トナシテ之ニ附課スルモノト爲シタリ。（以下略）

以上 の方法に依り改正するも、其の目安は現行制限率に依る特別税額に増減せしめざる範囲内に於て合理的に其の制限率を定むべきである。斯くするときは、假りに、全國的に増減なきを期し得るとするも、個々の團體に於ては相當の増減を生ずることであると思ふ。然し本税は他の一般歳入に屬する租税と異り、さまで財政上困憊を來すことはあるまいと思ふ。殊に府縣稅に於ては東京大阪を除けば(兩市に在りては改正に依り増加するも減少することなるべし)全く問題視するに足らぬ。市町村に於ても前掲表示の如く特別税を課徴せるは六大城市の外静岡、濱松、清水、岐阜、堺、岡山、廣島の七市と東京府下巣鴨、大崎、王子、尾久の四町に過ぎぬ現状であつて、是等の團體に於ても本税の改正に依り團體財政を危殆ならしむるが如き虞はないと思ふ。

筆者は近き將來に於て都市計畫特別税が改正せられ、負擔の合理化、公平化の實現せられんことを冀望して已まぬものである。尙都市計畫特別税を論ずるには、受益者負擔金との關係、道府縣稅なる特別税存廢の問題等をも攻究する必要あるが、これは後日の機會に譲ることとする。

市町村各種特別税の研究

内務省地方局 谷 口 壽 太 郎

市町村は市町村税として直接國稅及府縣稅の附加税並特別税を賦課し得る(市制第百九十七條第一項)(註一)が、從來の沿革を襲用して附加税主義を探り特別税は別に税目を起して課税するの必要ある時賦課徵收するものとし、(第四項)、其の新設又は變更及條例の設定又は改廢に付ては府縣知事又は内藏

兩大臣の許可を受けしむることとしてゐる(市制第百六十七條)(註二)。但し市町村特別税中戸數割は從前府縣稅たりしものを大正十五年の稅制整理に於て市町村に移譲され同年法律第二十四號の定むる所に依り一般的に賦課してゐる所であるから(地方稅ニ關スル法律第二十二條以下)其の新設又は變更及條例の設定は不要許可事項として居る(市制町村制施行令第六十條)。

市町村特別税の賦課に關し他の法律に於て規定されてゐるものに都市計畫法第八條の所謂都市計畫特別税と製鐵業獎勵法第七條の但書に基く特別税がある。後者は營業収益稅及所得稅を免除せられた

る製鐵業者に對し其の免除せられたる部分に相當する資本金額、工作物等を標準として課稅するもので、主務大臣の認可を受け更に特別稅條例の制定を要し特別稅たる本質に抵觸しないが、前者は特別稅と呼ぶも實質は國縣稅の附加稅であり、附加稅中の目的稅と見るべきであるから、本稿記述より除外し所謂獨立稅たる特別稅に就て述べる。尙府縣費の全部分賦を受けてゐる神戸市に於ける府縣稅及同附加稅に代るべき特別稅、家屋稅、特別地稅、營業稅、雜種稅（除特別課目）も本稿記述の目的ではない。

〔註一〕 市制第百二十三條ノ規定ニ依レバ「市町村稅ニ關シ本法其ノ他ノ法律ニ規定アルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ルコトヲ得セシムルヲ以テ假令本法ニ於テ附加稅及特別稅ノミニ限定スルモ他ノ法律又ハ勅令ヲ以テ此ノ二種ノ外市町村稅ノ種類ヲ定ムルコトナキニ非サルカ如シ然レトモ由來附加稅ト特別稅トノ分界ハ殊ニ明確ニシテ且特別稅ノ範圍ハ頗ル廣汎ニ涉リ苟モ獨立的賦課ニ係ルモノハ舉ヶテ之ヲ包含スヘキカ故ニ假令他ノ法律又ハ勅令ヲ以テ新ニ稅目ヲ設ケルコトアルモ其ノ附加稅ニ非サレハ必スヤ特別稅ナラサルハナク二者孰レカ其ノニ屬スルニ至リ此ノ以外ニ種類ヲ特定スルコトナキナリ（市町村制逐條示解参照）

〔註二〕 特別稅ヲ賦課スルニハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキニ限ルヲ以テ本法ハ主トシテ直接稅ノ附加稅ヲ以テ財政ノ計畫ヲ立テシメ仍其ノ必要アルニ及シテ特別稅ヲ設ケシムルノ趣旨タリ然レトモ特別稅ニ關スルモノト雖奢侈稅ノ如キハ附加稅ニ餘裕アル場合ニ於テモ之カ賦課ヲ許サレ又地方負擔力ノ情況ニ依リ地租附加稅ヲ廢止シテ代フルニ特別稅段別割ノ賦課ヲ許サレタルノ事例ナキニアラス特別稅ノ賦課ニ關シテハ單ニ市町村會ノ議決ニ依ルコトヲ得ス市制第百二十九條第一項町村制第百九條第一項ノ規定ニ依リ必ス市町村條例ヲ以テ之

二

ヲ規定セサルヘカラス且特別稅ノ新設又ハ變更ニ關シテハ市制第百六十七條町村制第百四十七條市制町村制施行令第五十九條ノ二ノ規定ニ依リ府縣知事又ハ内務大臣ノ許可（市制町村制施行令第六十條参照）ヲ受クルコトヲ要ス（同上）

現行の市町村特別稅を租稅分類に區別して見ると大體左の通であるが之は筆者の私見に依る分類で租稅學上正鵠を得て居ないものがあらう。分類中×印を附したるは縣費の全部の分賦を受くる神戸市に於ける特別稅雜種稅の課目である。

市町村特別稅の分類

人頭稅——人頭稅——戶數割、戶別割、單戶割、

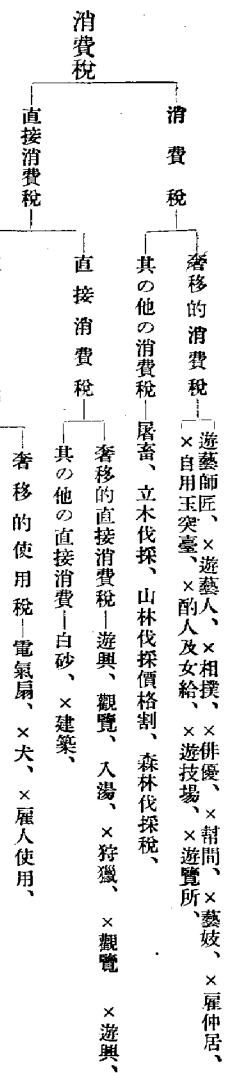
地——段別割、坪數割、

收益稅——營業稅——營業全體に「演劇興行、漁業割、製鐵業、貸座敷業割、無盡講、火葬、移出稅、木材輸
課するもの「出、林產物輸出」×市場×漁業×代書人、×演劇興行、

營業の一部に「電柱、漁船割、軌道、口銀稅、石類、運送、タンク、棧橋、陶鑿、捕漁採
課するもの「藻、×電柱、×タンク」

綜合收益稅——所得稅、

交通稅——交、通、稅——不動產反得、土地建物移轉、土地增加稅（未施行）、商品切手發行、×不動



2

特別税が地方團體の課税の公平を期し且經費覗眼に對する財源捻出上必要なるは言ふ迄もないが昭和元年度迄は市町村稅總額の一割にも達しなかつた。然る所昭和二年度に於て戸數割が市町村特別稅となつて以來著しく増加し市町村財政上重要な地位を示してゐる。即ち昭和二年度に於ては市町村特別稅決算總額は一八〇、〇一五、四八八圓にして、市町村稅決算總額三七六、一八六、二八三圓の約五割を占めてゐる。財界不況に加ふるに緊縮方針に基く昭和六年度の豫算に於ても市町村稅特別稅豫算總額は一三〇、〇九六、一三五圓で、市町村稅總額の約四割に當つて居る。此の内市の特別稅豫算總額は二四、五一六、二二八圓にして市稅豫算總額一一九、四二三、〇六七圓の約二割に當り、町村の特別稅豫算總額は一〇五、五七〇、四七二圓にして町村稅豫算總額二二〇、八四〇、〇六八圓の約五割を占め

てゐる、之に依れば町村の特別税は市の夫れに比し著しく多額であるが、一般的に賦課してゐる戸數割及府縣費の全部の分賦を受けて居る神戸市の特別税營業税、雜種税等を控除した残額即ち地方的特有の特別税の總額を見れば昭和六年度豫算に於ける市の特別税は四、八三九、三四一圓(此の内一、〇三四、〇〇〇圓は大阪市豫算に掲上せる土地増課稅を含み累年豫算のみに掲上し未施行である。)町村稅は五、三一六、五〇六圓で略、同額である。
(註三)

備考 昭和四年度迄は決算に依り昭和五年度以降は豫算に依る。(単位圓)

九

昭和六年度豫算に於ける市町村各種特別税の課目別及其の豫算額を左に列記して見やう。

稅目中戸別割中には單戸割を、立木伐採稅中には山林伐採價格割、森林伐採稅を、漁業割中には捕魚採藻稅を、木材輸出稅中には林產物輸出稅を、又牛馬割中には牛頭割を夫々加算した。尙家屋稅、特別地稅、營業稅及雜種稅は縣費の全部の分賦を受くる神戸市に於ける特別稅である。

市町村特別税目及豫算額調
(昭和六年度)

船白牛水運木漁立電無タ金商馬製石軌居土坪入
材木盡品券鐵地
舶砂馬車送輸業代柱庫切買類道畜增數湯
出探講ク手得價
割稅割稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅稅割稅

二八、五〇〇
五〇、〇〇〇
一、〇三四、〇〇〇
一〇、三四四
一一七、八四二
八八〇
九三、九〇一
一二〇、〇〇〇
三〇三、六〇三
一四、六六六
三七、八三三
一一、七四三

一、六、六〇〇	二、六一八	三、二四六	四、二五〇	五、六三三	六、八〇七	七、〇七七	八、〇七七	九、〇七七	一〇、〇二三	一一、〇三六	一二、〇三六	一三、〇三六	一四、〇三六	一五、〇三六	一六、〇三六	一七、〇三六	一八、〇三六	一九、六六三	二〇、六六三	二一、三三三	二二、六一八	二三、六〇〇
一、五九二	二、五六〇	三、二四六	四、二五〇	五、六三三	六、八〇七	七、〇七七	八、〇七七	九、〇七七	一〇、〇二三	一一、〇三六	一二、〇三六	一三、〇三六	一四、〇三六	一五、〇三六	一六、〇三六	一七、〇三六	一八、〇三六	一九、六六三	二〇、六六三	二一、三三三	二二、六一八	二三、六〇〇

五九一

一九三

	演劇興行税	移出税	陶器税	火葬税	漁船税	墓石税	計
	五六〇	五一〇	五八八	四〇〇	四〇〇	三、九九〇	二四、四七六、六五三
	五六〇	五一〇	五八八	四〇〇	四〇〇	三、九九〇	一〇五、四〇二、四一一
	五六〇	五一〇	五八八	四〇〇	四〇〇	三、九九〇	一二九、八七九、〇六四
	五六〇	五一〇	五八八	四〇〇	四〇〇	三、九九〇	二九、〇五〇

備考

土地増價税及無盡講税は豫算に計上のみで實施してゐない。

馬券買得税は競馬法改正の結果地方税の賦課を禁止されたので自然消滅である。

五

既に述べたるが如く市町村特別税は市制町村制に依り直接國稅及府縣稅附加稅の外別に稅目を起して課稅するの必要ある時賦課する獨立稅であるが、之が賦課を受くる者は當該市町村の區域内に住所を有する者又は三月以上滯在する者たるか或は又住所を有せず滯在することなしと雖、其の市町村内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有する者或は營業所を設けて營業を爲す者或は特定の行為を爲す者でなくてはならぬ（市制第八條、第一百八條、第二百十九條ノ一）。而して地方稅に關する法律其他の法規に依り地方稅の賦課を禁止して居る事項が相當あることは課稅團體の注意を要する所である。

前述の如く現在市町村には各種雜多な特別稅が存在してゐる。或は最早稅源を漁り盡して餘す所が

ないと言つてよい位多數の稅目が存在してゐる。而して時勢の進運に伴ひ、市町村經費の膨脹に應じ特別稅の新設改廢が盛に行はれてゐる、即ち從前賦課してゐた井戸稅、別莊稅、店舗稅、歩一稅が廢止されたと思へば一方タンク稅、商品切手稅、競馬觀覽稅等が新設されると言つた風である。

斯くの如きが故に稅制整理の問題が出る度に現行の特別稅を整理統一すべしと言ふ意見が必ず出てゐる。けれども府縣雜種稅の如く大團體の稅は或程度迄統一を可とするものがあるであらうが、市町村には夫々特殊なる經濟事情があり、夫れに應じ擔稅力の伏在してゐるものがある爲、各種の特別稅を設定して市町村の負擔を其の地方民の擔稅力に適應せしむるは蓋し適當のこととで單に多種多様なるが故に整理統一せよとの論は直ちに首肯し得ない。然し乍ら現存の特別稅の稅目内容を檢するに社會政策的見地から或は事務簡捷上から或は理論上から市町村の財政上及市町村民の負擔の公平上差支へない程度に於て改廢を必要とするものが尠くない。

以下現行市町村特別稅の各々に就て其の現狀及之が改廢に關する筆者の意見を述べて見やう。

六

（一）戸數割 戸數割は一戸を構ふる者及一戸を構へざるも獨立の生計を營む者の資力を標準として之を賦課するものにして（地方稅ニ關スル法律第二十三條）、明治十一年地方稅規則に其の名稱を見て以來五十餘年の永い間府縣稅として存在してゐたのであるが、大正十五年の地方稅制整理に於て、府縣稅としては之を廢し、市町村稅として之を設けた。即ち戸數割は各個人の眞の總擔稅能力を觀察

して賦課すべきもので、府県は從前之を市町村に配當してゐたのであるが、府県の如き區域の廣大なる團體の租稅としては不適當なりとの理由から昭和二年度以降市町村稅に移讓されたものである。尤も從前資力算定標準中の一であつた住家坪數は家屋稅の設定に伴ひ削除して所得額及資產狀況の二に依ることとしてゐる。隨て從前伸縮性を帶びてゐた府縣稅戸數割附加稅が形を變へたのに過ぎない。而して特別稅中最も普遍的に賦課徵收してゐる稅であるから前述の如く其の新設變更に付ては許可を受くるを要しないこととし唯市は市稅總額の百分の三十七以内、町村は町村稅總額の百分の六十以内の制限を附し之を超ゆる場合制限外課稅の許可を受くるを要することとしてゐる。

最近財界不況に伴ひ一般負擔輕減の必要に迫られ市町村稅戸數割總額は著しく減少したけれども、昭和六年度に於て市町村稅總額の約三割五分を占め市町村民の負擔中重要な地位にある。殊に町村に付てのみ見れば町村稅戸數割總額は町村稅總額の約五割に當り町村稅中の首位にある。之を一戸當りに付て見れば昭和六年度は市十四圓餘、町村十三圓餘で市の方が重いが既往累年の狀況を見れば常に町村の負擔が重く二十圓以上に達した事がある。^(註四)

斯の如く戸數割の負擔は著しく多額で一戸當五十圓以上を課してゐる村もあり戸數割負擔の輕減は古くから呼ばれてゐる。義務教育費國庫負擔に依る戸數割輕減問題は其の著しい一例である。

戸數割制度の可否に付ては從前非難的となつてゐた府縣稅としての市町村配當課稅の點を除いて市町村の獨立稅とされたので、大體現行制度は適當と認められるが、尙進んで改善の要ありと思ふ點

を擧げて見やう。

現行制度に依れば戸數割資力算定標準中の所得に付ては戸數割を納むる市町村以外の地に於ける所得は之は住所地市町村に於ける所得と看做されてゐるが（地方稅ニ關スル法律施行）、戸數割を賦課し難き市町村に於ける所得を除外しないのは不當と思ふ。蓋し戸數割を賦課し難き市町村に於て賦課する所得稅附加稅は其の市町村に於て生ずる所得に對し賦課するものなるを以て、同一所得を更に戸數割を賦課する市町村に於ける戸數割の課稅標準たる資力中に算入することは全く二重課稅となるであらう。又戸數割を賦課し難き市町村に於ける家屋稅附加稅の大部分は戸數割に代るべきものであるから、同一人にして戸數割を賦課する市町村と戸數割を賦課し難き市町村とに構戸せる者に付ては之亦勢ひ二重課稅の譏を免れないであらう。此の問題に對しては戸數割を賦課し難き市町村に於ける所得は一切戸數割の課稅標準たる資力中に算入せざることとし、一面戸數割を賦課し難き市町村に於ける家屋稅附加稅の戸數割代稅制度を廢して一般所得稅及法人所得稅附加稅の増課、特別戸數割の設置等（所得稅の項参照）を考究する必要があると思ふ。

又往々法人建物に對する家屋稅附加稅の重課問題即ち家屋稅附加稅の不均一賦課が問題とされてゐる。按するに法人の配當所得は個人の所得中に綜合して課稅するを原則としてゐるが、戸數割を賦課し難き市町村に於て賦課してゐる所得稅附加稅に付ては、法人の配當所得に對する所得稅附加稅は法人の所在如何に拘らず總て住所地市町村に於て之を賦課し、又戸數割を賦課する市町村に於ける戸數

割資力算定標準中の所得に付ても、法人の所在如何に拘らず配當所得は總て構戸地市町村に於ける戸數割納稅義務者の所得中に計算されてゐる。然るに法人の所在地と法人より配當を受くる個人の住所地とは必ずしも一致せず寧ろ異なる場合が著しい實情であるが故に、戸數割を賦課する市町村に於ては法人は其の總所得に對しては形式上も實質上も之が負擔を爲さざる場合が多い。従つて個人の負擔は所得稅附加稅を賦課する市町村に於ける夫れに比し第一種所得稅附加稅支過重にして兩者間の負擔は甚しく不權衡となつてゐる。元來個人たると法人たるとを問はず住民は總て一般的市町村稅の納稅義務を有することは市制町村制に明かなる所であるから、多數の人を使用して其の市町村の凡百施設に負ふ所の多い法人に對しては戸數割を賦課する市町村に於ても個人に對する戸數割に相當すべき第一種所得稅附加稅の如きを賦課徵收するの途を開いて負擔の均衡を圖るの必要があると思ふ。其の他行政上の取扱ひに關し疑義を生じ易き賦課額及賦課後の意義或は資產狀況に依る資力算定の方法或は戸數割制限の問題等に付ても更に研究すれば改善の餘地が相當存することと思ふ。

(註四) 累年戸數割稅額調

年 度 别	市稅戸數割總額		町村稅戸數割總額		税 合 計	
	同	上 戸 當	同	上 戸 當	同	上 戸 當
大正十五年度	九、七八七、〇七八	一四、五八八	一五五、四七四、五七一	二〇、一二四	一六五、二六一、六四九	
昭和二年度	一一、七七〇、六二三	一五、一九五	一四五、三四四、〇七四	一九、二三五	一五七、一一四、六九六	
同 三年度	一二、五一八、七七九	一六、〇七五	一五〇、八四九、四二八	一九、七三五	一六三、三六八、二〇七	

同 四年度	一三、七八一、九九五	一六、五四四	一五四、七七三、八四四	二〇、二八七	一六八、五五五、八三九
同 五年度	一三、八七五、七九六	一五、六八八	一三五、六八四、七六八	一七、六一五	一四九、五六〇、五六四
同 六年度	一三、八七二、二〇四	一四、五〇八	一〇〇、二五三、九六六	一三、二〇二	一一四、一二六、一七〇
備考	大正十五年度は参考の爲戸數割附加稅を掲ぐ。昭和五年度六年度は豫算其の他は決算に依る。				

(一) 戸別割(戸別稅)

現存の戸別割を見るに明治二十二年靜岡縣野部村に於て天龍川流域水防組

合關係戸數に對し、水防組合費負擔金に充當の爲各戸平均割を課する爲に設けたのが最も古く、續いて同地方に二ヶ村之を設定した。明治三十五年長野縣五加村上德間區に財產及營造物に關する費用支辨の爲戸別等級割を設け一等より三十等に分ちて之を賦課した。明治三十四年高知市は基本財產増殖の爲戸別割を設け新に市住民となり一家を立つることとなりたる者に對し一時限り二十錢宛賦課することとした。明治三十六年佐賀縣荒木村、同四十年同縣大坪村に於ては學校基本財產を蓄積する爲其の蓄積財產より生ずる收入を以て經常教育費を支辨し得るに至る迄戸數割の等級に準據して特別戸別割を賦課することとし徵收は米麥を以てすることとし、又岡山縣木久子村に於ては大正十四年より玄米一升(金額換算)宛を五十ヶ年間を限りて基本財產造成の爲賦課してゐるが之は共に夫役現品の賦課に類する特別稅である。

以上は特殊な事由に因る戸別割の設定であるが、明治四十二年神戸市、同四十三年前橋市に於て官公金等家屋稅の賦課を受けざる家屋に居住する者の世帶主に對し家屋の坪數又は賃貸價格を標準とし

て戸別割を賦課することとしてより以降此の種の戸別割の設定漸次多數に昇り、現在に於ては、東京市、横濱市、京都市等の大都市を始め十七市十五町村に及んでゐるが之等は戸數割を賦課し難き市町村で代税たる家屋税附加税との權衡から之を改定したものである。

本税は前記の如く地方特有のものもあるが、大部分は戸數割を賦課し難き市町村に於て戸數割の代税たる家屋税附加税の賦課を受けない家屋に居住するものに對して賦課するものなるが故に、前項戸數割に付て其の一端を述べたる代税家屋税附加税の整理を爲す場合は必ず全國的に整理すべき必要ありと思ふ。

(註五) 昭和五年度に於ける戸別割賦課市町村は十九市二十一町村、賦課額は一二四、五〇八圓にして八幡市二〇、六六一圓神戸市一九、七四三圓東京市一六、八四九圓京都市一二、六六一圓等が多額で他は何れも少額である。

(三) 戸別割 本税は明治四十年以降大正三年迄の間に於て、新潟縣下南大沼郡下の二ヶ村の各區に設定された前記戸別割に類する特別税で區内住民又は區内土地使用権者に一戸小額の負擔を爲さしむるもので本税は前項戸別割同様整理すべきものと思ふ。

(註六) 昭和五年度は八區中賦課したのは四區一五八圓に過ぎない、一戸當十九錢乃至三十八錢の賦課額である。

(四) 特別所得税 特別所得税は戸數割を賦課し難き市町村に於て國稅所得税免稅點即ち所得千一百圓未滿の所得を標準として課してゐる税で、所得五百圓未滿乃至七百圓未満のものを免稅點としての率である。

本税の賦課は適當と認むるが、地方特有のものでなく戸數割を賦課し難き市町村に於ては既に述べた所に依り戸數割、所得税附加税、家屋税附加税の戸數割代税制度の整理と共に一般に賦課し得るやう統一的制度を設くる必要があると思ふ。

(註七) 昭和五年度に於ける賦課團體は七市一町で其の稅額二一七、五五二圓であるが、青森、岡山兩市(五年度二五、二〇七圓)は五年度限り廢止した。

(五) 法人特別所得税 本税は神戸市、福岡縣戸畠市及荒木村に於て、大正十三年乃至昭和四年設定に係る特別税で、朝鮮、臺灣、關東州及樺太の法令に依り所得税を課せらるべき、法人にして區内に資産を有し又は營業所を設けて營業を爲す者に對し賦課するものである。(註八) 本税は既に戸數割の改廢意見記述の際述べた所に據り適當に處理すべき關係があるから別に述べる必要もあるまい。

(註八) 昭和五年度に於ては神戸市は該當なく其の他市村に於ては四、七九〇圓の稅額あり、課率は縣稅所得税附加税の課率と同一の税率に依ることとし、昭和五年度は本税一圓に付三十四錢六厘であつた。

(六) 段別割

段別割は特別稅中戸數割に次いで最も廣く行はれてゐる特別稅で其の内容は種々變つてゐる。灌漑排水又は水害豫防費支辨の爲め利益ある土地、或は海面埋築免租地、或は開墾土地の鉄下年期中又は荒地免租年期中のものにして収益ある土地等に課すものの外負擔の均衡上より地租の高低甚しい部落間に於ける地租附加稅との併課、地租附加稅僅少にして戸數割の重課な山間の村、北海道の無租地等に課してゐる例がある。其の稅額五百餘萬圓にして特別稅中戸數割に亞ぐ重要な地位(註九)にある。故に本稅の新設又は變更は特に大臣の許可事項中より除いて地方長官限りの許可事項としてゐる、但し法律を以て之が賦課の制限を附し毎地目平均一圓以内、地租附加稅と併課の場合は段別割總額は附加稅の制限額と賦課額の差額以内として別に制限外課稅の規定を設けてある(地方稅制限第一條及第5條)。

惟ふに段別割は地價が賃貸價格に改められた結果として、課稅標準の不均衡より生ずる結果を是とする目的を以てするものは其の必要がなくなつた譯であるから、段別割は免租年期地に對し賦課する場合のもの及擔稅力を標準とせずして受益の厚薄を標準として賦課する場合(市制第三條、第一二四條、町村制第二〇條、第二〇條)のものに限り存置し其の他は廢止するを適當と思ふ。

(註九) 昭和六年度豫算に於ける段別割の賦課市數は二十市、賦課町村の存在府縣數は一道三府四十縣に及んでゐる、其の稅豫算總額は五、五五二、九四四圓で昭和五年度の同豫算總額より五五二、六〇〇圓を減じてゐる。

(七) 坪數割

明治三十一年大阪市に設定せる、特別稅として市内官有地道路敷地を占用して建

設する建造物に對し其の占用する道路敷地の坪數を標準として、道路の繁盛の程度に依り五階級に分ち一坪三圓乃至十二圓を建造物の所有者に賦課するもの(註一〇)である。

本市は官有地占用に對しては一坪當一ヶ月最高三圓、最低七十錢の占用料を徵收してゐるが、本稅賦課の課稅標準たる官有地に付ては占用料を徵收しないこととしてゐるから、占用料との關係は差支ない。尙本稅は都市計畫路幅整理の進行に伴ひ漸次減少し近き將來に於て自然消滅するであらう。

(註一〇) 昭和五年度に於ける占用坪數九、一四四坪此の稅額八三、五五五圓である。

九

(八) 觀覽稅

觀覽稅は、市町村内に於ける劇場、寄席、活動寫眞館其の他に於ける演劇興行等の觀覽聽講或は遊覽所の觀覽に對し、木戸、場代、下足料を併せた金額を標準として賦課するもので、現在十四道府縣下十四市八町村に亘つて設置されてゐる。

本稅は府縣雜種稅法定課目ではないが特別雜種稅として相當賦課されてゐるので法定課目に追加すべきとの意見もあるから、一般に雜種稅として設定し市町村は附加稅に轉換し課稅の統制を行ふと共に手續の簡捷を計るを適當と思ふ。

(九) 演劇興業稅

本稅は明治三十三年乃至明治四十二年に於て兵庫縣、福島縣、山口縣下の町村に設定演劇興行營業又は非營業者に課するものにして漸次減少しつゝある。本稅は府縣稅雜種稅の

法定課目にて府縣も課稅し居るものに付、原則として雜種稅附加稅として課すべきものであるから特別稅としては廢止するを至當と思ふ。其の特別稅として存續の止むを得ないものにありては其の實質營業稅に類する本稅は營業收益稅や營業稅の輕減に伴ひ權衡上相當輕減の必要があると思ふ。

(註一) 昭和五年度に於ける賦課額は一五九、六九九圓で十五道府縣下十六市九町村に亘つてゐたが、豊橋、静岡、佐賀の三市は之を廢止した。

(註二) 昭和五年度に於ける賦課は兵庫縣下十三ヶ町村で其の稅額僅かに八四七圓に過ぎない。其の内五町村は昭和六年度から廢止した、尙本稅を設定してゐる山口縣及福島縣下の各一ヶ町村に於ては課稅標準がなかつた。

一〇

(一〇) 漁業割 愛知縣下篠島、日間賀島兩村に於て明治三十八年及大正十五年の設定に係り村内居住者にして營利を以て漁獲物を採捕し之を賣却するものに賦課するものであるが、前項同様雜種稅附加稅に轉換すべき性質のものと思ふ。

(一一) 捕魚採藻稅 和歌山縣江住村に於て明治二十四年設定、捕魚は公賣の節採藻は其の季節に毎戸調査し各當事者に對し課するものなる(註一四)も前項同様雜種稅の範圍内で附加稅を課することに改るべきものと思ふ。

(一二) 口銀稅 明治二十四年乃至同四十五年に於て三重縣下六ヶ村に設定せるものにして、漁

業者の獲得したる魚介其の他の水產物を、魚類商人又は需用者に賣却したるとき、賣買者賣方より賣買價格を標準として徵收するもので、舊慣に依るものをして特別稅と爲したもの(註一五)あるが、本納稅者は他面漁業稅又は營業稅を納むるものなるべく附加稅との關係に於て整理を必要と思ふ。

(一三) 漁船割 北海道戸井村及錢龜澤村に於て大正九年設定、漁船所有者(註一六)村外より借入の場合は使用者に賦課するものなるも雜種稅の船稅又は漁業稅の附加稅として課し本稅は廢止するを適當と思ふ。

(註一三) 昭和五年度に於ける漁業割納稅義務者五一七人、稅額二、五二二圓で賣上金を標準として千分の五及十を課してゐる。

(註一四) 捕魚採藻稅は捕魚百圓に付三圓、採藻十圓に付一圓を課し昭和六年度の豫算額一、八〇〇圓である。

(註一五) 昭和五年度に於ける口銀稅額は三三、四五一圓で賣上價格約百萬圓、課率は一圓に付六厘六毛乃至十五錢八厘である。

(註一六) 昭和五年度に於ける漁船割稅額三、九六三圓で、一般に付一圓乃至四圓の課率である。

一一

(一四) 遊興稅 遊興稅は市、町村内に於ける料理店、飲食店、待合茶屋、貸座敷、温泉宿等に於て藝妓、娼妓、酌婦、雇用居等を招聘して飲食又は遊興をなし、金錢を消費したる者に對し、消費金額、花代等を標準として(消費金額一圓又は二圓未満を免稅としてゐる)課稅するもので大正九年頃

の設定に係り東京市外五市二町に現存してゐる。^(註一七)

(一五) 消費税又は特別消費税 大體前項遊興税の内容に同じく消費金額を標準として(免稅點二圓乃至五圓未満)課稅するもので小倉市に於て消費稅を京都市及東京府下の十町に於て特別消費稅を課してゐる。大正九年乃至大正十五年の設定に係る。

(一六) 觀興稅 大正九年岡山市に之を設け、藝妓、娼妓、酌婦若は遊藝稼人を招聘し觀興の爲金員を消費したるものに消費金額を標準として(一圓未満免稅)課するもので最近は責任納付を爲さしめてゐる。^(註一七)

以上は何れも遊興に對する課稅で奢侈的消費稅であるから、相當増稅して其の收入を以て社會政策的減稅の財源とするを適當と認むるも、之が賦課徵收方法の困難なる爲課稅技術上研究の必要があると思ふ。又遊興稅は雜種稅の法定課目であるから、成るべく府縣雜種稅として起し、市町村は附加稅を課するを課稅の統制上必要と思ふ。

(註一七) 昭和五年度に於ける遊興稅(消費稅、特別消費稅、觀興稅を含む)課稅總額は三、五二二、〇八五圓で課稅團體は九市十二町である。

内消費稅は一〇、〇〇〇圓、特別消費稅は五五八、一〇〇圓、觀興稅は一八、二〇八圓である。

一一

一二

(一七) 不動產取得稅 岡山縣幸島村に於て昭和三年の設定に係り村内の土地建物の賣買譲渡の登記を爲したるとき隨時取得者に對し時價を標準として課稅するものである。^(註一八)

(一八) 土地建物移轉稅 三重縣津市に於て明治三十一年の設定に係り土地建物の買受又は譲受のものに課するので賣買價格に依るのである。^(註一八)

右は何れも雜種稅法定課目の不動產取得稅とは何等異なるものでないから、雜種稅の附加稅として課するを課稅の統制上必要と思ふ。

(註一八) 不動產取得稅は雜種稅の最高標準と同様千分の十二にして昭和五年度の稅額一七四圓土地建物移轉稅は建物千分の十二土地千分の八の課率で同年度稅額は僅に三二圓である。以前は之に類するものに歩一稅、土地權利移轉稅、建物取得稅等數課目を存したが現在は廢止して雜種稅の附加稅として課稅してゐる。^(註一九)

(註一九) 昭和五年度の稅額は二四、二四八圓で課率は何れも一人に付住民は月二錢、滞在者は日五錢である、然

一三

海町は住民に對しては賦課しないで滞在者のみに日税五錢を賦課してゐるが昭和六年度の豫算額は一五、〇〇圓で延三十萬人の見込である。

一四

(二〇) 軌道税 昭和三年以降岡山縣伊部町、東京市等に之を設定し漸次普及して課稅團體を増しつゝある。
(註二〇)

本稅は軌道法及地方鐵道法に依り敷設したる軌道又は簡易軌道の所有者に賦課するもので、獨占事業に對する收益稅であるから、電柱稅等の負擔と併せ考慮して過重ならざる範圍内で課稅するには適當と思ふ、然し本稅は既に雜種稅として八府縣に存在してゐるのであるから課稅の統制上之を法定課目として設定を許し附加稅に轉換せしむることも一方法であるが充分考究の餘地はある。

(註二〇) 昭和五年度の賦課は一市一町に過ぎず、其の稅額四、七四四圓であるが、昭和六年度豫算は著しく増額して一一九、六四九圓を掲上してゐる。京都、大阪、大津市等賦課團體の激増に依るのである。

一五

(二一) 屠畜稅 屠畜稅は雜種稅の法定課目であるから市町村は其の附加稅として課してゐるが、縣稅を廢止した秋田縣に於て昭和二年及四年に一町宛之を設けたものであるが、最近神奈川縣に於ても縣稅を廢した爲數市町村に於て從前の附加稅の範圍で之を設定した。屠殺家畜頭數を標準とし

て課するものである。
(註二一)

本稅は府縣が課稅すれば特別稅設定の必要はないのであるが、府縣には別に屠畜検査手數料の途があるので、課稅の手數を省く爲か之を廢止する爲附加稅消滅の財源補填の爲で仕方のないことと思はれるが、課稅の公平と統制上充分考慮すべき必要があらう。

(註二一) 昭和五年度に於ては秋田縣下二町のみで稅額僅かに八三二圓であるが昭和六年度豫算に依れば一二、九六二圓となつた。

一六

(二二) 石類稅 福岡縣下門司市外四町村に於て、明治三十八年乃至大正十三年に之を設定した、市町村内に於て採掘する石灰石其の他の石類採掘業者又は產出する土地の所有者に賦課するものである。
(註二二)

本稅は一種の營業稅と見るべきものであるから營業稅の輕減に倣ひ均衡上輕減する必要があると思ふ。

(註二二) 昭和五年度に於ける課稅額二〇、六五一圓で大體石材一噸に付課率一步である。

一七

(二二) 貸座敷業税 北海道旭川市外四町に現存してゐる。從前札幌、釧路、室蘭市にも設けてあつたが今は無い。明治三十四、五年の設定である貸座敷業者に對し寄寓娼妓數を標準として月税を課するものであるが、娼妓貸座敷には府縣に於て賦金を徵收する關係上市町村税の賦課は認められない行政實例であるけれども、北海道には從前之を認めてゐた沿革上現存するものである。(註二三)元來府縣が娼妓貸座敷に對し賦金を徵收するのは古い沿革からであるが、理論上妥當なものでないから之を整理して營業税賦課の途を開けば本税は附加税として賦課し得るものである。税制上大いに考究の必要があると思ふ。

(二三) 营業割 明治三十七年福島縣田島町に新設した特別税で、他町村の商人にして臨時出張店を設けて營業を爲すものに賦課するものである。(註二四)

百貨店の臨時出張販賣に對する課税は全國町村長會でも地方小賣商人壓迫を理由として主張しつゝある所であるが、現行法令の上では種々研究の餘地があると思ふ。

(註二五) 昭和五年度の課税額は九五四圓に過ぎない。

貸座敷に對する市町村税賦課禁止の省議決定は明治二十六年八月である。

(註二六) 营業總收入額の千分の一を課するもので昭和五年度の稅收入は三十二圓である。

一八

一九

(二五) 電氣扇稅 宮崎市及佐賀市に於て一臺に付三圓又は二圓を使用者に賦課するもので大正十四年及昭和二年の設定(註二五)に係る。

本税は多數の府縣が特別雜種稅として設けてゐる扇風器稅であるが法定課目の追加の意見も出て居るから附加税に轉換、事務の簡捷等課税の統制上適當に改正の必要があると思ふ。

(註二五) 昭和五年度の課稅額は二、六三四圓である。

一九

(二六) 棧橋稅 明治四十年門司市、昭和二年若松市に設定したるものにして桟橋架設者に對し桟橋の箇所及坪數を標準として課するものである。(註二六)

桟橋業者に對しては營業稅を賦課する爲二重課稅の譏を免れないと思ふから廢止の必要があらう。

(註二六) 昭和五年度稅額六、三八六圓である。

一〇

(二七) 製鐵業稅 昭和四年室蘭市に設定、製鐵業獎勵法に依り營業收益稅及所得稅を免除せられたる事業者に對し、附加稅相當額を限度として賦課するものであるから、特に輕減の必要もなからう。

(註二七) 昭和五年度の課税額は九三、九〇一圓である。

一一

(二八) 商品切手税

昭和五年東京市に初めて之を設定した。引續いて東京都、神奈川縣及神戸市が雜種税中の特別税として設定した。商品切手發行者に對し其の發行高を標準として毎月之を徵收するもので一ヶ月の發行高千圓未満のものを免除してゐる。(註二八) 本税は主として大百貨店の納稅であつて經濟界の不況に伴ひ自然に課税標準が減少するものであるから、別に輕減の必要もなからうと思ふが府縣税として設定の場合は附加税に轉換するのが至當と思ふ。

(註二八) 昭和五年度に於ける東京市の課税額は一六四、六二三圓に及び課率は發行高百分の一である。神戸市昭和六年度豫算額は六、〇〇〇圓で同課率である。

一一一

(二九) 金庫税

金庫税は金庫を所有する者に對し、金庫の所在地に於て賦課するものであるが、雜種税の指定課目なので東京、佐賀、沖繩の府縣を除く外何れも雜種税を賦課して居るから、市町村は附加税を徵收してゐる。市町村の特別税としては東京市に於て府が雜種税を賦課しない爲め昭和五年之を設定した。(註二九) 府縣が雜種税を賦課すれば附加税に轉換するのが至當であるは言ふ迄もないが、定額課税なるが故に貨幣價值の騰落に伴ひ他の方法に依る課税との間に均衡を失しないやう注意を必要

と思ふ。

(註二九) 昭和五年度の東京市課税額は六八、一六〇圓で壹個に付十二圓乃至三十圓を課してゐる。

一一二

(三〇) タンク税

昭和五年横濱市に設定、神戸市も雜種税中に之を設けてゐる。市内に於てタンクを所有するものに賦課するもので家屋税との均衡賦課を適當と認むるも、従つて課率は家屋税課率の程度を考慮し重課に陥らぬやう注意を要すると思ふ。

(註三〇) 昭和五年度に於ける横濱市の課税額は三七、八三二圓で一立方米に付四錢八厘を課してゐる。

神戸市の昭和六年度豫算額は六〇一圓で百立方尺に付一錢で横濱市に比し僅少の負擔である。

一一三

(三一) 電柱税

電柱税も雜種税の法定課目であるが、府縣中電柱税を課せざるもの、電柱税に代る公納金を徵する府縣下の市町村に於て之が設定は止むを得ないと思ふ。現在大阪府下二市四十三町村、東京府下一村、山梨縣下三村に之を設定してゐる。(註三一) 電柱税は軌道税、電車税等との關係もあり、又別に通牒を以て制限してゐる木柱、鐵柱等の區別の可否、送電用、配電用等の負擔の權衡問題等研究すべき餘地が甚だ多い。之等の改正問題は別として電柱税の賦課が適當とするならば、課税の統制上是非雜種税として設定し、市町村は附加税に轉換せしむるを適當と思ふ。

(註三一) 昭和五年度の市町村特別税としての電柱税賦課額は八二、七七五圓である。

一一五

(三二) 立木伐採稅 民有材の立木を買受け伐採するもの。民有林の立木を伐採するとき其の所有者に又は賣渡人、譲受人等に對し、立木の價格、石數等を標準として課するものにして、現存の特別稅中明治二十四年和歌山縣大都河村に設定を最古とし、北海道芦別、穂別村に設定を最近として一道五縣三十六村に及んでゐる。
(註三二)

(三三) 山林立木伐採價格割 明治四十年前後三重縣下六ヶ村に設定を見た。山林の立木を伐採するものに對し賣買價格又は見積價格を標準として賦課するもので、一般經費に充つるものと基本金の造成等の特定の目的に充つるものがある。
(註三三)

右は何れも立木伐採稅であるが、岩手、宮城、奈良、和歌山、山口、宮崎の各縣に於ては雜種稅として設定してゐるから、附加稅に轉換出来るものは之に因り其の他のものは雜種稅と共に流木稅等の關係を考慮し改善し負擔の公正を圖るべきと思ふ。

(註三一) 昭和五年度に於ける課稅額は立木伐採稅一六、五四七圓、山林立木伐採價格割三、二五六圓である。

一六

(三四) 木材輸出稅 明治二十五年乃至大正十年の間に奈良、高知、大阪の府縣下二十二町村に設定し、内奈良縣十九町で大部分を占め、大阪府は一ヶ村で木材移出稅と稱してゐる。稅目區分は異なるが、町村外に移出する木材其の他林產物に對し見積價格を標準として其の輸出行爲者に課するものである。
(註三三)

(三五) 林產物輸出稅 大正九年三重縣下二ヶ村、昭和三年宮城縣下一ヶ村に設定せるもので、大體木材輸出稅と同類である。
(註三三)

(三六) 輸出稅 高知縣富岡村に大正九年設定木材及其の加工品を輸出するものに對し賦課するもので前同様である。

右は何れも同種の特別稅であるが、本稅は其の實質營業稅に類するを以て、營業稅の輕減に伴ひ權衡を保つて相當輕減すべきものと思ふ。又本稅は立木伐採稅、流木稅との關係もあり稅制上研究の餘地ありと思ふ。

(註三三) 昭和五年度の課稅額は木材輸出稅一三九、五一〇圓、林產物輸出稅四、九五九圓、輸出稅一三〇圓、計一四四、五九九圓である。

一七

(三七) 運送稅 高知縣多ノ鄉村に大正十四年創設したものにして、營業の目的を以て石材を採

掘し又は竹木を伐採して牛馬を使役する荷車を以て石材又は竹木を運搬し、又は運搬せしむる者に運送の重量に応じて賦課するものであるが、昭和五年度は賦課の事實がない。

本税は道路損傷に對する負擔と見るべきであるが豫算計上三六圓に過ぎず、又運送業者であるから營業税との關係を見れば特別税設定の理由に乏しいので廢止するを適當と思ふ。

二八

(三八) 水車割 明治三十二年栃木縣北郷村に、明治三十四年靜岡縣島田町に設定したもので、雜種稅の水車稅と同様所有者に賦課するものであるが、兩縣とも縣稅を賦課してゐるから、附加稅に轉換するを適當と認む。然し縣稅に付ても同論であるが、水車の如きは古代動力機で近代の各種新式動力機の普及した今日、他の稅に比し擴稅力に乏しい物件であるから、不課稅と爲すを最も社會政策的整理と思ふ。

(註三四) 昭和五年度課稅額は四一八圓で前者は個所數及白數に依り後者は馬力に應じて課稅してゐる。

二九

(三九) 牛馬割 牛馬を標準として其の所有者に賦課するもので、現存中明治二十九年宮城縣階上村に設定を最古とし、他は北海道下に於て設定多く最近迄に三十五町村の設定(註三五)を見た。

(四〇) 牛頭割(牛頭稅) 明治三十四年廣島縣仙養村に於て畜牛飼養者に課する爲(註三五)、大正三年同縣美古登村に於て牡牛飼養に課する爲設定した。

(四一) 牛馬頭割 (註三五) 明治三十八年乃至大正二年廣島縣下三ヶ村に其の設定を見た。牛馬の飼養者に課するものである。

右は何れも雜種稅法定課目の牛馬稅と同様の課稅に付き雜種稅を課する限り、課稅の統制上附加稅に轉換するを適當と思ふが、牛馬課稅の如きは農家經濟逼迫の現狀に鑑み、或は牧畜業に對する不課稅の權衡上廢止するを適當と思ふ。尤も馬匹中乘馬の如きは擴稅力ありと認むるも、競馬法の課稅廢止の精神或は地方競馬の觀覽稅との關係上矢張課稅しない方が適當であらう。

(註三五) 昭和五年度の市町村特別稅としての牛馬課稅總額は二一、六四七圓で、前記の外福岡縣下に一ヶ村あつたが之を廢止した。

二〇

(四二) 船舶割 明治三十四年北海道福島村に設定、船舶の所有者に賦課するものであるが、(註三六) 雜種稅の法定課目に船稅あり、道府縣何れも課稅してゐるのであるから、市町村は附加稅を課し別に特

別稅の設定は適當でないと思ふ。

(註三六) 昭和五年度の課稅額は五九一圓である。

三一

(四三) 陶窯税 昭和三年岡山縣伊部町に設定、各種陶窯業の使用する陶窯の平面積を標準として所有者に賦課するものであるが本税は實質營業税に類するものであるから、營業税の輕減に伴ひ權衡を保つ必要があると思ふ。

(註三七) 昭和五年度の課稅額は一、二七五圓で一坪に付一圓五十錢の課率である。

三二

(四四) 火葬税 本税は大正九年香川縣下太田村に設定村内火葬場を設け、火葬營業を爲す者に對し賦課するものなるも、(註三八)元來火葬の如きは公營とすべき性質のものに付、稅收入も四百圓位に過ぎず、特別稅設定の理由に乏しいと思ふ。

(註三九) 昭和五年度の課稅額四〇圓火葬料一圓に付五錢を課するのである。

三三

(四五) 白砂税 本税は明治二十七年和歌山縣瀬戸鉛山村に設定あるのみにして、有料無料又は自用他用を問はず白砂を採取するときに於て、一駄(四十貫を云ふ)に付一錢宛を土地所有者若は借

地人に賦課するものであるが、近年は存目に過ぎないから廢止するを適當と思ふ。

三四

(四六) 神戸市特別稅雜種稅 府縣費の全部の分賦を受ける市は法令の定むる所に依り府縣稅たるべき課目に付き特別稅を賦課することができます。其の該當市は現在神戸市のみであるが、同市の家屋稅、特別地稅、營業稅は即ち夫である。雜種稅に付ては規定はないが府縣稅雜種稅の課目に準じて、特別稅雜種稅を設けてゐる。要するに神戸市の特別稅の中には縣稅に相當するものと附加稅に相當するものとが混合してゐる譯である。特別稅雜種稅の中には地方稅に關する法律施行勅令第十七條に列記する船外十四課目の外に特に許可を得て増加した種目がある即ち左の通(註三九)である。

タンタ、觀覽、傭人、自用玉突臺、遊技場、遊覽所、

右の種目に付前述の例に倣ひ説明を加へる。タンタ、觀覽に對する課稅に於ては既に述べた所である。

傭人稅は多數の府縣が特別雜種稅として賦課してゐるもので、法定課目へ追加すべしとの意見がある、本税は通牒に依る制限に因り家用の僕婢に限り傭主に賦課するもので擔稅力あるものと思ふ。

自用玉突臺稅は俗に四ツ玉、ポケット又はポーカーラインの類に對し所有者に課するもので、府縣の特別雜種稅中にも相當存在する奢侈的消費稅で十分擔稅力ありと思はれる。

遊技場、遊覽所の兩稅は神戸市のみ之を賦課してゐる稅で、經營者に賦課する場所に對する課稅であるが、別に營業稅として遊技場業、遊覽所業に對し課稅してゐるので二重の負擔となり、過重の感がする。營業稅の輕減に做ひ相當課率を低減するか或は營業稅に統一して適當の課率を定むるか整理の必要があると思ふ。

(註三九) 昭和六年度豫算に於ける特に設けたるタンク外五稅の稅豫算額を示すと左の通りである。

タンク六〇一圓、舎人三五、六九六圓、觀音四五、〇六七圓、自用玉突臺五、七六〇圓、遊技場一五圓、遊覽所二、一一三圓。

家屋稅及其の附加稅の

地方稅制上に於ける偏重傾向

財團東京市政調査會理事
法人東京市政調査會理事
大阪商科大學市政研究室主任 池田宏

一 はしがき

我國に於ける地方稅上の全局問題として、地方稅が物稅を重しとしたるは、國稅の間接稅に重きを置けるを緩和してゐるといふ見方に對しては、神戸博士の行届いた注意がある¹⁾。中にも博士が、特に家屋稅に付き、課稅物件及納稅義務者としては、此の稅の物稅たる結果納稅義務者の全き人的能力に應する能はず、可なり住居者に轉嫁せらるゝ可能性あるにも拘らず、課稅標準として家屋の維持、損減に要する費用は、小住宅に於て度合の強きに拘はらず之を考慮せざると、稅率の比例的なるは、貧者の過重負擔と爲る可能性を有すと指摘してゐる點は、何人の常識にも首肯し得られる。

家屋稅が、以上の傾向を有つ以上、之に對する附加稅を、本稅の進率に依り市町村の一般稅として採用するに就ては、貧富の懸隔甚しくして、さなぎだに夥しき無產群を加へんとする都市に對しては之に依りて貧者の過重負擔が拍車をかけられぬ様に工夫按排せられなくてはならぬ。

顧みれば、從來家屋稅は、地方毎の實情に依り戸數割の代替稅として課するを特認せられたるものなるを以て之が課稅の方法及標準は、之を全國的に見れば、統一あるなかりしは素より其の所である。之が負擔は、主として地方的事情に制せられてゐた關係上、全般的に考察すれば、家屋稅の負擔は、各地を通じて公正に配分せられたものとはいへなかつたであらう。されば家屋稅が、形質共に、全國一律に家屋の賃貸價格を標準として課稅せらるゝの主義に則るに至りし事は、之を概言すれば、家屋

¹⁾ 神戸正雄 「最近地方稅問題」十五頁以下、家屋稅の貧者過重負擔の可能性に就いては同書三一頁——三二頁。

稅其のものの課稅標準としても適切である計りでなく、租稅負擔公正原則への努力としては認めらるべき事であらう、乍併稅制は、達觀して見ると、政治組織の構成が、代議制に協つてゐる限りは、自治の運用克く、如何なる稅制をも自然に全體の機構體制を通じて負擔公正の原則に近づかしむるに至るものといふ事が出来る。従つて新稅は常に惡稅なりといふ見方をする學者すらある程である。されば家屋稅の如くに、夙に自治制の實施以前から行はれて自然に租稅體系の均衡を保つてゐた沿革のあるものに在りては、之が稅制の實際が地方に依て區々に流れてゐた傾向のありし事を目して直に之を負擔の均衡論の俎上にしたり、國稅整理の必要の爲に強ひて理想論を振り翳して家屋稅制の統一を圖らんとするは、必らずしも當を得たりとする事は出來ない。之が改正を逐ぐるに當りては、必ずや多年に亘る自治制の運用に依り、自から全體の稅制を通じて負擔配分の均衡を維持するの企圖の下になされた結果が、此の稅制の實際をして地方的に區々たらしめた事に深く注意すべきであつて、其の地方課率は假令區々であつたとはいへ、各地に於ける稅全體の運用を通覽すれば、孰れも自主自治的に理由あり、夫れ自身地方稅としての體系を構成して、適切なりとされてゐたものが、偶々國稅整理の方面から、其の主眼とした收益稅主義を補完する爲に、一舉にして、一律に收益稅主義に改められざるを得なかつた事は、之が實施準備として假すに相當の年月を以てし、別に暫定的經過方法をも具したりといふのである。

しても、其の間の安排に、今尙相當の無理を包藏してゐるであらう事は、蓋し免かれ難き數であらう。

斯様の見地から、今しも地方稅全體の現狀を通覽して負擔公正の原則適用上遺憾なきを期すべき大切の時機だと思はれる。今回の全國都市問題會議が、各方面から多大の期待をかけられる理由は、茲に在ると思ふが、私はこゝには、特に家屋稅及其の附加稅實施の跡のみを、一瞥して、其の地方稅制上に於ける地位を檢し、之が實體の都市の將來に如何なる影響を與ふべきかに言及し、識者が此の稅制を、國の收益稅制を補完するものとして讃美する前に、深く省察せられんことを切望せざるを得ないのである。

二 地方稅に關する法制上の帶有する家屋稅及其の附加稅の 地方財政上の使命

大正十五年三月地方稅に關する法律は、地方稅制度上種々の項目に亘つて幾多の釐革を齎らしたが、中にも、最著大の事象としては、從來地方制度上に於て認めたる特別稅の外に、學者の所謂獨立稅を創認した事を推さなければならぬ。而して其の新に地方の獨立稅として一般的に認めたるものは、道府縣に在りては、收益稅としての家屋稅にして、市町村に在りては、資力稅としての戸數割である。然るに法律は、市町村に對しては、家屋に對する稅と、戸數割との間に擇一せしむる事とし、同時に併課

²⁾ 市制第百十七條第一項第二號及第四項、町村制第九十七條第一項第二號及第四項。³⁾ 前示法律第一條。⁴⁾ 同 第二十二條。

するを得ざりし舊制を改めて、戸數割を施行せる市町村に在りても、家屋税附加税を賦課し得べきを原則とし、例外として戸數割を賦課せずして家屋税の附加税のみを賦課し得べきことを認めた。蓋し一般に市町村は、府縣税に對しても、國税に對すると同じ様に、附加税を賦課し得べきは、地方制度上の定⁵⁾である以上、市町村は戸數割を賦課すると同時に、家屋税附加税をも賦課するを原則とすべきは勿論である。唯事實戸口夥多にして一定時に公正に區域内の各戸に就き資力の調査を遂げ難き地方もあれば、或は住民の移動性劇しくして戸數割課徵上の困難を伴ふ地方もあるべきに依り、法律は、特に内藏兩大臣に於て戸數割を賦課し難きものと認めたる市町村に對してのみ戸數割の代りに、家屋税附加税のみに依ることを認めたのである。⁶⁾而して此の例外の場合には、法律は家屋税附加税は、尙該年度に於ける市町村税豫算總額の一定限度を目安として増徴する事を得べきものとし、原則に依りて戸數割と、家屋税附加税とを併課する場合には、家屋税附加税の賦課率は、之を本税の半額以内に制限してゐる⁷⁾。

抑々地方税に關する法律の施行勅令が斯の如く、原則として家屋税附加税に對しては、之を戸數割との關係に於て、之が賦課率に於て調整するの策を探り、家屋税附加税を賦課し難き特別の場合には、目安を豫算總額の割合に求め、其の所得稅附加税を併用すると否とに依り、此の稅額に付き調整を試むる事としてゐるのは何故であるか。既に家屋税が、収益稅なりとする以上は、戸數割や、所得稅附加税の如き資力稅と兩立併課して妨げざるは、言を俟たざる所である。國家は、如何なる場合に上特別の使命を帶有せしめてゐる事を見遁すことは出來まい。

も稅制の維持上、各稅毎に賦課率を制限するの理由ありととしても、此の制限方法を、特に家屋税附加税に對し、一面に於ては戸數割に絡み合せ、他の一面に於ては、豫算總額に對する割合を接じて、之を所得稅附加税とも絡み合して、之が調節を試みんとしたるは、家屋税附加税の性質は、名は収益稅と稱せられ、其の形式は家屋の所有者に課せられる稅なりとするも、其の實家屋の占有者に轉嫁せらるゝことを豫期する資力稅の變形たることを認めた事を拒み得ないであらうし、又此の稅に財政安排上特別の使命を帶有せしめてゐる事を見遁すことは出來まい。

之を實際に微するに、此の法律は、大正十五年度分より適用せられてゐる⁸⁾が、家屋税及び其の附加稅並に戸數割に關する限りは、昭和二年度分よりの適用である。⁹⁾加之此等の新法適用は、地方稅制上の大變革たるのみならず、特に家屋税は、新制實施準備に相當の年所を要したる關係上、昭和四年度迄は、同法施行勅令中に暫定法を規定して之を経過的に適用したものであつた。從つて新法に依る制度は、事實上僅に二年の實施經驗を有するに過ぎない。されば、今日の處は、家屋税及其の附加税に對しては、都市の稅制として今後果して如何なる發達を遂ぐべきかは、無論未だ遠かに豫斷するを許さない場合である。

乍併、現に此の法律の建前からすると、地方制度上の特例なりとしてゐる戸數割を賦課し難きものとして家屋税附加税の増徴を認められてゐる都市は、既に三十有餘を算してゐる¹⁰⁾。是家屋税が戸數割の代替稅とせられてゐた時代にも、地方の實情に應じて家屋税を施行せる都市の數は、三十以上

⁵⁾ 前示法律 附則第一項本文。⁶⁾ 前示法律附則第一項。⁷⁾ 同第四項。⁸⁾ 前示法律施行令第十一條第一項。⁹⁾ 同第十條第一項。¹⁰⁾ 同第十一條。

あつた事に想到すれば、何の不思議もないとはいへ、戸數割を賦課し難き特別の事由を共通にするを原則としてゐる都市をして、自から普遍的に戸數割を捨てて家屋税の附加税に赴かしめ、法律の認むる特例は、遂に却て原則たるに至らしむる傾が極めて顯著であると見なればならぬから、新法に依りて帶有せしめられてゐる家屋税及其の附加税の性質と、其の財政上の使命とは、都市政策上の大問題と謂はねばならぬ。惟ふに家屋税及其の附加税は之を概言すれば、第一に土地營業と共に、國及地方公共團體の施設經營に依りて利益を享受すること著しき家屋に對し、課稅に服せしむるものなるに依り、負擔の衡平を得るに適すといふべく、第二に之が賦課徵收の實際は、納稅義務者の所得額や資産状況の如く容易に公正に捕捉し難きものを捕へて專恣的に資力を決定する戸數割より異り、賦課の方法極めて合理的にして容易に公正明確ならしめ得べきのみならず、其の賦課基準たる家屋の賃貸價格の決定に付ては、特に公選に依る家屋税調査委員の調査に依るの點に於て、自主自治の要素が極めて強く働くものであり、第三に此の税は僕令都市にありては、Herrickの夙に唱導せる如く、借家人多きが爲に、家屋の所有者は對しては立替税たるものと爲り易くして社會政策上懸念なきは非ずと雖も、之は必ずしも此の税のみの本質的缺點といふべき程のものに非ずして、避けんとすれば避け得られる事である。加之第四に夫れは同時に直接の市税負擔者を激減せしむることとなるかも申ゆ戸數割を徵收するに比すれば著しく徵稅費を輕減せしむる結果と爲り、惹てば徵收不能額をも少からしむるものであるから財政政策上よりも望ましいといへる。而して特に此の税を地方税とすることは第一に稅源

たる家屋の收益が土地の収益及營業の収益と共に地方團體の施設經營に俟つもの多きの點に於て、此の税を認むることによりて地方税の體系中に學者の所謂利益原則を極めて公平に取り入れることとなつて、地方税制として極めて相應はしい。第一に、財政政策上から見ても、都市に在りては、戸口の増殖率著大にして、都市施設の完成、文化の向上に伴ひ、家屋の改善も絶えず行はれる等の關係は自然增收を確實に豫期し得しむる長所がある。第三に經濟上租税として轉嫁し得べき性質を有つてゐることは自から租税に免かれ難き納稅義務者の感する主觀的犠牲乃至は苦痛を著しく緩和するのみならず、その賃貸價格を標準とすることは、家屋税として最も理想に近く、併かも、第四に政治政策上市民として賃貸價格の調查決定に參與するといふことは、著大の安全辨であることと相俟ちて負擔の公正原則に適合せしむる。第五に課稅技術上より見るも、都市に在りては、賃貸の事實多きにより調査容易にして遁脱を防止することも出来るし、賦課徵收上の面倒もない。此の事は、同時に第六に、徵稅諸費を輕減し得べからしむるにより、前示彈力性に富む等のことと相俟ちて市政上望ましいといへる。凡そ此等のことは、都市をして必ず自から戸數割を去つて此の税に赴かしむることと斷ぜしめて蓋し大過なからう。斯様に將來の事をも考へると、問題は實に大きいのである。

三 家屋税及其の附加税の實績

之を實情に徴するに、道府縣に在りては、新制によりて失はしめられた戸數割の地方税上の地位

¹²² 同第二十條、昭和四年十二月勅令第四百三號家屋税貨價格調査令。

¹²³ 同第二十四條、第二十五條。

に代りしものは、主として特別地税と家屋税とであつた關係もあるので、家屋税收入は、道府県税收入合計の六分一内外に止まつてゐる⁽¹⁴⁾が(後)、之が附加税の市税上に於ける地位は、昭和六年度當初豫算を一瞥すると如何にも驚くべき程になつてゐる。即ちその全國都市の歳入總額は、六億三千萬圓であるが、その中市税收入は、約一億二千萬圓にして、市民一人當りの負擔額は七圓六十二錢七厘に相当してゐる⁽¹⁵⁾。然るに家屋税附加税は實に約三千五百萬圓の巨額に上り(神戸市の特別税家屋割三百七十餘萬圓この外にあり)、市税課目中の王座にありて正に其の税額は、遙かに他の諸税を凌駕してゐる。即ち市税中の約三割四分五厘迄は實に此の税から取立ててゐるのである。而して此の額は所謂三税即ち國税たる地租、營業収益税及所得税に對する附加税の合計よりも遙かに大きいことを注意しなければならぬ。翻て之を昭和五年度の當初豫算に比すれば約三百萬圓の増に相當し、昭和四年度の決算に比すれば、實に五百萬圓に垂んとする巨額の増である。此のまゝ推移するとすれば本年度以降は、必ずしきものとしては地租附加税の釘付けにせられてゐるのは別として、國税たる營業収益税及所得税の附加税に對しては、勿論府縣稅たる營業税及雜種稅の附加税に對しても期待するを得ざるべきにより、上敍の如き性質を有する家屋税の附加税に向て誅求する傾あるは、自然の勢と謂はなければならぬからである。斯くて恰も此の税は、今や往年に於ける府縣稅戸數割の如くに、市財政調節の作用を營なましめられんとするが如くに見ゆる。即ち一切の歲入不足額は、戸數割によりて豫算面の辻褄を

合さんとしてゐたことは、今や都市に於て家屋税附加税の上に歴然としかけてゐるのである。今や地方税に對しても、かの第五十九議會に於けるロンドン海軍條約の成立に基きて樹てられた減稅計畫に絡められた地租法の制定等地税以下營業収益税等の改訂に伴ふ地方稅法改⁽¹⁶⁾正の影響あるを免かれない。さはいへ、折柄の經濟界と社會狀態は、地方費の大緊縮を斷行せしめ得ざる關係上、地方稅に在りては、事實僅に特別地稅と雜種稅及其の附加税の收入に於てのみ現狀維持し得べき程度であるのを除いては、他の諸稅は、公益企業の經營に伴ふ使用料の類と共に一般に減を見込まさるを得ざるに拘はらず、獨り家屋税及其の附加税のみが著大の増加趨勢に至る事は、正しく以上の消息を語ると見てよからう。いふまでもなく、家屋税附加税は、本稅たる家屋税の伸縮に伴ふを本性とする。乍併現に家屋税に付ては、家屋の賃貸價格に對する賦課率は、府縣知事、内藏兩大臣の許可を得て之を定むるの制を立てたるは、地方稅制上當然の措置であるとしても、地方稅に關する法律の制定に際しては、毫も地方稅の支辨方法改正に關する根本問題に觸るゝ事なしに、漫然從前の制を既定のものとして踏襲し、唯稅種の組替を爲したるに過ぎないことは、自から前述の如き一般傾向あらしむるに十分であるにも拘はらず、特に府縣に對しては、恰も財政調節の役目をしてゐる戸數割を、市町村に譲りたるの故を以て、其の代りに家屋税を以てしたる地方稅に關する法令自體の機構が、既に家屋税をして財政調節の用に供すべきを暗黙の裡に是認したと見るべきであつて、其の昭和四年度分迄の經過規程の運用に關し、府縣をして豫算總額に付き内藏兩大臣の許可を受けしむべきの制を立ててゐることと共に、家屋税及其

(16) 昭和六年法律第五十一號等。

(17) 地方稅に關する法律の施行勅令第八條第一項、同法第十三條。

(18) 同勅令第八條第二項。

14) 第三回全國都市問題會議參考資料 内務省地方局編 昭和六年度地方財政概算二九頁。

15) 同上三三頁以下。

の附加税が以上の性質を帶有することを自から間はず語りに墮ちてゐるものと謂はなければならぬ。

實際に於ても、昭和二年以降に於ける道府縣及市の歳入に關する左の諸表を對照するときは、家屋稅及其の附加稅が、道府縣及市に於て歳出入を調節する作用を營みつゝあるの傾向を認めしむるであらう。

四 家屋税及其の附加税の偏重傾向

家屋税及其の附加税の内容を検討するに當りては、第一に家屋の範囲の如きも、地方税に關する法律の施行勅令(第一)に依りて明確なるに似たりと雖も、同法律は、第十一條に於て家屋税を賦課するを得ざる家屋の範囲は之を命令の規定に譲れるあり、併かも命令は、更に之が規定を府縣の定に譲れるは勿論、之が賦課率亦府縣の定に俟たざる可らざる關係あるが故に、家屋税に關する府縣の定を審かにして各府縣の實例を比較するに非ざれば、家屋税及其の附加税の實相を捕捉すること能はざることを注意しなければならない。然るに之に關する資料は甚だ乍遺憾不十分である。されば、今回如き機会には、是非共、道府縣の參加を得て、會議に、當該資料を完全に供給せられる様にありたいと切望して歎まぬ次第であるが、茲には、假りに便宜の爲め、前示地方財政概要中より、家屋税附加税に關係ある部分を綜合して便覽を作り、聊か之が内容に付き検討を試みてみたい。

此の表に依て第一に注意を惹くことは、前示の如く、戸數割併課の本則に依らずして家屋税附加税

税	市	町	村
分		賦	額
正	一	八	五
大	二	九	六
三	三	十	七
四	四	十一	八
五	五	十二	九
六	六	十三	十
七	七	十四	十一
八	八	十五	十二
九	九	十六	十三
十	十	十七	十四
十一	十一	十八	十五
十二	十二	十九	十六
十三	十三	二十	十七
十四	十四	二十一	十八
十五	十五	二十二	十九
十六	十六	二十三	二十
十七	十七	二十四	二十一
十八	十八	二十五	二十二
十九	十九	二十六	二十三
二十	二十	二十七	二十四
廿一	廿一	二十八	二十五
廿二	廿二	二十九	二十六
廿三	廿三	三十	二十七
廿四	廿四	三十一	二十八
廿五	廿五	三十二	二十九
廿六	廿六	三十三	三十
廿七	廿七	三十四	三十一
廿八	廿八	三十五	三十二
廿九	廿九	三十六	三十三
卅	卅	三十七	三十四

19) 前掲地方財政概要 第五表、第六表及第十三表、第十四表に依る。

20) 大正十五年十一月内務、大藏省令地方税に關する法律施行規則第一條。

第一表 以昭和二年一度 道府縣歳出歳入一覽表

(昭和四年度迄決算額、昭和五年度以降當初豫算額)

備考
歳入税外収入内課左の如し、尙昭和元年度に於ける戸税割収入額五四、七七八、六六七圓なり。

第二表 以昭和二年一度市歲出入一覽表

のみを課税しつゝ、都市は、種々の人口階級を網羅してゐるといふ事である。即ち人口五十萬以上の都市に在りては、神戸市の特別税家屋割に依る以外は、全部家屋税附加税のみに依り、人口十萬以上の大都市に在りては、廣島、長崎、仙臺、八幡、岡山、鹿兒島、堺、横須賀、和歌山、濱松及川崎の諸市皆之に依るのみならず、人口五萬以上の都市に在りても、豊橋、徳島、室蘭、前橋、富山、岡崎、福井、姫路、高崎、若松(福岡)八王子、高岡の諸市、人口五萬未満の都市に在りても、尼崎、千葉、一宮、明石、西宮、瀬戸及倉敷等の諸市亦之に依つてゐる。此等の都市に於て、戸數割を賦課してはゐない事は、頓がて市に在りては、戸數割を驅逐して家屋税附加税單行制の日あるを想像せしむるに十分である。

第二に此等家屋税附加税單行の都市に付其の市稅上に於ける地位を見ると、其の一人當りは、三圓十三錢九厘見當にして、稅收入の約四割迄は、實に家屋税附加税に依つてゐる勘定と爲るのであつて其の戸數割併用制に依る場合よりも、家屋税附加税に依ること強く、家屋税附加税の課率から見ても全市平均は、本稅一圓當一圓六十五錢六厘なるに對して、此等の都市に在りては三圓六十三錢九厘即倍額以上で、要するに此等の都市にありては、孰れの點より見ても特に家屋に負擔を過重にしてゐる事を認めざるを得ない。併かも市稅制限外課稅に依るものに在りては家屋税附加税に依るもの七百七十萬圓餘の中、此等の都市に屬するものは實に六百萬圓を超え、所得稅附加税に依るもの五百三十萬圓餘の中、此等の都市に屬するものに至りては約三百二十萬圓に達してゐる。

以上は地方財政上に於て、偏重せらるべき運命を帶有する家屋税及其の附加税は、實際に於ても、偏重せらるべき傾向極めて顯著なる事を語るものと思ふが、斯の如きは果して第一に負擔公正の原則から見て適當なりとするか。第二に夫れが何程であるかは、立證するの資料に乏しくはあるが、少くとも賃貸借の目的と爲つてゐる限りは、法制の豫期してゐる様に、家屋の占有者に轉嫁せられてゐる事實は之を止むを得ずとして看過するを得べきか、問題の核心は茲に在る。

五 家屋税及其の附加税偏重傾向の影響と之が救済

家屋税及其の附加税の偏重は、都市に在りては家屋の賃貸事實普通にして、其の占用者に轉嫁せらるべき事實を介して獨り住宅問題上の深憂たるのみならず、諸營業者の負擔に對しても、過重ならしむるの事實と、神戸博士の指摘する賃貸價格計算上の問題として、家屋の維持費減損費を控除せざる事等とは相重疊して都市生活を脅威するものといはねばならぬ。併も貧者に負擔過重なる反面に於ては、有産者の負擔軽きに過ぎて公租の配分適正なるを得ざるを意味するものとして、社會政策上由々しき問題を、其の間に包藏してゐる事を認めしめざるを得ないのである。

各都市に於て賃貸家屋が、何割を占めてゐるかは詳かでない。乍併事實大都市にありては、市民の大部分は、自己の家屋を有することなく賃借してゐるのを常態としてゐる。給料生活者は素より、諸營業者亦比々として皆然りである。

昭和五年國勢調査の結果が公表せられない今日に在りては、部分的の調査を基礎として立言するの外はないが、東京市に於ける普通世帯の住居のみの室數別割合を見れば、一室世帯は、千分の一六九、二室世帯は、千分の二三七、三室世帯は千分の二四七、四室世帯は千分の一六八にして、是支ケで實に八割二分強を占めてゐる。²¹⁾無論東京市の例は、都市の常型となし得ないが、孰れの都市に於ても小住宅が過半を占むるであらう事は、想像するに難くない。此等の小住宅に住する者は、極めて少數の例外を除くの外、通則として貸家賃間生活者である。諸營業者の店舗兼住宅も此の中に含まれてゐることは申す迄もない。

以上の大勢に對して此等給料生活者及び中小商工業者並に其の同居世帯を包羅する家屋の所有者は、通例家賃十ヶ月分の收入を以て收支計算の基礎とし、家屋税及其の附加税相當額は、其の家賃收入中より控除して利潤を計算してゐるから、假令不景氣で借手が無い事があるからとて、空家が久しきに亘らぬ以上は、其の懷中より税を支拂ふ様な事はない事と、家賃即ち賃貸價格は、借家法にありては、土地家屋に對する公課の増減に依りて支配せらるべきを認めてゐる事とを正視しなければならない。

以上の事實を前にして、一般に家屋税及其の附加税の課稅標準たる賃貸價格の計算に當りて常に斟酌せらるべき決定要素たる地位は、第一に家屋の建築敷地たる土地に對する國稅及府縣稅の課稅標準たる土地の賃貸價格の構成要素としても常に斟酌せられざるを得ざる關係に在る事と、第二に營業稅又

²¹⁾ 昭和七年三月三十一日發行東京市市勢統計原表第二卷世帯及人口篇二八頁以下。

²²⁾ 借家法第七條。

は雜種稅中のあるもの、若は此等の附加稅の課稅標準としても、當然に考慮せらるゝ事とは、必ず此等の課稅相互の間に、重複課稅の存すべきことを惟はしめたるに顧みるときは、都市の稅制、殊に家屋稅關係の貨貸價格を課稅標準として統一するに至りし新制の如何に中產階級以下無產層級の生活利益を強壓するかを察して、顰蹙せざるを得ないのである。

家屋の貨貸料が如何に小產者を強壓するかは、Schwabe の法則に依りて何人も知る所である。何人も家屋なしには、生活を營むことも出來なければ、生活の本源たる財を得ることも出來ない。嫌やでも應でも、不廉と知りつゝ、借家借店をしなければならぬ。商工業者は、其の生産物なり、賣品を介して店販を得意に轉嫁する途もあらうが、労働者其の他給料生活者は、之あるが爲めに、其の勞働なり給付を高く賣ることは出來ないから夫れは正しく直接に生活の脅威である。其の上に中小の商工業の供給に俟つ生活需要品の獲得を通じて、餘計の負擔をも餘儀なくせらるゝに至ることをも、考慮の中に入れなくてはならぬ。

翻て地方稅に關する法律が、其の第十一條に於て、貨貸價格一定額以下の家屋と、公益上其の他の事由に因り課稅を不適當とする家屋に對しては、家屋稅を賦課せざることを得と規定したるは、畢竟するに、家屋稅及其の附加稅の、直接には納稅義務者の企業經濟を壓迫する結果と爲り、間接には其の轉嫁せらるゝ中小商工業家並、給料生活者等の生活を強壓するに至らんことを虞れて、豫め深く之に備へたるに因るものであらう。然るに、實際に在りては、此の稅に對しては、前述の如く財政調節の役目

を課してゐる爲めに制せられて之に關する府縣の定は、甚だ冷淡にして殆んど見るべきものがない。

第一に前示法律の正文に高掲せられてゐる家屋稅の免稅點に關する二三の實例に依れば、兵庫縣にては一廉の貨貸價格年額一圓未滿、新潟縣に於ては、一構の貨貸價格年額五圓未滿、三重縣にては、三圓未滿、宮城縣にては、六圓未滿の家屋でなければ、家屋稅を課せられる事と爲つてゐる。茨城縣にては同じく十二圓以下の家屋には家屋稅を賦課せざる事としてゐるが、寧ろ例外の部類に屬し、何等の定めをしてゐない府縣も、少なからずといふ有様である。其の免稅點餘りに低きに失するは、府縣の定としては、町村にも行はれる事であるから、止むを得ぬ事かも知れぬが、農村漁村の類には大體收益稅としての家屋稅を施行することが無理であつて、別に考究すべき筋と思ふけれども、本篇は此の點に觸れないとして、都市若は其の郊外町村に對しては、須らく免稅點を高くして細民の苦痛を濟ふのが急務である。現に住宅政策上からら的理由であるが、住宅組合の住宅の建設購入若は住宅用地の取得又は組合と組合員間の住宅、若しくは其の用地の所有權の移轉に關しては地方稅を課することを得ずと迄規定してゐる事⁽²⁵⁾と對照して見ると、何故に此適用の最も多い都市及び其の郊外に對して、法律自から進んで家屋稅の免稅點を明規せざりしかを怪しまざるを得ない。

公益上其の他の事由に依り、殆んど全國的に免稅せられてゐるものとしては、學術技藝其の他公益の用に供する建物、產業組合の用に供する建物、農業倉庫法に依る倉庫、灰小屋、堆肥舍、農家の家畜舍、家禽舍の類及び貧困に因り公費の救助を受くる者の居住する建物の類を擧ぐることを得べく、

(25) 住宅組合法第十一條、產業組合法第六條ノ二。

(26) 農業倉庫法第十四條ノ二、第十四條。

其の他社會事業の用に供する家屋及菸煙草乾燥場(廣島縣)、有料の借家に非ずして専ら公益若は慈善の用に供する家屋(島根縣)、天災に罹り若は公用又は公共の爲め土地を收用又は使用せられ、引拂ひたる家屋に對しては、其月より家屋税を賦課せず(東京府)といふが如き定めを爲すものを散見してゐるが、之に對しても、亦前項同様に、別の机上論からではあるが、偶々市營住宅に對して家屋税を賦課せざる實際の取扱があることに想到すれば、須らく其の精神のある所に從ひ、進みて一定限度を定め、苟くも市營家屋たると、民營家屋たるとを問はず、家屋税を賦課せざるの制を立つるの必要があらう。

第二に家屋税と、地租並びに營業税等との重複課稅問題より生ずる不都合は、以上二項の運用によつて幾分緩和する事も出来るが、元來此等の稅種間に於ける重複課稅問題は、性質上全く之と別個の問題である。而して之に對しては根本論として、借地借家の實體を社會見解上より捉へて之を市街地建築物法が、建築物に對して餘地の規定を爲せることなり。²⁵⁾ 都市計畫法が、受益者負擔規程中に有益者として建築物の占用者を捉へてゐる事と、民法上の規定及び借地借家法關係等とを睨み合せて、土地に對する課稅と家屋に對する課稅との間に奪ひ合ひなき様に、正しき限界を立つるの必要が切實に感ぜられるが、此の問題は他日の機會に譲るとして少くとも、現に家屋の賃貸價格の評定に當りて、恰も、土地の賃貸價格に相當するものの控除せらるべきことを要求してゐる實例の示す如くに、家屋の維持費及減損費をも控除すると、併せて假初にも他の課稅基礎中に算入せられたる要素は、家屋税の

評定に際しては、必ず除外すべき旨の立法を必要とするであらう。

家屋税及び附加稅制は、差當り以上の諸點に於て變改を試み、之が地方稅制上の偏重を匡救することとは都市政策の要求と思ふが、之を實施する爲には、何としても先づ以て地方稅に關する法律が、家屋税及び其の附加稅に期待してゐる財政上の使命を免じて、此の課稅を、負擔公正原則の正面から建直すと同時に、社會政策上の要求を兼ね充たす様に完全に之を解放しなければならない。



²⁵⁾ 市街地建築物法第十二條、同施行令第五條、第四號及び同上に依る受益者負擔金に關する多數の内務省令。

²⁶⁾ 都市計畫法第六條第二項、同法施行令第十四條。

發行所

全國都市問題會議事務局

東京市日比谷公園
財團法人東京市政調査會内
振替口座東京六〇八二四番

編輯者兼全國都市問題會議

第三回全體都市問題報告第一講題組編
總會研究報告團體組織

刷印舍英秀 式社株會